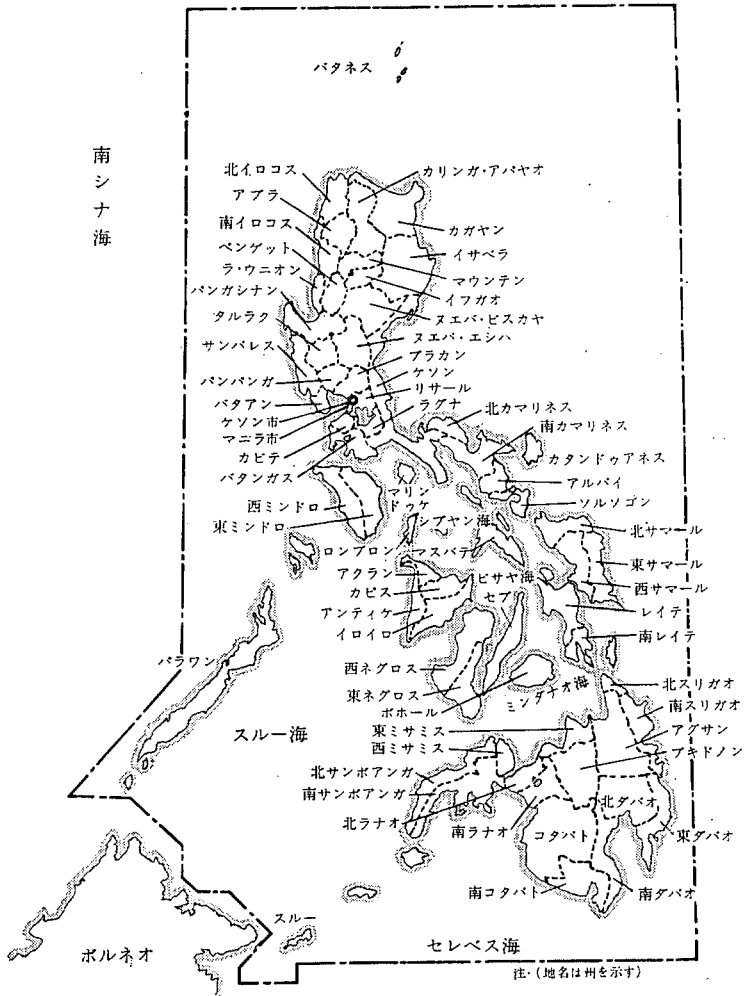


# フィリピン



### フィリピン共和国

面積	30万km <sup>2</sup>
人口	3701万人 (1970年センサス, 暫定数字)
首都	ケソン市
言語	フィリピン語 (タガログ語) (ほかに公用語として英語, スペイン語)
宗教	ローマ・カトリック教 (ほかにフィリピン独立教会, 回教, プロテスタント)
政体	共和制
元首	フェルディナンド・E・マルコス大統領
通貨	ペソ (70年2月21日以後変動相場制—70年9月~12月6.435 ペソ=1ドル, IMF平価は3.90ペソ=1ドル)
会計年度	7月~6月 (1971会計年度とは1970.7~1971.6)
度量衡	ヤード・ポンド法, メートル法 (ほかにガンタ=2.986リットル, カバン=78リットル)

## 1970年のフィリピン

### 1970年の概況——全般的調整期

マルコス政権は第2期就任早々から相関連する二重の過程の進行でゆさぶられ、期待された経済的社会的欠陥の是正と対米依存脱却という基本政策推進は挫折した。深刻な外貨危機によって変動為替相場移行＝実質上のペソ切下げに追いこまれたことは、物価高騰、生産停滞を招来して社会不安の根本原因となった。これと呼応して学生運動の急激な高揚、つれて全般的な社会的政治的動揺に見舞われた。注意すべきは、経済的危機にせよ社会政治的動揺にせよ、マルコス政権第1期(1966-69)の「成功」の裏面で進行していた過程の結果であり、それが69年の再選を強行的にかちとる中で急速に表面化してきたことである。

経済的社会的危機にともなう政治的威信・統制力と対外的地位の低下は、一層急進化した国民のナショナリズム推進、社会改革実現の要求と深刻に対立して、従来みられたマルコス政権の行動力は大幅に減退した。そのため1970年は内外ともに安定回復のための「減速・調整期」たることを余儀なくされた。

経済は金融引締め、輸入・為替の部分的管理の継続、他方債務繰延べ、安定化借款導入など、経済成長は犠牲にして通貨価値安定と外貨ポジション改善を中心課題に運営された。この過程で対米依存はむしろ深まり、米国からの掣肘は一層加わった。

みなぎる社会改革要求の気運に対しては、弾圧政策を強化するとともに憲法会議を通ずる「民主的改革」のコースへ導入することをはかった。一方、社会運動高揚、治安悪化、土地＝少数民族紛争、政治暴力と続発する問題には、その都度対症的解決がはかられただけで、根本的な改革の側面では、とかく実効性に批判のある土地改革区指定

すら今年は停滞するありさまであった。再建された革命運動は弾圧と懐柔の二面政策の中でいよいよ手ごわい敵手に育ちつつある。

政権の最大の政綱である対米諸協定再交渉の日程は無期延期された。ただ相次ぐ基地紛争と高まる国民感情に押されて、基地協定再交渉は早期開始が合意されている。長らく実質的進展がおくれていた対ソ連東欧圏問題では年末にかけてにわかに対ソ国交樹立の動きが活発化した。万事手詰まりの情勢下で、この課題に、調整期を脱して内外政策で行動力を回復しようとする契機が求められている。

### 対外関係——新政策の進展度

【「新対外政策」の現実】 マルコス政権にとって1970年は、再選の基礎の上に対米依存脱却を中心とした「70年代政策」をいよいよ本格的に展開して行く最初の年のはずであった。事実年頭教書はその「新政策」を再確認して、①現行対米諸協定の全面的検討、②経済社会分野での地域協力増進、③全アジア諸国とのフォーラムを通しての政治緊張緩和の努力、④通商・文化交流による社会主義諸国との関係緩和と説明している。

しかし現実には2月開始予定の対米諸協定全面再交渉が事実上無期延期になって政策展開は一頓挫した。それだけではない。全般的な対外姿勢としても、以前みられた自立性がいちじるしく後退した。米軍カンボジア侵攻では早々と米国の主張丸のみの米政府支持の公式声明を出し、当初は形ばかりとはいえ、武器援助方針を表明した。中国問題では、イタリアの中国承認計画に警告の覚書を送り、国連総会では重要事項指定決議の提案国となり、米国以上のタカ派ぶりを示した。前年みとめたハン・スイン女史の入国を今回は拒否し、中華商報編集者ユー兄弟送還では懸案の滞在超過中

國人問題と取引きして、台湾政府との結びつきをつよめた。わずかにサングレー・ポイント（カビテ）海軍基地返還要求（12月米側同意）と米比基地協定再交渉合意がめだつが、これとてホールマン事件などでみせた比政府の最近の消極的態度に対する世論の高まりに向けて、米比両政府の配慮の要素がはたらいっている。

政府が対外関係の面で積極的、本格的な政策推進を妨げられ、短期的、現状維持的な視点からの対処に終始したのは、全く後述の経済危機と社会不安の深化という情勢発展による。1970年の情勢発展は、二重の意味で政権担当者の対外的立場をよわめるものであった。①経済危機を解決し国内安定化をはかるためとられた事実上の平価切下げおよび諸調整措置の選択により、為替・通貨自主権に大幅な制限を課せられ、米国に対する金融的依存を深めた。②社会的動揺と政治的不安定による威信と統制力の低下は、マルコス政権の対外交渉力の基盤を失わせ、かえって外部から国内情勢安定回復を要求される立場にある。ところが国内からはそれを不満として社会改革とナショナリズム推進の要求がますます急進化する傾向にある。政府は内外の圧力の間で深刻なジレンマに立たされることになった。しかも対米再交渉の本命であるラウレル＝ラングレー協定の期限は一段と迫り時は味方ではない。（すでに関税特惠の割合は71年から80%となり、100%つまり通常関税並みにあと一步である）限定的とはいえ、ニクソン・ドクトリンに沿う在外支出削減の実施も始まっている。

【対米関係の構造とニクソン・ドクトリン】 対外姿勢における前述のジレンマは、マルコス政権のナショナリズムが本来蔵する周知の矛盾を基底にもっていた。つまり米国資本の特権廃止、軍事基地制限など対米従属を脱却したいという現状変更要求と、対米輸出特惠維持、米軍駐留継続など現在の対米特殊関係を存続したいという現状維持要求との対立である。これはそれぞれ国内利害関係者の立場を反映しているが、国家全体の選択としては、特惠存続を条件とした米国資本の特殊的地位の制限、基地維持を前提とした基地制限と主権回復、という妥協的態度にならざるをえない。

現実に特惠、米国投資、金融援助、安全保障、軍事援助、基地収入と就業機会、あらゆる点から米国依存が深いからである。本年のような政治環境下で現状維持要求の側面が強まるのは当然である。

米国側の「ニクソン・ドクトリン」の進行状況はどうか。7月の米側発表によれば、在比米軍は71会計年度中に兵員を現員ベースで約6,000人削減して1万8400人になることになっている。ベトナム支援活動低下にとともに将来さらに削減され、72年末には1万3500人になるという数字も示されている（U.S. ニュース・アンド・ワールドレポート誌）。一方米側は前述のようにカビテ海軍基地の7～9カ月以内の完全返還を通告した。

1万3500人という数字はニクソン政権発足時の3万人に比べれば大幅減であるが、64年3月北爆開始時点の勢力に相当する。一方基地関係支出を主体とする米政府対比支出を外為収支からみると、60～63年を100として第1表のようにピーク時

第1表 米政府対比支出（外為収支）

	支出額 (100万ドル)	同指数 (60～63=100)
1960-63 年平均	77.09	100.0
1964	113.97	147.8
1965	109.17	141.6
1966	121.36	157.4
1967	189.79	246.2
1968	182.48	236.7
1969	147.66	191.5
1970 <sup>1)</sup>	127.90	165.9

出所) *Central Bank Statistical Bulletin* 1969. 12

1) リカロス中銀総裁の大統領宛宛宛年末報告—*Manila Times* 1971. 1. 5

の246から70年は166に低下した。米上院サイミントン委員会聴聞会（69年）の想定とほぼ同じ傾向を示している。米軍削減分の現地軍おきかえ、それに見合う経済・軍事援助増額というニクソン・ドクトリンの通常のパターンが見られないのは、そもそも米比安保体制自体が地上軍を比側が分担し、米海空軍のカサに守られる構造であったからである。してみれば現在進んでいる米軍削減は当面北爆開始以前の通常規模への収縮と結論できよう。今の外貨事情から経済的影響は大きいものの、その意味はかなり限定的である。カビテ基地返還も1898年以来保持してきたという点に象徴的意味は大きい、第7艦隊の対潜・パトロール基

地という現在の軍事的貢献度評価に、67年以来比側が要求している懸案に対する米比関係全体の大局的判断が加わって整理されたものであろう。

米国のドル防衛、海外支出削減要請は将来も基地保持の一層の合理化、効率化を進めるであろうが、一面で横須賀など日基地の大幅整理の動向は逆に在比基地の重要性を高めている。現実のインドシナの戦線整理も曲折を経ている。米国が「太平洋国家」としてとどまる意志のある限り、西太平洋の海・空軍基地、通信中枢としての在比基地の戦略的役割はつきそうである。フィリピン支配層の当面の期待もまたそこにある。機会あるごとに米側のコミットメント保障を求めているが、米軍削減に対して韓国、タイのような表立った反対を見せなかったのもそのためであろう。

一方ニクソン・ドクトリンにおいてもむしろ支持、促進を意図している民間事業・投資（グリーン国務次官補、71・1・19）の面では、69年末の対比民間直接投資残高は前年より6800万ドル増加して7億4100万ドルに達した。しかも純投資額でも製造業を中心に4100万ドルと大幅に増加した。1974年の通商協定期満期で廃止が予想されるパリティの分野——公益事業、天然資源開発事業での米國資本の引揚げ、比資本への譲渡は近年の傾向であり、ある統計は1966-69年のそれら米資本引揚げを13企業、総額1億1920万ドルと見積っている。しかし先の直接投資統計でみる限り鉱業、石油業を含む「その他産業」への直接投資残高は、主として再投資であろうが、9%増えて3億3200万ドルとなり、全投資額の約45%を占めている。

こうした根づよい米国の伝統的経済力に対して日本の挑戦はよりはげしくなった。前年輸入相手国として首位に就いた日本は、70年には往復ともフィリピンの最大の貿易相手国となった。直接投資額では特殊的地位を占める米国に遠く及ばないが、フィリピン企業に対し輸出信用の形で資金を供与するという形態では圧倒的である。端的な例では1968/69年度のBOI承認プロジェクトの外国資金取入先としては日本が5億3900万ペソと67%を占め（70年末現在累計は2億6208万ドルで約64%）、米国は20%（70年末12%）にすぎない。内外合わせた資金取入先でみても日本は29%を占める。資源開発面の合弁事業参加、撤退米系企業

肩代りへの参加（AG & Pの例）もめだってきた。金融的にもフィリピン中央銀行は変動相場制移行に当たって日本に安定化借款の援助を要請、為銀15行による5000万ドルのスタンドバイ・クレジット供与が実現した。この面では、従来米国が一手に引受けていた責任の一端を担うに至っている。

〔共産圏問題の進展〕 年末近く対社会主義圏関係改善の課題が急進展をみた。10月メルチョール官房長官は、インドを経て非公式にソ連を訪問し、その結果、ソ連東欧との貿易文化関係開設を勧告した。しかし事態は一層進んで、12月に入ると大統領府筋から、ソ連、つづいて東欧との外交関係樹立の近いことが頻りに表明されるに至った。時を同じくして、ソ連から2つの代表団が相次いで来訪、4カ年経済計画の提示と産業・経済情勢視察の便宜を受け、政府、民間業界と経済援助の問題を話合ったと伝えられる。これらおよびASPAC諸国への公式説明、明年はじめの外交政策評議会召集などの経過からみて、政府が明年中に中国以外の社会主義圏との関係改善に踏み出す決意を固めたものと考えてよい。

社会主義圏との関係改善自体は、マルコス政権成立（1966年）直後から唱えられてきたことで決して新しくはない。かのマルコスの対東欧圏貿易開始方針宣明（68年3月）からでも3年近くになる。しかるに貿易関係は、今日までかけ声だけに終り実体はない。当時喧伝された輸出承認商談、ブルガリア向けコプラ500トンも決済条件その他の不安定性のために、ついに陽の目を見なかった。わずかに文化関係や民間業界など人の往来が盛んになったにとどまる。この原因は何といっても、当時打ちたてられた「まず特定東欧諸国と、特定商品を、ケースごとに、民間ベースで」という制限的な原則に明らかな、外交政策上の位置づけである。それ自体の追求というより、最大の関心事である対米交渉を有利に導くことを主目的にして考えられてきた外交方針なのである。

今回このように社会主義圏の中でもソ連が主要対象国となり、外交関係樹立がストレートに論じられているのはなぜであろうか。ソ連東欧関係の限定的位置づけ自体は今回もそれほど変更はない。輸出振興、市場多角化の国内的要請は一層切

実になったが、ソ連東欧貿易につきまとう制約性は変わらず、バーター制のため期待する硬貨の稼得もそれほど望めないであろう。経済関係の主要相手国として日米両国に外交の重点がある事情も変わらない。しかしもちろん社会主義圏に対する態度が積極化したことにまちがいはなく、そこには次の事情が考えられる。

第1に、米ソ和解、東西関係の世界的進展により超反共国を含めて対共産圏関係樹立は常識化し、一方国内の共産圏市場開拓要求も従来のかげ声だけの状態にあきたりなくなったこと。そこで対米関係再交渉を頭においた外交政策の手段としても、この程度では有効でなくなってきており、政府ベースの明確な政策へ前進させる必要があった。第2に、巨額の対外債務をかかえ、新規安定・開発借款取入れが容易でないという事情がある。対比援助国グループのパリ会議（10月、メルチョール訪ソはこの直後）の結果でも対比援助にいまだにメドがついていない。低利で好条件のソ連の対低開発国経済・技術援助に対する関心と期待が高まったゆえんである。もちろん社会主義圏で、その余力をもつのはソ連であり、しかも国家ベースであることを要する。いうまでもなく、この際も援助を仰ぐ主体は米・日・ヨーロッパであり、ソ連の援助は呼び水的役割が大きであろう。最後に以上の事情をふまえて対共産圏関係改善は、手づまりにおちいったマルコス政権が内外ともに政策の主導権を回復して行く契機とする「大構想」と考えられる。そもそも「マルコス・ナショナリズム」では急速な変更のむずかしい国内問題に先行する対外的なナショナリズム推進姿勢が特徴であったのである。

米国の態度はというと、常識化した東西関係の大勢、対中抑制力としてのソ連の役割、という考慮から直接的反対は考えられない。ただ自国の固い伝統的勢力圏への侵入であること、フィリピンの対米交渉力を強めること、にまちがいはないので、一挙に国交というような急速な進展には警戒し、間接的な圧力を行使するかもしれない。

その点はフィリピン側も考慮を忘れない。対米交渉のてことして対共関係改善を考えながら、本命たる対米関係をそこなわない慎重な対処がみえる。対ソ交渉にはこれまでもっぱらコリャンテス

外相代理をあてる一方、知米派のロムロ外相は米国にはりつけ、慎重論を述べさせた。国内では貿易関係樹立には有力な異論はないが、国交については教会、治安関係に反対論がつよい。とくに、優遇されている米国市場の砂糖輸出割当を維持できるかどうか、1971年満期を前に米国議会の砂糖法審議の行方を注視している砂糖業界を中心に米側の対比感情に敏感な動向がある。それらがマルコス大統領とはり合う保守的な上院の向背にどう影響するか、社会的政治的環境はマルコスの意志の実現を許すか、関係打開は文化・貿易関係にとどまるか外交関係まで進むか、1971年は中間選挙の年でもあり、この問題でマルコス政権の政治力が問われている。

### 経済——不均衡是正の努力

フィリピン経済は、マルコス就任以来の政治優先の経済運営の結果、財政赤字累積を主因とする通貨供給高急増、物価上昇、67年来の貿易赤字累積等限界間際まで不均衡拡大を続けた。外貨危機は69年11月マルコス再選直後に実態が表面化し、ようやく本格的対策が取られた。だが対策の遅れと満期対外債務の返済圧力増大のため外貨危機は弱まらず、遂に70年2月21日中央銀行は危機悪化回避のため回状289号をもって変動相場制採用に踏切り、以後一連の調整策が実施された。その結果貿易収支は黒字に転じたが、反面物価騰貴、生産減少、それに社会運動の高揚を招き、多くの基本問題が残されたままである。

【実質切り下げ】変動相場（銀行間）は採用直後2月24日の1ドル=5.589ペソに始まり以後続落、9月以降年末にかけて6.435ペソと低水準に固定した。2月21日以前の1月の相場は3.9195ペソであったから、これは「切り下げはしない」という大統領の従来からの公約や当局者の言明に反し、実質的には1962年に次ぐ戦後2度目のペソ切り下げに他ならない。

すでに中央銀行は69年以来、満期接近対外債務の繰延べおよび新規借款取得交渉を、主たる短資借入先である米国商業銀行コンソーシアムなどと続けていた。それは選挙後本格化した。今回は

格段に深刻な情勢であった。リカロス中銀総裁はそれを次のように説明している。①中銀短期借款1.9億ドルの満期が接近し、ほかにも70年内満期借款がある。②工業原料等、必需品輸入継続の外貨需要。③自然災害と輸出物価変動による、輸出稼得減少。④きわめて低位の外貨準備と、インフレ圧力による状況悪化。この事態はもちろん基本的には、工業化が輸入代替産業の段階で輸入依存度が大きいという構造的要因、および再選をねらった現政権の過度に政治優先的な経済運営の結果であった。いずれにせよこうした危機的な情勢下で外国金融機関が債務繰延べや新規借款供与に同意するためには、IMFによる経済安定化計画の信任＝経済回復力と債務返済能力の保証が必要であった。IMF第3次クレジット・トランシェ(2750万ドル)の引出しは不可欠の条件となった。

ワシントンでIMFとの協議を繰返していた中央銀行は、1月中旬からマニラにIMF代表を迎えて第3次トランシェ引出しの本格的協議に入った。その結果、2月21日ペソ変動相場制移行と同時にIMFから第3次トランシェ引出し承認が発表されたのである。リカロス中銀総裁の変動相場制採用経緯についての次の言明(2月22日、新聞発表)は、そのままIMFとの交渉の焦点ととられた選択の意味を物語っている。「IMF協議は主に国際収支問題およびペソ平価問題についてで、後者については見解が分かれた。平価切り下げおよび(または)為替・輸入管理という2つに1つの道が深く討議され、両者とも否定された。」比側が名目的に切り下げを回避したといっても実質は前述の通り切り下げであった。また21日のIMF発表が、安定化計画中の外為制度の改革は「(一部を除き)すべての国際取引に対する自由為替市場の設立」と述べているように、為替・輸入管理の道は原則的に封じられた。IMFの意志はつらぬかれたのである。そのことは次にIMFのトランシェ受諾条件に基づいて現実にとられた調整策を検討することにより一層明らかとなる。

【経済安定化計画】安定化計画にもとづく調整策(資料:中央銀行の主な金融措置参照)はリカロス中銀総裁が議会に提出した覚書(3月14日)で明らかにされたIMF第3次トランシェ協定受

諾条件に沿うものであった。その特徴は対外的には、対外収支解決の手段として従来の間接的為替管理を、投資・対外借入れおよび贅沢品輸入に対する最低限の選択的管理を除き廃止し、変動相場制に転換したこと、および対外借入増加規制(5年未満の新規短期借款停止、借入総額1億ドル上限設定等)にある。また対内的には、通貨供給増＝インフレの抑制のため、政府支出引締めと非インフレ財源調達(輸出税、原油等数十品目の関税引上げ行政命令等)、銀行信用引締めにある。全体として62年切り下げ時の条件より厳しく、金融・財政・対外の全般に亘って規制を加えている。当時の3億ドル安定化借款の条件は切り下げと国内信用引締め計画のみで対外借入れの規制には及んでいなかったのである。

つとに為替・輸入管理による危機突破の道を要求していた、民族資本のもっとも急進的部分を代表する「経済ナショナリスト」たちは、次の点で今回の選択の意味を経営の自主性を制約するだけでなく、工業化を妨げ経済の外国支配をつよめるものと性格づけている。つまり、慢性的な対外不均衡の主な原因は、在比外国資本の利益・配当送金等による外貨の流出であるのに、今回のIMF条件は外為取引に対する一切の制限の廃止を強要することにより外資の利益送金を保証している。また巨大な外国権益の圧力は競争力のよわい国内資本をして外国製品の販売業の道を選ばせ、工業化を妨げている。それに対し今回の措置は対外借入れ規制によって直接外資に救済を頼らざるを得なくさせるもので、しかも切り下げは外国投資家による比国企業取得促進に働く。これはL-L協定再交渉と来たるべき憲法会議への圧力となるというのである。一方実質上のペソ切り下げが輸出農業者に莫大な直接的利益をもたらす、これら国内旧勢力の経済的地位を強めることはいうまでもない。

上述の中銀の金融措置の他に、80%留保措置に代る輸出税法(5月1日)、物価統制法(4月2日)、最低賃金改正法(30%引上げ、6月17日)、家賃統制法、対外借入限度法(年間債務返済限度を先立つ3か年の年平均外為受取額の20%以下に制限)等一連の調整・補完措置が実施された。さらに長期・積極政策として産業構造の変更をめざ

す輸出奨励法（9月22日）が制定され、輸出産業の対外借入償還に輸出収入からの50%控除を認め、借入申請に対しても輸出産業を優先する金融面からする中銀の補完措置が実施された。

これらの対策によって、危機的状況にあった対外勘定の不均衡はともかく部分的には是正されたが、後述のように物価、生産等国内経済への多大な悪影響をも伴うものであった。

〔対外債務〕 69年末現在の対外債務総額（公共民間両者を含む）は、15億4980万ドルに達し、その満期構成は短期27.5%（うち回転短期借款2億4830万ドル、うち中銀6560万ドル、他は民間輸入信用）、中期32.2%、長期40.3%であった。このうち70年内満期分は約5億ドルとみられ、上期満期分が大部分であった。とくに69年末の中銀債務3億5500万ドルのうち70年内満期分は2億2400万ドルに達していた。他方外貨準備は年末1億2600万ドルにすぎず、しかもうち1億0600万ドルは中銀の借入担保、1200万ドルは他の理由で自由に使用できない分であった。

前記リカロス発表によれば、対IMF協議の結果、IMFは中銀の満期債務を70年6月末まで繰延べ、さらにその後、これを中・長期に繰延べることを保証し、第3次トランシュに加え、米商銀および米連銀から計1.2億ドルの新規借款供与の約束を得た。この協定に従い、3月13日米商銀23行コンソーシアムとニューヨーク連銀は中銀と短期借款（年内満期）各4000万ドル供与協定を結び、米商銀は満期借款の70年6月末繰延べに合意した。さらに6月13日米商銀30行は6月末～年内満期中銀借款2億4740万ドルの返済6カ年繰延べ協定に調印した。また欧州銀行も総額2750万ドル借款の3年間繰延べに合意、6月10日難行していた日本の民間外為銀行15行との5000万ドル・スタンドバイ・クレジット協定が締結された。

その他IMF保証による一連の借款協定の結果、70年中に中銀は新規借款2億0750万ドルを取得し、返済額は年初見込みの2億2400万ドルから1億2400万ドルに減少、8300万ドルの純借入となった。他方民間も含めた対外債務取得総額は7億7330万ドル、元本返済額は5億1440万ドル（外為受取の28%）、純借入2億9320万ドル（返済計画

に含まれない民間の回転短期輸入信用の純増を含む）となり、70年末残高は18億4300万ドルに増加した。（第2表）

第2表 1970年フィリピン対外債務<sup>a)</sup> (100万ドル)

	1969年12月31日現在残高	1970年中の取引		1970年12月31日現在残高
		取入れ	返済	
総額	1549.8	773.3 <sup>b)</sup>	514.4	1843.0
中央銀行	273.4	179.9	121.4	331.9
政府	418.8	128.5	118.7	428.6
IMF引出し	(82.5	27.5	2.5	107.5)
その他	(336.3	101.0	116.2	321.1)
民間	857.6	464.9	274.3	1082.5
回転短期輸入信用	(85.7	c)	c)	120.0)
その他	(771.9	464.9	274.3	962.5)

出所) リカロス中央銀行総裁の大統領宛年末報告。

a) 暫定数字 b) 1970年になって記録された1969年12月31日現在の借款残高1億1800万ドルを含む。 c) 債務返済統計に含めない。

〔外為収支〕 対外債務管理の乗り切りには対外取引とくに貿易収支の好転の寄与が大きかった。外為収支（以下暫定数字）は69年の6760万ドルの赤字に対し、今年は1億1070万ドルの黒字を記録した。黒字分から中銀の純借入8350万ドルを差し

第3表 外為収支 (1969～70) (100万ドル)

収 入	1969	1970
商品輸出	840.76	1,014.75
金	18.51	21.95
米國政府支出	147.66	127.90
その他貿易外	631.77	689.23
中央銀行借款	(128.70	207.50) <sup>a)</sup>
その他	(503.07	481.73)
合 計	1,638.70	1,853.83
支 出		
商品輸入	1,104.59	1,039.52
比政府支出	26.78	36.78
その他貿易外	574.93	666.79
中央銀行借款返済	(61.33	124.00) <sup>b)</sup>
その他	(513.60	542.79)
合 計	1,706.30	1,743.09
黒字 (赤字)	(67.60)	110.74

出所) リカロス中央銀行総裁の大統領宛年末報告。

a) IMFからの引出し2750万ドルを含む。

b) IMF引出しに対する返済250万ドルを含む。



引いても2720万ドルの黒字であった。主な回復要因は輸出が10億1475万ドル、前年比21%増と史上最高を記録したのに対し、輸入は10億3952万ドルと6%減少、貿易赤字が前年の2億6383万ドルから2477万ドルに激減したことによる。(第3表)

輸出増加は、もちろん変動相場制採用による。輸出収入は、輸出税法成立を予想して、輸出業者が輸出代金送金を手控えたため5月同法成立以前は減少したが、成立後急速に回復した。貿易外その他支払の増加(5億1360万ドル→5億4279万ドル)には利益・配当送金制限の緩和の効果も大きいとみられる。

他方外貨準備は対外取引の回復を反映して69年末の1億2590万ドルから70年末には2億3660万ドルに増加した。増加分から中銀の純借入を差し引いても2720万ドル増強された。この4年間で借入分に全く手を触れず、対外勘定を処理できたのは初めてである(リカロス)。また中銀は準備増強策として外貨建預金制度(8.1)を認め、年末預金残高は3400万ドルに達した。

外為黒字にもかかわらず為替相場は引続く対外債務返済圧力と銀行流動性再増加、季節的輸入増加のため、9月以降年末まで1ドル=6.435ペソの低水準に固定した。また商銀は、対外債務残高の30%相当額の保有を認められたものの、その外貨準備比率は数%にすぎなかった。

【物価上昇】 外貨危機はIMF保証により一時しのげたが、反面主に実質切り下げによる輸入原材料価格上昇、輸出品国内物価上昇の影響で、消費者物価(マニラ)は前年後期に引続き急上昇し、総合で対前年比17.3%、例外的な家賃8.7%を除き、衣類の26.1%を筆頭に、光熱水道18.8%、その他17.6%、食料16.8%と急騰した。ペソ購買力(1955=1.00)は0.62から0.53に14.5%低下した。他に台風、洪水、スト増加による上昇も無視できない。とくに野菜(31.9%増)、油脂・食料油(40.8%増)の上昇は著しかった。

物価騰貴のため、非農業労働者賃金は、第2四半期に前年同期比で熟練労働者4.4%、非熟練労働者7.1%上昇したが、実質賃金は同期間に11.1%、8.7%それぞれ低下し、労働・社会不安の根強い底流をなしている。今年6月の最低賃金30%引上

げ効果も、年末には11.3%減殺された。71年についても物価抑制の見込みは暗い。年末に実施が持越された原油関税引上げ、変動相場制継続が予想され、上昇幅の見込みは全く不確定である。

【財政・金融】 IMF協定において、昨年末の47億5380万ペソから6カ月間に6億ペソ削減を約束していた通貨供給高は、今年6月流動性削減措置によって、約束額は下回ったが、46億3130万ペソ、対前年同月比14.9%と10カ月振りに15%以下になった。以後7月を除き増加率は15%以下となり、12月末には50億4700万ペソと6.2%増にとどまった。要因別では、年末対前年比で、対外部門が外為余剰2700万ドルにより4億7000万ペソ、民間部門は銀行貸出増により1億6100万ペソと増加要因であったのに対し、これまで最大の増加要因であった政府部門は3億3700万ペソの減少を記録した。これは緊縮政策による中央政府現金残高の改善と借入減による。歳入は、度々の台風被害(11月の最大の台風ヨーリンによる資産・操業停止被害は首都圏のみで約4億ペソ)と免税措置等のため減少、増加の大部分は輸出税の政府取分(2億8500万ペソ)によるものであった。

民間の流動性削減措置は、預金準備要件引上げ、中銀再割引利用資格設定(利用制限を受ける過剰産業指定追加、満期末払抑制措置)、満期末払勘定を有する企業に対する外為売却・対外借入承認制限措置および中銀債券発行(9.15)等からなる。下期に通貨供給抑制にもかかわらず、物価が続騰したのは、やはり基本的には変動相場制によるものであることを示している。

【生産の停滞】 国家経済審議庁(NEC)の第3四半期末現在推計によれば、70年のGNP成長率は前年の6.2%に対し4.4%に低下した。これはもちろん第1に実質切り下げによる製造業部門の拡大阻害、その他最低賃金引上げ、台風被害が主因とみられる。産業別に前年より高い成長率を記録したのは、鉱業、建設、運輸・通信の3部門にすぎず、他は農林漁業、製造業、商業、サービス業と軒並み低下した。産業別国内純生産構成比では、とくに製造業部門が引続き17.1%から16.7%に著しく後退した。

今年の輸入の約80%は原材料・資本財であったが、実質切り下げ、一部輸入・外貨流出規制、対外借入制限のため、投資水準・生産低下を来し、過大に輸入に依存している製造業の操短を結果した。この減産は、過去2年間に累積された巨大な在庫がなかった場合、より大きかったと見られる。とくに、製粉業（1～11月前年同期比15.9%減）、綿織物（同9.0%減）、自動車組立（同乗用車40.1%、商用車7.7%各減）の輸入依存産業の減産は著しかった。製粉業は四半期輸入割当制、自動車は同様ノックダウン乗用車の輸入割当半減（1500万ドルから）による。このため自動車組立業者数は68年の35社から70年には乗用車12、トラック5の計17に減少した。他方、一部業種は外国品輸入減少による国産品需要増加のため増産を記録した。1～11月鉄鋼27.4%、ゴム・タイヤは4.1%増加した。またある調査によれば第2四半期に第1四半期比で、濃縮およびコンデンスミルク各30%、4%、グリセリン30%増等、報告事業所40中25（63.1%）が1～30%の増産を記録した。

投資水準の低下は新規登録企業払込資本額が、1～11月前年同期比1.6%の増加にとどまったことに反映されている。このうち株式会社の増加は0.4%にすぎず、大部分は鉱業会社であった。

鉱業はプラント新設・拡張により輸出が過去5年間価額で年平均17.5%増加している。今年の場合、昨年同様鉱業部門の生産増加は、輸出の5分の1第3位を占める銅およびクロマイト鉱の増産による。

農業では砂糖が、生産増強計画の成果で増産を記録、66年以来2度目の米国砂糖クォータ完納を果たした。ココナツは第1～3四半期降雨に恵まれ、輸出で1～11月前年比13.1%と増産を記録、10月の台風被害はまだ表面化していない。

**【新4カ年計画】** 昨年から準備されていた新4カ年計画（1971～74年度）は、変動相場制実施後、世銀の示唆に基づき改訂された。本計画のGNP目標成長率は、最近の経済状態の悪化を考慮して、前計画の6.0%から5.6%に押えられている。資金面では、所要外資総額約15億ドル余のうち約60%（9億ドル）は公的借入でまかない、このうち5億ドルをインフラストラクチャー・プロジェクト

に投資する計画である。残り40%は直接投資、輸入信用等の民間投資に依存する予定である。

ようやく外貨危機を一時乗り切ったが、危機は遠のいた訳ではなく、低位ながら成長目標達成には当然長期借款、長期信用取得は不可欠である。10月2日世銀主催のもとに、米・英・西独・豪・日・加等12カ国とIMF、ADB、OECD等国際機関が参加してパリで対比援助グループ結成準備会が開催された。ピラータ蔵相によれば協議グループは開発計画支持を表明した。席上比側は3億5000万ドルの輸入信用供与を希望したのに対し、世銀は増税措置、即ちペソ見返り資金および政府対外債務借入限度法案（既成立）成立を条件に2億5000万ドル融資する用意がある旨伝えたといわれる。しかし援助グループ正式結成は71年に持越され、当局者の言明に反し、借款取得について明るい見込みを予想させるものではなかった。

### 社会的動揺と政治的不安定

**【学生運動の発展】** 1月26日第7議会開会に臨んだマルコス大統領をおそった学生デモは「第1四半期の嵐」の発端となり、マルコス政権の政治的進路に大きな影響を与えることになった。官憲の弾圧はさらに1月30日、穏健派指導部をのりこえて大統領官邸に突入する流血デモを呼び、警備の警察と軍の発砲によって死者5名、負傷者約100名、逮捕者約300名という多数の犠牲者を出した。衝突は市街戦の様相を呈し、大統領官邸はじめ市内要所を一時軍が固め、官邸には大統領用ヘリが配置される緊張ぶりであった。

1・26、30事件はマルコス政権再選過程で表面化してきた権力集中への国民の危機感を裏書きする形となった。すでに買収とテロの選挙干渉、とくに警察軍とその特殊部隊を駆使した弾圧（バナネス事件など）は選挙後次第に暴露されて「民主主義の凌辱」に対する抗議を高めていた。前年の闘争で力量をつけ、社会的民族的使命にめざめていた学生運動は、これを契機に一挙にあふれ出た。各種学生団体が連日集会、デモ、ピケを組織した。NUSP、NSL（いずれも自治会連合体）など穏健派は3選反対、憲法会議への政党・政派の非介入を求めた。しかし事態の進展の中で「反動



1月30日デモの際、大統領官邸前で炎上する乗用車

マルコス・ファシズム」の基盤を「米帝国主義と封建制」が支配する社会構造に求め、「民族民主主義革命」をかかげる左派が学生大衆をとらえ、動員力、組織力、社会的影響力を発揮して行った。KM, SDK, MPKP など左派政治団体は、統一戦線組織ともいふべき「民主フィリピン運動 (MDP)」に結集していた。多くの自治会選挙で左派が進出した結果、年末にはそれらの連合体 STAND が結成された。対抗上穏健派の側も行動的になってきている。

運動主体の力量の限界は政治情勢のヤマは2月初めの時点にあらわれた。一時かかげられたマルコス政権打倒のスローガンは、マルコス大統領の腹心で弾圧の責任者ラバル PC 長官が辞任し内閣改造が実現した時点で、より一般的な「民族民主」の課題に還元され、2月12日デモの戦術変更となった。それ以上進むとかえって右翼分子によるクーデター＝むき出しの軍事支配を招来する可能性があるにとらえられたのである。政権側の政治宣伝もあったが、運動主体としても事態の発展に自信がもてず足並に乱れがみられた。したがって MDP を中心にその後組織された一連の街頭行動（「人民行進」、「人民議会」、「人民裁判」など）は広く大衆の要求を代表しようとする形ではあったが、具体的目標実現をめざす運動形態というよりは大衆に対する政治宣伝・教育の意味が強い。70年はじめの緊張した情勢はひとまず去った。

しかし学生運動はその後も、大衆の経済状態悪化と全般的社会不安を背景にして、時々の社会政治課題に敏速に対応して、労働争議、物価問題、

米軍基地問題、弾圧抗議・救援など社会的行動の中心となり、持続的エネルギーを発揮した。7月新学年度開始後は授業料値上げ、その他学内問題をめぐって運動が再燃した。とくに私学各校で持上った学生活動家の大量処分は新しい闘争の目標を与えている。急進化の結果街頭など学生運動関係の死者は年末までに累計14人に達した。

今年の情勢の発展は学生運動を、その政治性、行動性、組織性において民族的、社会的課題を担う先進的、指導的勢力の地位につけた。小市民層の成長と高等教育大衆化の傾向は60万人近い学生数にうかがわれるが、就業機会が伴わずそのギャップは拡大している。知的失業者は累積し、急進化の温床となっている。一方労働者階級の成長は不十分で、農民運動もいまだ地域的に限定されている。このような客観的地位を自覚した学生活動家は単に労農市民の運動の組織・指導の任に当たるばかりでなく、さらに左派系の「民族民主主義の学校」とか「人民から学ぶ運動」のように、農村や工場で大衆の生活や要求に触れ、結びつきを強めながら政治工作をする形態をとっている。

注目すべきことに、学生運動の左翼部分には地下革命運動とのつながりが見られる。革命運動再編・再建過程で中心的働きをしたのも学生活動家であった。現に共産党再建に先行して左翼学生青年団体の分裂・再編が行なわれた。地下のアマド・ゲレロ（ホセ Ma. シソンの別名）共産党委員長、戦死した新人民軍幹部アサー・ガルシアはいずれも KM 指導者であった。本年の活動でもタヤグ KM 委員長らが革命運動との関係から破防法違反に問われたし、フィリピン大学学生評議会機関紙にゲレロの論文「フィリピンの危機」が現われたのである。

【社会的・政治的動揺】前年から進行していたインフレは事実上のペン切り下げで拍車をかけられ、さらに操短＝失業が重なって深刻な市民生活の窮乏と社会不安を招いた。犯罪がふえ、治安は一層悪化した。（第4表）犯罪の激増ぶりを警察軍は全国で1日当たり窃盗・強盗36件、殺人8件と記録している。武装強盗、自動車強盗、密輸が盛行し、政府は特別対策を余儀なくされた。

生活条件悪化の中で学生運動に同調して、各種

第4表 社会運動と治安状況

	デモ件数 <sup>1)</sup>	労働争議件数 <sup>2)</sup>	自動車盗難件数 <sup>3)</sup>
1965年	22	108	...
1966	18	108	...
1967	33	86	138
1968	50	121	512
1969	102	...	604
1970	...	594 <sup>4)</sup>	422 <sup>5)</sup>

1) 上院特別委報告

2) ILO 労働統計年鑑 1969

3) 世界週報 1970. 8. 11

4) 8月現在の通告件数累計 (フィリピン人事管理協会貸金委調べ)

5) 1月~4月

労働市民の運動が活発化した。ただし主力の学生運動に比してはまだ格段に立ちおくれている。労働争議は件数増加ばかりでなく、長期化し戦闘的となった。官憲介入による流血事件が日常化し、教員、公務員、医師などホワイトカラーの闘争へも拡大した。農民運動は前年のようなスケジュール闘争の形態こそ少ないが、農村末端における治安悪化が進んだ。とくに土地紛争は後述のように地域的に拡大している。学生の主導する大衆運動は労働者地区トンドのスラムに工作の重点をおいている。交通運賃値上げ、地域生活問題などで市民運動も活発化した。歴史的な法王訪比 (11月) に当たっても若手教会革新派が現教会指導部不信、教会内外の革新要求、を法王に提出した。

中央権力は弛緩がめだち社会全般に遠心的、自衛的行動が広がった。中でも注目されるのは一年を通じ全国的に発生した土地紛争である。中心となったミンダナオでは、ほとんどの辺境地方をカバーして発展し、しかも政治的動揺期の常としてミンダナオ分離の主張を伴っていた。以前から進行していた次のような社会過程が大量に表面化した。センサスに見るように、ルソン、ビサヤの人口圧力はとくにミンダナオの辺境へ急激に人口を押し出した。木材伐採、道路建設など開発と商品経済の浸透も近年一段と進んだ。そこに中央政府の把握力の及ばない現地で原住民、古くからの入植者等小農民の耕作実績に対し、政治的経済的有力者が法律的・行政的に、また私兵を使って暴力的に、公有地を取り込んで行く。ことに多くの場合原住民の少数民族 (今回の場合回教徒、ティルライ族、マノボ族など) とクリスチャンとの間や部

族相互間の部族戦争の形をとる。自衛団、私兵を抱えての有力者間の主導権争いもある。事実上法的保護のないところでは民衆は有力者に庇護を求め、武装集団に繰り込まれることになる。依然解決をみていないコタバトの部族戦争では約600人の死者を出したと警察軍は推定している。

騒然たる社会的気運の中で各地方で政治暴力が盛行した。バンタイ放火事件 (5月)、クリソゴ議員暗殺 (10月) など69年選挙にからむ政争もあり、ペンダソン議員暗殺未遂のように前述のコタバト紛争にからむ政争もあった。ほかにもいずれも政争に由来する知事、判事、検事の暗殺や同未遂が相次いだ。多くの政治家が各地方で私兵集団を養う有力者であり (憲法会議代表選挙を前に表面化した国会議員の私兵の実態をみよ)、真の統一国家として欠陥をもつ政治体質を改めて表面化した。

土地紛争にせよ政治暴力事件にせよ、政治的社会的動揺はフィリピン社会の遠心的傾向と在地有力者支配の現実を顕在化した。今ここで大量に顕在化したのは、中央政府の威信と統制力の衰えの結果である (例えばクリソゴはマルコス出身州の腹心議員) とともに、社会不安定=既存価値の動揺の事情を物語っている。

〔政治情勢と政策展開〕 空前の社会運動の嵐に見舞われ、広汎な社会的動揺に直面したマルコス政権は、「毛沢東コミュニストの政権転覆の陰謀」を攻撃する一方、さし当たって2月はじめ内閣改造・機構整理で政治的立て直しをはかった。責任者ラバル警察長官を辞任させ、経済閣僚を中心に若手「テクノクラート」を多数起用して、若返りと近代化へのイメージチェンジを策したのである。これは経済再建手当の円滑化に必要な布陣と考えられる。学生急進派は、それら「親米派」に攻撃を集中した。「激動の第1四半期」を経て、議会筋にもマルコス政権への批判的態度や冷淡な態度が広がり、政府・議会に対するマルコスの統制力は著しく後退した。その結果第1期のような大胆な行動力は減退し、時々の問題への対処と「調整」に終始し、基本政策の推進は望めなくなった。たださえ限界のある土地改革地区指定が停滞したことは端的な例である。

社会運動の盛上りに対しては、「弾圧と宥和」の二面政策が基調となった。学生運動がヤマを越した2月後半からは、PCC 手入れ、「戒厳令」警告、ユー兄弟逮捕、争議介入、KM 幹部・活動家逮捕など一連の弾圧措置がつづいた。バリオ自衛隊 (BSDU) や地方警察の攻撃隊結成など弾圧機構の整備も行なわれた。一方「暴力的、無政府的」破壊活動分子と区別して、「適法の、責任ある」改革要求に耳を傾ける姿勢を示した。中でも一切の民主的改革の希望を憲法会議による改憲手続き、そのスタートである11月の会議代表選挙につなぐよう導いた。憲法会議法にいう「政党、宗派の介入しない」選挙のために、鳴物入りで私兵解散、火器回収、公明選挙のキャンペーンが行なわれた。しかしこれは「あらゆる政治団体」の中に市民団体も含める一方、政党政治家の「個人としての」活動は妨げなかった。果然、11月の選挙は「史上まれにみる平和的で成功した」選挙と自讃されたが、代表320人の年齢別構成は1935年憲法会議当時よりも高齢化し、元公職者、政治家関係者、など在地有力者が進出した。一観測者によると実質的な政治の色分けはリベラル系132、ナショナリスト系112で、わずかに76が無所属と見られているにすぎない。KM, SDK など学生運動左派は改憲キャンペーンに全く同調しなかった。

71年は中間選挙とともに憲法会議開催が政治の焦点となる。下からのナショナリズム高揚の中で独立後はじめて植民地色の払拭を果たす意味は大きい。改憲の方法が発展をはじめた革命の道を最終的に封じてしまえるほど有効なもの期待できるか、疑問が多い。

**〔革命運動の前進〕** 学生運動を中心とした体制批判、政府統制力弛緩に伴う地方遠心化と支配層内部の対立化の傾向という局面で、体制を外れた、体制の最大の敵対者である革命運動（共産党、武装ゲリラ）は、性格明確化、地域的・組織的拡大、戦線整理をとげ、より進んだ段階を迎えた。

50年代はじめ壊滅状態に陥った共産党＝フク団 (HMB—人民解放軍) ゲリラは60年代半ばから漸次勢力を回復し、67-68年ベトナム戦争、中国文化革命など国際情勢の影響のもとに内部思想闘争

を経過した。68年12月「毛沢東思想に導かれた」フィリピン共産党 (CPP) が再建され「人民民主主義革命」をめざす新綱領を採択した。翌年3月その指導下に新人民軍 (NPA、タガログ略称ではBHB) の武装勢力がHMBから分離して再編された。69年にはほぼ画定した政治地図によると、CPP=NPAは「修正主義裏切分子」のラバラ旧共産党 (PKP)=人民軍 (AB) および旧フク団 (HMB) 「ギャング・グループ」からきびしく自己を区別して対決の姿勢をつよめている (参考資料参照)。67年以来フィリピン革命運動内部の混乱・闘争状態を考慮してか論評を加えることのなかった新華社は、8月に至ってはじめて「フィリピン共産党指導下の新人民軍」の活動を報じ、その後も「毛沢東声明にこたえる声明」など頻々と報道がなされている。北京による正統性の認知と一定の連絡体制の成立とみてよいであろう。

政府は革命運動に対し二面的対処の態度を変えていない。最近の騒擾の背後にあるという「毛主義コミュニスト」に対しては再三非常権力で鎮圧すると警告し、かつ自信を表明した。中部ルソンにおける軍事作戦では、戦術のエスカレートがめだち、村民の「バリオ自衛隊」(BSDU) 繰入れが進んだ。その一方、旧共産党幹部釈放、HMBへの投降工作でCPP=NPAの孤立化をはかった。

軍事費、とくに治安関係費は、近年予算規模の伸びを越えて増大している。中部ルソンでは陸軍と警察軍を中心にヘリ・航空機による展開、攻撃が一般化し、空中からロケット砲さえ使用されるに至った。BSDUは、攻撃されれば散開して農民に戻り、農民を母胎として活動するゲリラに対抗して農村の末端で農民に武器を与えて組織したものである。国防省発表によると、2月段階で中部ルソンの村々に100を下らないBSDUが設けられ、各隊は平均約10丁の火器を支給された。7月現在では全体で火器3,000丁が支給されているという。BSDU (旧 HBDF) の実態は悪名高い「モンキーズ」(復活したフクの活動に対抗して67年ころから政府側が放った民間殺し屋組織) の後身とみなされている。事実元モンキーズ、お尋ね者、元犯罪者、ごろつき分子を抱え、無辜の農民を苦しめ (6月のタルラク事件など)、地主の私兵化し、農村の対立関係を尖鋭化するとして批判がきびし

い。しかし政府は有効なフク対抗手段として維持方針を変えていない。政府軍発表では対フク作戦の今年の戦果（11月末現在）を死者39, 捕虜175, 投降314計528名としている。

ホセ・ラバラ1950年政治局事件の政治犯は1月はじめ出獄し、残るヘスス・ラバラも相次ぐ公判で無罪判決を受けている。これら「ラバ派」はマルコス政権のナショナリズムと改革の方針を自分たちの従来からの路線に近いものと歓迎、「議会主義」による社会主義の追求を約束している。一方タルク＝スムロン派（HMB）はNPAとの組織争い、政府軍大攻勢の前に7月には大赦を条件に議員と和平交渉の接触を行なった。大赦の約束は得られなかったが9月実力者スムロンが逮捕、10月老ペドロ・タルクが射殺された。その後も後継指導部戦死がつづいて事実上有効な組織体ではなくなった。状況はスムロンによる投降工作を示している。

こうして武装革命運動の有力な流れは事実上

CPP=NPA 一本にしぼられてきたが、政府側揚言のように「中部ルソンを蝕んできた破壊活動の問題は急速に解決されつつある」といえるであろうか。HMBの後退はNPAにとってむしろ過去の組織的混乱から戦線を整理するに役立った。政府軍の戦術的エスカレートやBSDU 依拠自体新人民軍の根づよさの反映であろう。各地に頻発する事件はNPAに決定的な打撃を与えていないことを示している。地域的にも中部ルソン4州から、周辺のサンバレス、バタアン、ヌエバ・ビスカヤ、イサベラの諸州、南タガログ方面へも拡大を示しつつある。なかでも年末の士官学校（PMA）事件は、エリート士官の造反＝新人民軍参加という行為によって一大衝撃を与えた。体制の腐敗が、その物質的支柱である軍の士気低下に及んだことを示すと同時に、体制の真の敵手としての革命勢力の存在を鮮烈に浮かび上らせた。「破壊活動」問題解決は一層困難なものになっているといわなければならない。

## 重 要 日 誌

### 1 月

2日 ▶決議2号実施8法案提出——ラウレル下院議長は次の8法案を議会に提出した。①労使利益配分法案、②政府融資・奨励享受法人の株式公開義務法案、③国内信用フィリピン化法案、④中央銀行独立強化法案、⑤国家経済開発庁設置法案、⑥賠償使途限定法案、⑦外貨購入マージン・フィー、製造品輸出優遇為替相場法案、⑧奢侈・非必需品輸入禁止法案。

4日 ▶UP共産党幹部出獄——1950年の「共産党政治局事件」の被告人共産党幹部5人出獄—Jose Lava, Federico Bautista, Cesario Torres, Simeon Rodriguez, Angel Baking (さらに6日 Salome Cruz, Federico Maclang, Ramon Espiritu, 22日 Onofre Mangila が出獄)。

5日 ▶アンヘレスで襲撃つづく——夜、アンヘレス市クラーク米空軍基地付近で、パンパンガ州 Porac 町の警察署長と署員1人が待伏せ攻撃で死に、5人が負傷。翌日同市警察管区が襲撃を受け、警官2人が死に、一般人1人が負傷。

6日 ▶破防法廃止法案上提——ロセス下院議員は、「フィリピン共産党は今日では1957年破防法成立当時のように国家の安全に対する重大脅威ではない」として、破壊活動防止法廃止法案 (H. B. 29) を提出した。

7日 ▶UP 学生官邸前デモ——フィリピン大学 (UP) 学生1,000人 (警察推定) は大統領官邸前で、最近のデモにおける「警察の虐待」に抗議してデモ。ライシウム大、イースト大学生、スト中のノーザン・モーターズ労組員も合流。

9日 ▶タルラク州で襲撃——タルラク州タルラクの Moriones 村で、郷土防衛隊員として知られた家々を重武装の男10人が襲撃、死者1人、負傷者10人を出した。翌日ラウリン機動隊はこれに参加したという Rody 指揮官ほか4人を同州カバスの Patling 村で捕えた。

11日 ▶IMF 協議団来比——12日より中銀と協議開始。

13日 ▶通貨委、安定化計画承認——主目標は通貨供給削減 (40億ペソに) とインフレ圧力抑制で、①預金準備率2%引上げ (16→18%), ②輸入信用状 STD 引上げ (25%に), ③中銀保有証券・公債売却5億ペソ (売却金の55%を生産活動融資に、45%は凍結), ④流通通貨の農村部分散 (農業その他農村プロジェクト貸付けによる) 等の方式で行なう。

15日 ▶ソ連、対比貿易に関心——プラウダ紙の I. ベリャーエフ記者は比商業会議所 (CCP) 役員との会談で、先に訪ソした CCP 使節団に対するソ連商業会議所の商業会議所間通商協定締結申入れを再述した。

▶PHILCAG をバンバンガに投入——ベトナムから引揚げた民生活動部隊 (PHILCAG) 1,500人は、来週からパンパンガ州 Magalang で、道路局の技術援助、施設、資金の協力を受けて道路、橋の建設工事に従事する。

16日 ▶労学官邸前デモ——UP, フィリピン商科大 (PCC), ラシウム大, フィアティ大学生, 愛国青年団 (KM) 員, 約20の労働組合員ら2グループ2,500人は、外国資本家と警察機関の結びつき、マルコスのかいらい性、裁判のスローペース、ファシズムの急成長などを非難して大統領官邸前でデモを行なった。

18日 ▶「砂糖ブロック」非難デモ——フィリピン青年隊 (PYC) など穏健派5学生団体300人は、「砂糖ブロック」の季節労働者搾取と最近の下院議長選出への介入に抗議して大統領官邸前デモ。

20日 ▶通貨委、外貨建預金を原則的に承認——フィリピン人の国外預金は約3億ドルにのぼるとみられている。

21日 ▶JUSMAG 本部で爆発——午前ケソン市にある米国合同軍事顧問団本部構内に駐車中の自動車が、後部トランクにおかれた爆弾の爆発のため損傷、負傷者2名を出した。

▶自動車協会、国産化計画採択——比自動車協会工業化委員会は、ノック・ダウン乗用車の輸入削減に対処し、期間5カ年で国内付加価値50%以上の乗用車国産化計画を作成、採択した。

25日 ▶マルコス、学生指導者と会見——マルコス大統領は、22日以来国立大学に対する1000万ペソ支出の公約履行、施設改善などを要求して大統領官邸前で連日デモを行なっている全国学生連盟 (NSL—国立大学系) の指導者と会見。施設、学生の代表権など若干の要求は承認したが、財政事情から1000万ペソ支出は経済情勢好転まで保留をつづけると回答、学生側は7月までの期限をつけて、ピケを撤去した。

26日 ▶第7議会通常会期開会——開会に当たりマルコス大統領は「国民の規律が将来への鍵」と題する年頭教書を朗読し概要次のように述べた。

①当面の目標は経済安定と生産活動の再調整にある、②外貨不足は短期間に解決できよう、③次の4年間に全国は土地改革下におかれ、分益小作制は廃止されよう、④激変する世界に対してアナキーに代えて、過激なショビズムでなく建設的ナショナリズムを提出すべきだ、⑤比米間諸条約は不平等除去のため再検討されよう、⑥地域協力は強化されよう、⑦社会主義諸国との関係は緩和され、通商、文化交流が進められよう、⑧サバ請求権の平和的手段による解決を希望する、⑨71年憲法会議は現状の不平等を除去するものと期待する、⑩IMF協議団は、ペソ切下げ、為替管理は必要ないとの意見に合意した。

また基本目標——国民大衆の繁栄と経済的安定——実現のために約35件の立法措置を提案した。

▶国会デモで混乱——憲法会議代表選出を非党派的に行なうことと年令要件改正(25歳→21歳)を要求して全国学生同盟(NUSP)が組織した「1月26日運動」は各種学生団体、労農団体が参加して全国主要都市で行なわれ、マニラでは約6万人が議事堂デモに参加した。午後6時集会終了後、年頭教書演説を終わって車にのりこむ大統領に対してプラカード柄や瓶・石が投げられた。警察は警棒をふるって整理、学生に160人、警官に22人の負傷者と逮捕者多数を出した。

28日▶A. Garcia 射殺さる——警察軍司令部に達した情報筋報告によると、新人民軍(NPA)の序列2位 Arthur Garcia は28日朝、タルラク州カバスの Ungot 村で射殺、埋葬された。下手人はダンテ司令官の部下か、軍からの潜入者という説がある(彼は反乱活動に毛沢東思想を吹きこみ、保守派から指導権をうばうのに力があつたとされている)。

29日▶IMF に第3次クレジット・トランシェ申入れ——リカロス中銀総裁は、ニューヨークでの記者会見で、政府がこのほど IMF に第3次トランシェを申入れたことを明らかにした。同総裁は、対 IMF 交渉、借款繰延べ(4月に短期1.9億ドルが満期に)、安定化借款交渉のため滞米中。

30日▶デモ暴動化——5万人の学生、教職員が官憲暴行、軍国主義、帝国主義、高物価に抗議する議会前デモ。6時終了後、デモ隊は大統領官邸に向かい、石・瓶・れんがなどを投げ消防車を押し、官邸ゲートを破壊した。官邸ガード、PC 首都司令部、ラウイン機動隊は警棒と催涙ガスで排除した後、発砲。学生側は路上バリケードや、近くの大学街にたてこもって鉄棒で深夜まで対峙。放火、略奪、停電などで全市は無政府状態となった。学生側に死者4(その後負傷の一般人1人死亡)、負傷者100人以上、逮捕者多数。

▶マルコス3選を否定——デモ暴動化に先立ち、マルコス大統領は NUSP 側指導者と会見、①3選は求めない、②議会に憲法会議の非党派化・非宗派化の立法を求めると約束した。

31日▶マルコス、事件について——マルコス大統領は、国家指導者会議、マニラ市長、軍首脳、新聞社主らと終日協議し、夜テレビ放送で国民に次のように呼びかけた。—暴徒はよく組織され、考えぬかれた計画をもつ煽動者、国内毛沢東主義コミュニストによる反乱で、直接目的は官邸の奪取または破壊である。われわれはどんな犠牲を払っても破壊的アナキーを阻止し、公秩序を維持する。政府はすでに全土にわたって秩序維持の措置をとり、地方警察を軍で増強した。

▶暴動の告訴数——警察軍発表による前日の暴動参加者の告訴内訳—動乱教唆・反乱、学生130人、学生以外79人、放火4、火器不法所持2、軽犯罪84人。

▶CCP、対東欧外交関係樹立提案——昨年ソ連、東欧を訪問した商業会議所(CCP)使節団はこのほど、現状のケース毎取引では官僚的な遅れと不確定性のため両者とも交渉に乗り気にならないとして、東欧諸国との直接外交関係樹立を提案した。

▶マリベレス自由港建設起工式。

## 2月

1日▶事件後のマニラの情勢——コルプス文相は、マニラ地区の公私立全学校に2日から1週間授業停止を命じた。一方特殊部隊の全部が、大統領官邸、警察軍・陸軍兵営に展開。官邸構内・周辺では2,000人が野営し、前線用武器を握え、電気、通信、水道、政府金融機関など重要公共施設には軍が配置された。

2日▶中銀総裁、対 IMF 協議開始。

▶情勢回復と発表——マルコス大統領は TV 記者会見で、情勢は正常に復し、マニラ市と官邸が攻撃を受けるさし迫った危険はもはやないと述べ、国民が平静を保つよう要請。また3選不出馬を再確認し、ナショナリスト党(NP)はすでに憲法会議代表に立候補しないと決めていると述べた(官邸に駐留していた部隊は引揚げ)。

4日▶MDP デモ計画発表——学生、労農団体の調整組織「民主フィリピンをめざす運動(MDP)」は、「ファシスト・マルコス政権の軍事エージェントによる1月30日の虐殺」を非難し、12日マニラほか8都市で5万人のデモを行なうと発表した。UP 学生評議会のバリカン(Fernando T. Barican)議長は責任者マルコス大統領とラバル(Vicente R. Raval)警察軍(PC)長官の辞任を要求した。

▶ハンガリー貿易使節団来比——ビザ取得の都合で昨



年2回来比を延期したハンガリー貿易使節団一行(団長 I. Soos 商業会議所副会頭)6人が来比した。

**5日 ▶5団体共同声明**——NUSP, NSL, KM, SDK(民主青年同盟), MPKP(フィリピン青年自由連盟)の5団体は、「国民の憲法上の権利と市民的自由擁護のための団結」を確認し、「あらゆる軍隊のマニラ引揚げ」と「1月26, 30日事件に責任ある軍・官の調査と軍事裁判」を要求する共同声明を発表した。一方MDPは国民が求めているのは単なるマルコス政権打倒ではなく悪しき現社会秩序の打倒であるとして、「民族民主主義権力」を提起した。

**6日 ▶ラバルPC長官辞任**——4日「30日事件の死者は学生自身に射たれた」と発言して各方面から非難を受けていたラバルPC長官は6日辞意を表明。翌日マルコス大統領はこれを受任、即日後任に第1歩兵師団司令官ガルシア(Eduardo M. Garcia)准将を任命。

**7日 ▶バリカン、軍事支配の企図に警告**——UP学生評議会のバリカン議長は次のように言明。

マルコス大統領が、1・30事件後、「非共産主義者の脅威」と述べたのは米国をさしている。米国は幻滅した將軍連、教会、CIAを使って、国民の支持を失って役立たずになったマルコスを退け、むき出しの軍事支配を作るために学生不安を利用しようとしている。マルコス辞任要求はわが国の抑圧と搾取の全歴史の、重要ではあるが、小さい部分にすぎない(翌日MDPは同趣旨の加盟団体共同声明を発表、ほこ先は米帝と国内封建であるとした)。

**8日 ▶内閣改造発表**——マルコス大統領は次のように内閣改造を正式発表した。(カッコ内は前職)官房長官 Alejandro Melchor Jr.(国防次官)、国防相 Juan Ponce Enrile(法相)、蔵相 Cesar Virata(投資委員長)、法相代理 Felix V. Makasiar(検事総長); 大統領経済諮問委員長兼国家経済審議庁長官 Placido Mapa Jr., 総務長官 Constancio E. Castañeda(経済調整局長官)、国家科学開発委員長 Florencio Medina 退役准将、検事総長 Felix Antonio(控訴院判事)。

**9日 ▶閣僚数縮小発表**——マルコス大統領は批判にこたえて、正閣僚30ポストを縮小、14を正閣僚、5を閣議出席を制限された閣僚、残り11を格下げした。正閣僚として残る省は、内閣官房、国家経済審議庁、外務、財務、法務、教育、農業天然資源、労働、国防、保健、商工、公共事業、社会福祉、総務。

**11日 ▶MDP、12日デモの戦術変更**——Nelson Navarro MDP スポークスマンは、マルコス大統領が、前夜のMDP系学生・労農諸団体との会見で、MDPの13要求に同意し、5つの長期要求を今後話し合う必要をみと

めたことを明らかにし(要求内容は参考資料参照)、12日はミランダ広場の大衆集会の代りに各キャンパスでの同時デモに戦術変更すると述べた。

(注) 戦術変更の理由に関しナバロの説明——デモ主催者側は、不必要な暴力を回避するため、ミランダ広場デモを浸透者が流血デモに変え、それにより軍が政府を全面的に掌握するような可能性をせばめようと決意した。

**▶PC長官、特殊部隊に解散命令**——ガルシアPC長官は、PC特殊部隊が一部国民のPCに対する不信の原因であったとして、同部隊に解散を命じ、5中隊全員を全国のいくつかのコマンドに散在させ、一部を中部ルソンの各隊に再配置すると述べた。

**12日 ▶ミランダ広場集会**——さきの中止決定を取消して、ミランダ広場前で5万人の学生、労働者、農民が参加して集会が開かれた。集会は米帝と封建制度が大衆の貧困と不正義の主因であるとし、マルコス政権の増大するファシズムを非難し、民族民主主義を提起した。大統領官邸デモを煽る動きがあったにもかかわらず、指導部は群衆をしずめた。3時ころから公私のオフィス・繁華街の商店は閉鎖され、街路は閑散となった。地方一タルラク州、アンヘレス市、ブラカン州、バタアン州、ヌエバ・エシハ州、バギオ市、ロス・バナヨス町、サンタローサ町、セブ市、パシグ町その他ルソン諸州で。

なお愛国青年団は、CIAに鼓舞されたクーデタは現在切迫しておらず、マルコスの「恩恵」や「左翼的」スローガンにまどわされるなど訴える声明を発表。

**▶国防相、モンキーズ解散など命令**——エンリレ国防相はヤン軍参謀長に、モンキーズその他中部ルソンの準軍事組織はもしあれば解散すること、郷土防衛隊に関する現行政策を再検討すること、学生が主張しているような犯罪調査部(CIS)や国家情報調整局(NICA)による妨害行為を中止すること、を命じた。

**13日 ▶ツマゲテ事件5被告の容疑晴れる**——マカシアル法相代理は、昨年8月西ネグロスのフク団事件に関係して逮捕された *Dumaguete Times* の5編集員は検事の再調査により明らかな証拠がないとして、裁判所に告訴撤回を求めた。

**▶犯罪米兵につき対米覚書**——ロムロ外相は、フィリピンの法廷を避けてひそかに出国した犯罪米兵(複数)をフィリピンに帰らせることはできないという米大使館の主張を拒否、米大使宛3通の覚書を提出。

**15日 ▶労組全国組織統合、PMP発足**——フィリピン労働組合会議(PTUC)とフィリピン労働センター(PLC)は合同して、あらたにフィリピン労働者会議(PMP)が発足した。

**▶教会、小作農と賃貸契約**——ヌエバ・カセレス大司

教管区はナガ市のマンガヤワンおよびカナマンの教会領61ヘクタールの分益小作農48人と使用農地の任意賃貸契約に調印した。賃貸料は67—69年平年作の25%相当額。

16日 ▶1・30 事件被告への告訴撤回——マニラ検察部は、バリカンUP学生評議会議長ら210学生に対する1月30日暴動における煽動容疑での告訴を取消した。残るのは消防車をうばい官邸ゲートを破壊した4被告のみ。

▶ルーマニア、貿易使節団派遣を希望——外務省は在ビルマ大使館を通して対比貿易使節団派遣の希望を表明したルーマニア政府メッセージを受理、その旨CCPに通告した。

17日 ▶マニラで4つのデモ——①統一青年学生戦線2,000人、議会前、②青年キリスト教社会主義者、大統領官邸前、③フィリピン学生改革運動300、官邸前、④UPよい政府を要求する運動——8800万ドルのパコロド肥料工場設立スキャンダルに抗議して日本大使館ビケ。

18日 ▶ミランダ広場で「人民議会」——50団体以上の学生、青年、労働者、農民など各階層の大衆が参加して、ミランダ広場で「人民議会」と称する大衆集会開催。米帝、封建制度、資本主義、政府内で増大するファシズムを大衆の苦難の根源として「民族民主主義」を提起。演説のほか、歌、詩、劇、シュプレヒコールが行なわれた。集会終了後米大使館に向かったデモ隊は投石、焼打ちをこころみ、大使館、ルネタ公園、住宅、商店街に損害を与えた。大統領官邸に近い学生街では深夜までマニラ警察、軍とにらみ合った。

▶大統領緊急時の攻撃隊設置命令——マルコス大統領は、全国の知事、市長100人を前に、非常の際使用する地方警察官で構成し警察軍が管理する「攻撃隊」を設置する大統領命令を発した。また破壊活動分子の暴力に警告し、中央政府は強力かつ安定していると述べた。

19日 ▶中銀、日本に5000万ドル・スタンドバイ要請——訪日したリカロス中銀総裁、マバ国家経済審議庁長官らは、外務省に愛知外相を訪問し、対比援助会議の席上でスタンドバイ・クレジット5000万ドル援助を要請した。

▶米大使館襲撃に抗議——バイロード米国大使は前日夜の「暴徒による」大使館襲撃と、比側の現場警備のおくれについて、比政府に抗議。ロムロ外相は即時釈明、遺憾の意を表明したが、「米大使館は多数の平和的デモ隊の表明した正当な不満は考慮してしかるべきだ」と述べた。

20日 ▶各所でデモ——市長の不許可にもかかわらず、米大使館、大統領官邸、議会、ミランダ広場、中国人街、エスコルタ街でいくつかの抗議デモ。

▶土地銀行資金に公有地売却——マニラ市内イントラ

ムロスの6区画が公開入札され、うち2区画計96万8000ペソが落札。

21日 ▶IMF、第3次引出し承認——IMFは20日フィリピンに対し期間1年、2750万ドルの第3次クレジット・トランシェ引出しを認め、本日付で次のように発表した。一協定は比国の支払ポジションの不均衡是正のために計画された安定化計画を支持するものである。同計画は外為制度改革、国内信用および対外借入の増加率の実質的削減措置を含む。外為制度改革は、一部(80%留保措置)を除き「すべての国際取引に対する自由為替市場の設立」を含む。

▶ペソ変動相場制に移行——中央銀行は回状289号を公布し、約1年間ペソ相場の変動制を採用する旨決定、即日実施し、これに伴う措置を規定した回状3本、覚書6本を出した。ただし木材、分蜜糖、コプラ、銅の4品目の輸出代金の80%はIMF平価1ドル=3.90ペソで中銀に引渡すことになった(80%留保措置)。移行初日の24日の相場は1ドル=5.589ペソであった(参考資料参照)。

▶中国人地区でデモ——マニラ諸大学学生は、中国人地区で、約1万人の滞在期限超過中国人の送還と、反ダミー委員会による調査を要求してデモ。

22日 ▶中銀総裁、変動相場制に関する声明——リカロス総裁は次のような新聞声明を発表した。

変動相場制は満期債務支払および必需品輸入継続に必要な外貨の不足と取得可能外貨とのギャップを埋めねばならなかったため採用された。IMF協議では主に国際収支とペソ平価が問題となり、後者については見解が分かれた。切下げの代案ないし為替、輸入管理が討議されたが両者とも否定された。今回の措置は切下げへの前奏ではない。

23日 ▶台湾大使、ラモス=漢協定履行言明——Patrick Pichi Sun 駐比台湾大使は記者会見で、「中国政府は滞在超過中国人に関するラモス=Han Lih-Wu 協定(68年8月30日)を支持してきた。協定で承認された条項を履行する用意がある」と述べた。

24日 ▶公共事業停止令解除——大統領は雇用機会創出のため、昨年12月8日公布の公共事業停止令を解除、工業、社会改良支援に役立つインフラ・プロジェクトを優先するよう指示した。

▶労相、AAFLI計画を拒否——オブレ労相は国家経済審議庁(NEC)に対し、米国=アジア自由労働機関の労働教育プログラムを承認すると「外国機関が金銭上の利害に訴えてわが国労組をコントロールできる状況を生み出す」として拒否を通告。同計画を調整する全国労働委は翌日解散。

(注) 同プログラムは、1969年6月30日 NEC と USAID の間で結ばれた計画にもとづき、米国務省-AID の資金年間42万7000ドルで、労組指導者に労働教育、協同組合訓練をほどこすもの。

25日 ▶移民局長、送還中国人受入要求——レイユス移民局長はスン台湾大使に、7年前に追放命令を受けた109人の「望ましからざる中国人」を直ちに受入れるよう要求した。

▶クラーク基地で比人射殺——クラーク基地売店で夜、6人のフィリピン人が盗みに入り、1人が射殺、4人が逮捕された。

26日 ▶「人民議会」荒れる——MDP はマニラ市長のミランダ広場集会不許可を不服として最高裁に提訴していたが、本日4時最高裁が却下したため、集合していた参加者は3,000人の警官隊に排除され、1万人が Sunken Garden で「人民議会」を開催。米大使館前へ行進して警官隊と衝突。夜に入って学生、労農市民数千人はマニラ各所で、軍隊、警察4,000人と棒、プラカード、火炎ビンでわたり合った。負傷者約80人。

27日 ▶警察 PCC に手入れ——マニラ警察は、1月26日以来フィリピン商科大 (PCC) の建物が学生活動家に利用されているとして未明に手入れ、教職員2名、女子学生3名を含む39名を逮捕 (後釈放)、武器一式、出版物を押収した。

28日 ▶フクと BHDF 交戦、死者6人——タルラク州カバスの Aringoring 村で郷土村落防衛隊 (BHDF) とフクとが交戦、フク2人、BHDF 1人、一般人3人の死者を出した。

### 3月

1日 ▶UP 学生機関紙にダンテ書簡——ダンテ新人民軍指揮官はこのほど UP 学生機関紙 *Philippine Collegian* に書簡を寄せ、軍の学生虐殺に対し NPA は断固たる徹底した報復を行なうと警告し、「民族民主主義をもたらすのは学生だけでなく全人民の闘いである」と述べた。

2日 ▶マニラでジプニー・スト——5,000人のジプニー運転手の組織、マニラ・郊外運転手組合 (MASDA) は、5セントボの料金値上げ要求と交通警察の不当取締り抗議をかかげてストに突入。51の大バス会社は公益委に最低料金5セントボの値上げ申請 (3日にはバス、タクシーの交通もマヒ。4日ジプニー・ストは公益委が10日以内に5セントボ値上げの暫定権限を与えると約束して解決)。

3日 ▶「人民行進」——マニラ市内各所から都心に向けて「人民行進」が行なわれ、Liwanag Bonifacio で2万人の学生、労働者、農民、市民の大集会が開かれた。

終了後米大使館一大統領官邸に行進し、警察軍と衝突、警棒、催涙ガスに対し火炎ビンで応酬、逮捕30人。負傷した学生1人は6日に死亡。

4日 ▶元 KM 員2人逮捕——PC 200人はタルラク州カバスの Talaga 村で元 KM 員 Leonido Co (元書記長) と同妻旧姓 Linda Taruc を逮捕、翌日破防法違反で告訴。

7日 ▶「モンキーズ」解散状況——PC 第1軍管区 Felizardo Tanabe 司令官は下院社会改良委員会聴聞会で、「準軍事組織モンキーズのメンバー259名中武装解除、解散は162人で、他の97人はバリオ自衛隊 (BSDU、旧郷土村落防衛隊 BHDF) に編入された」と証言。

8日 ▶軍、フク団を急襲——ラウイン機動隊は早暁タルラク州カバスの Santa Rita 村を急襲、ダンテ指揮官麾下の9人のフクと交戦、1人 (ダンテの甥) を殺し4人を捕えた。武器、文書多数を押収。

11日 ▶糖業界、サカダ廃止決議——全国甘蔗栽培者連合年次大会は、サカダ (季節農業労働者) 制廃止決議と苦情処理委員会設置決議を採択した。

13日 ▶中銀、米商銀と借款協定に調印——ブリニャス中銀副総裁と米商銀23行代表マニファクチャラーズ・ハノーバー銀行は、短期借款4000万ドル供与協定とニューヨーク連銀に担保として預託してある4000万ドルの金の担保条件を解除することに合意、調印した。これにより連銀から4000万ドル借款が可能となる。さらに米商銀は満期到来債務の6月末繰延べに合意した。

▶タルラク青年学生デモ——UPタルラク分校を先頭にタルラク州の農民と諸学校学生は、タルラク州は事実上の戒厳令と軍事支配下にあると非難して議会前デモ。学生代表者協会 (CONDA) 1,000人は拘留中国人、超過滞在中国人追放を要求して台湾大使館前でデモ。

17日 ▶トンドで「人民裁判」——マニラで6,000人が参加して「帝国主義、封建制度、ファシズムに反対する貧困人民の行進」が行なわれ、さらに同市トンドのモリオネス広場で、マルコス大統領、ビリェガス市長、米帝、地主、資本金家、軍・警察、一部マスメディア、一部労働指導者、裁判所、「宗派ファシスト」らを「人民裁判」にかけた。のち米大使館一大統領官邸デモで、警察側と衝突。行進途中沿道店員の発砲で1人死亡、2人負傷。

▶SEATO 閣僚会議延期——4月7～8日、マニラで開催予定の SEATO 閣僚会議は7月2～3日に延期と発表、同軍事顧問会議は予定通り4月2～3日バギオで。

▶大統領、日比条約を上院に提出。

18日 ▶NEC 第3次投資優先順位計画承認。

19日 ▶**ノックダウン車輸入禁止勧告**——指導者評議会は、中銀に対し完全ノックダウン乗用車の輸入を4年間禁止するよう勧告した。

▶**犯罪米兵に復帰命令**——バイロード米大使はロムロ外相に覚書を送り、米国防省が Bernard Williams 見習曹長にクラーク空軍基地復帰命令を出した、と述べた。不注意で米国内勤務に移された行政的あやまりを正すためとしている。

▶**大統領、共産主義と対決強調**——マルコス大統領はフィリピン士官学校の卒業式で次のように述べた。

軍と共産主義者の対決は不可避であり、自分の任期終了後起こるかもしれない。共産勢力が国家の安全を脅かすならば戒厳令を布き、軍が政府の全権を掌握する。現在政府は共産主義者の脅威を封じこめる十分な力をもつ。

22日 ▶**チェコ貿易使節団来比**——K. オタカル・チェコ商業会議所会頭を団長とする貿易使節団7人が来比。チェコからは初めて（滞比中両国間の通常貿易を提唱、25日離比）。

23日 ▶**中国人編集者、大統領命令で逮捕**——中国語日刊紙中華商報の編集者 Quintin Yuyitung（于長庚）と Rizal C. K. Yuyitung（于長城）の兄弟は、国防相の告訴にもつぎ、大統領の移民局長宛命令により逮捕された。同紙の記事論説が、共産主義の主張に好意的で、フィリピンの政府と国民を中傷し、国内中国人社会に中共体制に同情的にさせるよう働きかけた、としている。

▶**交通費値上げで学生さわぐ**——イースト大 (UE)、フィリピン商科大 (PCC)、ファーイースタン大 (FEU) の学生 5,000 人は交通料金値上に反対して、公益委員会に押しかけたあと、UE 前でバスの乗客をおろし、空バスに投石、警官と石、葉箱爆弾、火炎ビンでわたりあった（同じようなさわぎは翌日も）。

24日 ▶**PL 480 号援助調印**——70 年度分で綿 4 万ペール (495 万ドル)、タバコ 2,800 トン (505 万ドル)。年内返済ペソ貨で 40%、残りはドルで 20 年間、利率 3.5%。

25日 ▶**PSC、値上げで新命令**——公益委 (PSC) は 13 日の暫定値上げ命令を廃棄し、バス・ジブニーの新料金を基本料金 5 センタポ値上げ、キロ当たり 0.5 センタポとした。

26日 ▶**前国防相、米国防援助受取りみとめる**——マタ前国防相は、360 万ドルが比政府に直接のベトナム派兵援助として支払われたという 25 日のサイモン発言に関連し、米国防政府からの援助受取りはみとめたが、ベトナム派兵にはかわりないと述べた (30 日上院は特別委を設けて調査することを決定)。

30日 ▶**UNIDO 8 プロジェクト承認**——国連工業開発

機構 (UNIDO) はこのほど比国の石油化学、アバカ・パルプ、金属工業開発センター等 8 つのプロジェクトを承認した。

▶**国防省、フク幹部リスト改定**——国防省は最新の軍情報部推定によりフク幹部リストを改定し、懸賞金も増額した。195 人の幹部中新指揮官 41 人、女性 4 人、元警官 1 人。

▶**交通費値上げ抗議行動つづく**——この日から 4 月 3 日ところまで連日、マニラ市内レクト、N・レイエス、エスパーニャ各通りを中心に、公共料金値上げに抗議する学生が通行中のバス、ジブニー、タクシーに投石、警官隊に石や火炎ビンを投げる。

## 4 月

2日 ▶**大統領、物価統制法に署名**——本法は 71 年 6 月 30 日までの時限立法で物価統制委員会が実施に当たる。特定の必需品目の市場価格が 69 年 3 月 1 日現在の 20% 以上に上昇するかその恐れのある場合等に上限価格を定める。

5日 ▶**MDP らの「人民大衆集会」**——MDP は民主主義十字軍と共催で、ミランダ広場で「人民大衆集会」を開催。米大使館への行進は警察の催涙ガスで阻まれた。

6日 ▶**マニラでジブニー・スト**——マニラ・郊外運転手組合 (MASDA 36 組合、1 万人) はガソリン、ディーゼル油値上げに抗議してスト開始、全市の交通マヒ。このストは翌日夕方、物価統制委 (PCC) に解決の時を与えよという大統領アピールを受けて中止されたが、もう一つの組合、フィリピン運転手組合連合会 (PCDO) は 7 日にかけてスト。

7日 ▶**ノックダウン車の輸入禁止決定**——通貨委員会は完全ノックダウン乗用車の輸入禁止を決定した。

▶**PMP 系組合ボイコット**——フィリピン労働者会議 (PMP) が傘下 60 万組合員に発した、1 日間労働をやめて「静かな祈りのうちに」議会に最賃法改定案通過の圧力をかけよとの指令により、全土でボイコットが行なわれたが、商工業、公益事業に大きな影響はなかった。

10日 ▶**対インドネシア支払協定締結**——比中銀とインドネシア銀行は、66 年 8 月 27 日両国間に設けられた取引計画をカバーする支払協定を締結した。

11日 ▶**「アジアは一つ会議」マニラで開催** (～13 日)。Gunnar Myrdal とともに講演を予定されていた Han Suyin 女史は「比政府と反する思想を信奉する」として入国を拒否された。

▶**ウタント、UP 訪問中止**——「アジアは一つ会議」に出席のため 9 日から滞比中のウタント国連事務総長

は、UP 卒業式に出席して名誉学位を受ける予定のところ、「治安上の理由で」(UPI) 出席不能となる。

15日 ▶米輸出委員会設置

24日 ▶台湾側送還に同意——ロムロ外相はスン台湾大使と会談後「移民局側が、退去命令の出ている109人の中国人を検挙すれば来週台北に送ることができる」と述べた(うち33人は5月3日台北へ送還)。

27日 ▶リカロス中銀総裁は、東京で日本の15の民間銀行シンジケートに対し5000万ドルのスタンドバイ・クレジットを要請。

## 5月

1日 ▶大統領、輸出税法に署名

2日 ▶外相、カンボジア問題で米国支持——ロムロ外相はニクソン演説を引用して、カンボジアにおける米国の行動はカンボジアへの侵略ではないと述べた(翌日マルコス大統領はこれを確認)。

3日 ▶USTC 労組争議に警察介入——警官80人がピケラインを守る争議中のUSタバコ(USTC)労組と同社警備員との衝突に介入、組合員、応援の学生多数に負傷者(11日、約1,000人の対立組合員、ピケットを突破して就労)。

▶大統領は本日から9日までを「ミンダナオ週間」と宣言。

▶カンボジアから援助要請——マルコス大統領はロン・ノル將軍から武器援助要請を受けたことを明らかにし、「武器援助は与えるかもしれないが派兵はしない。外交政策評議会で対応策を決定するがせいぜいしるしばかりの武器援助となろう」と述べた。

4日 ▶第3次投資優先順位計画発効。

5日 ▶Yu 兄弟台北に強制送還——保釈中のYuyitung 兄弟は前日夜「活劇的やり方」で逮捕され、この日早朝、Basa 空軍基地から軍用機で台北に強制送還された。大統領が1日移民局長に即時送還執行を命じたことによって行なわれた。

▶下院外務委、軍事援助に反対——3日のマルコス言明に対して上下両院議員から一致して、対カンボジア軍事援助反対が表明されたが、この日下院外務委理事会は全会一致で軍事援助反対。

7日 ▶端切輸入等禁止——織物端切7品目のUC(信用状開設禁止分類)変更にともない、議会経済計画事務局(CEPO)輸入禁止法案中の非必需・ぜい沢品649品目のうち現在すでに輸入禁止となっているのは562品目となった。

8日 ▶フクの動き——パタアン州 Dinalupihan のPC 検問所でPC とフクと思われる武装グループが交戦、

パタアン知事のガード2人が死に、PC 2をふくむ3人が負傷。タルラク州サンミゲールでは非番中のPhilcag 兵士がフクらしい武装隊におそわれ死者3人、負傷者1人を出す。

▶米大使館に反米デモ——数百人の学生、青年、労働者が米大使館前で反米デモ。争議中のUSTC へ行進中、警官隊と衝突、ジープ1台、自動車3台破壊。

9日 ▶警官護衛で強行就労——2週間来争議中のリサール州マリキナのGoya Products で、経営者側は30人の警官の護衛でトラック4台の労働者の就労をはかり、争議団と衝突、19人を逮捕(前日は10人逮捕)。

11日 ▶日比スタンドバイ協定調印——リカロス中銀総裁は、富士銀、東銀等日本の15行と5000万ドルのスタンドバイ・クレジット協定に調印。条件は引出し後6カ月以内に返済。

12日 ▶外交政策評議会、非軍事的援助方針決定——外交政策評議会(異例的に、新聞社主、市民団体代表出席)はカンボジア援助問題で、軍事援助はしない、ジャカルタ会議(16日~18日)に参加しその結果をまとめて援助形態を決める、と決定。なおジャカルタ会議代表団の指針として、①軍事援助はしない、②文官のオブザーバー派遣、③カンボジアの中立維持、④バンドン会議の原則支持、を決定。

16日 ▶土地改革地域宣言第12号——指定地域はバタンガス州 Nasugubu 町ハシエンダ Hooc, Calatagan 町ハシエンダ Baha, Gingoog 市 Cuenco エステート。

▶重要法案成立促進の運動——NUSP, FFF, YCSP など諸学生青年団体は、議会に経済、政治、社会の根本的変更をもたらす重要法案(土地改革法修正、非党派的憲法会議、ぜいたく品・非必需品輸入禁止、石油委員会設置、最賃引上げ、日比条約拒否など)の成立に圧力をかける運動「議会に挑戦する作戦」を開始。

18日 ▶「正義要求労働者行進」開始——全国労組連合(NATU)とMDP 加盟団体により、官憲の争議介入に抗議し各組合を支援する1週間の「正義を要求する労働者行進」開始。連日500~1,000人を動員して争議箇所ではピケをはり重要地点で泊りながら移動。

▶IPI, Yu 兄弟事件で比政府非難——国際新聞協会(IPI)総会(香港)はYuyitung 兄弟強制送還事件につき、比政府の人権宣言と報道の自由侵害を非難し、台湾政府に公正な取扱いを要求する決議採択、台北へ4人の調査団派遣。

▶ACLP の米価補助金引上要求デモ——フィリピン農業協同組合連盟(ACLP)は、米作9州の農民1万5000人を動員して大統領官邸と議会前で、現行米価補助金法を改正してカバン当たり16ペソから27ペソに引上げを要

求して集会。

19日 ▶学生89人、下院の議事中断で逮捕——下院で傍聴中の NUSP などの学生87人は、議場で国歌を歌って密議を中断させたとして逮捕。

21日 ▶新経済4カ年計画——新計画(1971~1974年度)は NEC と PES の共同作成になるもので草案を世銀に提出したが、世銀の要請に従い計画所要の資本財供給国との長期借款取得交渉のため現在修正を急いでいる。

22日 ▶外交政策評議会、人道的援助決定——外交政策評議会はロムロ外相のジャカルタ会議報告を承認し、カンボジアに対し国民対国民ベースで人道的援助を送ることと一致。

▶南イロコスで政治的動機の放火——約200人の PC 制服を着た重装甲隊が南イロコス州 Bantay の2つの村を焼き打ちし、発砲・略奪を行なった。

▶タルラクで労働指導者射殺——PC はタルラク州カバスの Sta. Rita 村の戦闘で労働指導者 Ruben Mallari を殺し、2人を捕えた。なお KM は24日交戦中でなく一方的に殺され捕えられたと非難した。

23日 ▶タルラクで NPA 討伐作戦つづく——PC はタルラク州カバスの4村にヘリコプターを使用してラウイン機動隊と第51大隊を展開して新人民軍(NPA) ダンテ指揮官と部下22人を追跡(~27日)、23日の戦闘では、Juanito de Leon, (NPA No. 15, Bacbac Rudy 指揮官)、Benjamin Mallari (同 No. 21, Ben 指揮官) を射殺し、6人を捕虜とした。

29日 ▶N. E. でフク、PC 交戦——ヌエバ・エシハ州カバナツアン市でフク(NPA といわれる)とPC 隊員とが交戦、フクの5人死亡。

▶法王のマニラ訪問発表——ローマ法王パウロ6世は、大統領夫妻とフィリピン・カトリック教会の招待で11月後半極東司教会議出席のためマニラ訪問と発表。

30日 ▶西ネグロスで土地取上げ事件——バコロド市の Antonio Y. Fortich 司教発表によると、同司教の修道院はカディス市 Hiyang-Hiyang, Nabuyukan 両村から土地取上げと侵攻のため逃亡してきた入植者家族40人を収容、保護している。

(注) 6月に入ってこのほか、次の諸州で土地取上げ、農民追い出しが表面化した。北コタバト、南コタバト、ヌエバ・ビスカヤ、イサベラ、カガヤン、リサル、レイテ、ボホール。

## 6月

4日 ▶「バンタイ作戦」結成——NUSP, CSM など26の市民、学生団体は、バンタイ放火事件について国と教会が法の施行を怠り、犠牲者の救援を拒否したと非難し「バンタイ作戦」の結成を決めた。

6日 ▶「ダンテ捕捉作戦」に全 BSDU 投入——PC は、「ダンテ捕捉作戦」に中部ルソンの全バリオ自衛隊投入を決定、装備も強力火器とソーウェー通信機をつける。この結果、ラウイン機動隊、国軍防衛部隊、BSDU がタルラク州に集中される。

9日 ▶新学年始業日延期へ——マルコス大統領は、教育次官、官房長官、同副長官、蔵相、私立学校局長、内国税収局長、大統領経済諮問委員長などと会談、さきのコルプス文相の新学年始業日を7月6日から同31日に延期する勧告を承認。また物価統制委に、学用品の新価格上限を設定するよう指令した。

(注) 7月からの新学年でマニラ地区の私立大学では授業料その他学校経費の14~30%、学用品代の45~60%引上げを計画、学生側の大規模な反撃が予想される。

11日 ▶KM 全国委員長、農村で逮捕——Nilo Tayag KM 全国委員長は、工作先のサン・パブロ市コンセプション村の農民の家で警察軍に逮捕された。同委員長は他の5人のKM幹部とともに、破防法違反で告訴されていた。なおKM創立者 Jose Ma. Sison も同じ罪名で告訴されている(さらに13日、近くの Bautista 村でタヤグの護衛容疑者の1学生を逮捕し、小型軽機関銃、ライフル、カービン銃などを押収)。

12日 ▶独立記念日に2つのデモ——MDP—偽の独立と民主主義を非難する「人民行進と人民議会」(ミランダ広場)。22の青年学生市民組織の参加する Kaisahan—「真の民主主義を求める徹夜と行進」(自由公園)。

13日 ▶米商銀、借款繰延べ合意——リカロス中銀総裁はニューヨークから次のように報告した。

米商銀23行は中短期借款2億4740万ドルの繰延べに合意した。うち1億8120万ドルは6月3日~年末に満期が到来するもので、これを76年までに返済する。また7月の IMF 年次協議後、5000万ドルの追加借款を考慮する旨合意、欧州借款団も今年9月30日まで2750万ドルの繰延べに合意した。

17日 ▶反汚職同盟、日本17社を訴訟——同盟は比商業協会と共同で証券取引委員会に対し比国内で事業活動を行っている日本の17社の追放を申請する計画である。

▶大統領、最低賃金修正法に署名——要旨次のとおり。  
①工業労働者6→8ペソ、農業労働者3.50→4.75ペソ、  
②地方公務員については地方自治体が5ペソ以上についての決定権を有する。  
③適用免除：常時雇用者が5人以下の小売およびサービス業、農場小作人、家事労働者、家内工業労働者。

19日 ▶リサル生誕記念日にデモ——「バンタイ作戦」は市内3コースを行進したあとミランダ広場で「正義要求会議」。バンタイの難民50人も参加してバンタイ事件

につき宣言発表。MDP 系は UP でティーチイン。

▶**クラーク基地司令官らに逮捕投獄命令**——アンヘレス市第一審裁は、法廷喚問を無視したとして法廷侮辱罪で、クラーク空軍基地司令官と前同基地国際法課長を逮捕・投獄する命令。犯罪で起訴された米軍兵士を帰国させたことに関して。

▶**KM活動家らトンドで射殺**——KM の全国委員 Eddie Dasmariñas と女友達は夜青年団体の集会の帰り、マニラ市内トンドで数人の武装者に射殺された。

24日 ▶**タルラクで白昼8人射殺**——白昼タルラク州タルラクの Pararst 村の国道上で、ジープで通行中のバリオ役員7人は運転手とともに、数名の武装者に射殺された。犯人につき警察軍側はフクと主張、住民はこれを否定している。

▶**DBP の借款保証再開指示**——大統領は今年はじめ IMF 勧告—保証限度を1億ドルに設定—にもとづき停止していた DBP (フィリピン開銀)、PNB (国立銀行) の保証再開を指示した。

26日 ▶**日本2社に営業停止訴訟**——PI-US Factors 社(米国産原綿輸入業)は、バサイ—審裁に対し、日比条約未批准下で比国会社の事業活動を侵害しているとして、伊藤忠、丸紅両社の営業停止仮処分を申請した。

26日 ▶**国家経済審議庁新4カ年開発計画 (1971~74年度) 採択。**

27日 ▶**IMF 調査団来比**——第3次トランシェ条件の実施状況検討。

28日 ▶**マルコス、対フク政策変更せず**——マルコス大統領は中部ルソン問題につき、農村に対する社会経済計画推進と頑固なフクに対する武力行使という二面政策を続行する、BSDU は有効であり解散しない、と述べた。これは24日のタルラク大量虐殺事件以後たかまった対フク政策再検討要求に対し、軍首脳と現地町村役員を招き情勢を検討した結果である。

28日 ▶**南コタバトの土地紛争**——28日のマニラ・タイムズ紙によると、2週間前南コタバト州 Surala で、高性能火器で武装した少数民族 Bilaan 族の待伏せ攻撃で6人(PC2人を含む)が死亡、68戸が炎上。原因は土地にからむキリスト教徒との紛争。

## 7月

1日 ▶**大統領中部ルソン視察**——エンリレ国防相、ヤン参謀長ら同行、パンパンガ、タルラク両省数カ所をヘリコプターで。

2日 ▶**SEATO 閣僚会議開会 (~3日)**——リサール州マカチで。出席はロジャース米国務長官、タナット・コマン・タイ外相ら。

5日 ▶**新人民軍に対し全面的軍事作戦**——前夜タルラク州コンセプション—ラパス間でPCパトロールがフクの待伏せ攻撃を受け、死者6人、負傷者5人(フク側は死者2人)を出したことに對し、政府軍はラウイン機動隊、第51PC大隊、タルラクPCを動員して全面的軍事作戦開始。

6日 ▶**学園紛争再燃**——国立23大学は1970—71学年度に入ったが、フィリピン商科大では大統領官邸へ抗議行進。一方ファー—イースタン大では授業料値上げをめぐり、建物に投石事件。

9日 ▶**マノボ族指導者投降**——マノボ族指導者 Datu Ma Falen はコタバト州 Sarallah の Datal Tuboyong 部落でエンリレ国防相、ガルシアPC長官ら政府一行に投降した(10日マニラに送られマルコス大統領と会見)。

10日 ▶**フク団指導者、5議員と接触**——フク(HMB)指導者ペドロ・タルクとスロン指揮官は中部ルソン某所で、ディオクノ、カラウ、ベレス各上院議員(中部ルソン問題特別委員)エスピノサ、リンガド両下院議員(社会改良委員)と5時間にわたり会見、大赦はよろこんで受入れるが、政府の中部ルソン対策の誠意をうたがう、と述べた。

▶**新人民軍幹部逮捕**——ラウイン機動隊はタルラク州 San Miguel の Buenavista 村の稲田で、新人民軍幹部 Manuel B. Dimatulac (Ligaya 指揮官) とほか2人を逮捕した。

▶**比商業会議所、対共貿易政策の明確化要求**——T. Guingona 比商業会議所対社会主義諸国貿易委員長(元会頭)は次のように述べた。「昨年大統領のケース毎の対共貿易開設許可声明後、東欧諸国に通商使節団を派遣したが、今日に至るまで政府が明確な政策とガイドラインを設定せず、他方多くの技術上の要求を課したため、実際の貿易は妨げられている」

12日 ▶**大統領、BSDU 解体拒否**——大統領府は、「フク団に対抗する有効な武器」として BSDU を今後も維持する方針は変らないと発表した。

15日 ▶**オブレ労相、CLDP 議長から解任**——オブレ労相は中部ルソン開発計画(CLDP)議長から解任され、後任に Jose Crisol 国防次官(軍民生活動・BSDU 担当)が就任。

20日 ▶**比・ブルガリア商業会議所間通商協定調印**——共産国との通商協定としては今回が初めてで、期間70年7月~12月、1年ごとに更新、片道500万ドル。同時に A・ブランチェフ・ブルガリア商業会議所会頭は比業者と次の契約に調印した。① Minerva Mines 社と銅精鉱プラント2基建設(アグサン州、100万ドル)、② Servillano de la Cruz と尿素肥料・農機具とバージニア

葉たばこのバーター取引 (100万ドル)。

23日 ▶大統領、地主所有地・国有企業株式交換計画承認 (ただし実施には立法化が必要)。

24日 ▶在比米軍削減計画発表——米国務省は今会計年度中に在比米軍兵員数を現在の2万4000人以上から1万8400人に約6,000人減員すると発表した。うち空軍は4,260人、海軍・海兵隊は1,660人の減 (去る18日クラーク基地第509戦闘機迎撃中隊554人の引揚げが発表されている)。

26日 ▶治安回復措置要求デモ——「バンタイ作戦」(42の学生・労働・農民・宗教団体参加) 主催によりマニラで、1万5000人参加のデモ、政府に治安回復の決定的措置を要求。地方でも16市18州で。この行事は30日間連日の大統領官邸ピケのしめくくりとして行なわれた。

29日 ▶大統領、少数部族指導者と会見——マルコス大統領は、前日投降したアグサン州の Datu Manpatilan (100以上の Higaonon 部族酋長の指導者、部下3万人) および Rajah Carlito O'Buntas (Mandayas, Dibabanos 族指導者)、Datu Ricardo Macompas (Mansaka 族) ら多数の部族指導者と会見。

30日 ▶憲法会議法案両院通過——1971年憲法会議法 (RA 6132—大統領署名は8月24日)。

31日 ▶チェコのスポーツ・チーム来比——バスケットボール・チーム Slavis Praha Auto Skoda 選手、役員計16人。

## 8月

2日 ▶フク討伐作戦開始——ラウィン機動隊とパンパンガ州 PC 部隊は、フク団 (HMB) スムロン指揮官逮捕を目標に、多数の逮捕状を用意して「アンヘレス市作戦」を開始した。

5日 ▶人民日報、新人民軍の戦果を報道——同日付人民日報 (4日新華社電) は、マニラからの報道として、1968年12月再建されたフィリピン共産党の指導下にあるフィリピン新人民軍が最近反動当局の反動軍隊の「大掃討」作戦を粉砕して大きな勝利をかちとった旨報じた。

8日 ▶土地改革地域指定を指令——大統領は國家土地改革庁に対し次の地域の指定を指令した。Camarines Sur 全州、Pangasinan 第1区、Nueva Ecija 全州、Iloilo 全州、Quezon 全州、Isabela 全州。

10日 ▶国防相らミンダナオ視察——エンリレ国防相とガルシア PC 長官は、南北サンボアング、スルなどミンダナオ3州の治安情勢悪化に伴ない、3日間の予定で視察に出発した。

13日 ▶毛語録の押収解除——マルコス大統領は、マニラの1書店が米国から輸入し、さきに郵政局長が共産主義

宣伝文書として押収を命じた毛語録49部の解除を命じた。同時にこれは前例と考へてはならないと述べ、国家治安評議会に将来に備えて政策ガイドライン設定を命じた。

14日 ▶Yu 兄弟に有罪判決——5月5日共産主義宣伝出版のかどで台湾に追放された Quintin Yuyitung と Rizal Yuyitung の兄弟は台北の軍事法廷でそれぞれ2年と3年の「矯正教育刑」の判決を受けた。

▶土地紛争州に特別チーム——大統領土地問題処理委員会 (PACLIP—委員長はロベス副大統領・農相) は土地紛争の起きている11州 (南ダバオ、北ダバオ、南コタバト、北コタバト、南ラナオ、北アグサン、南アグサン、西ネグロス、東ネグロス、ケソン、南スリガオ) に派遣する特別チームを編成した。これらの州には州 PACLIP が設置される。なお紛争地域は26万9268ヘクタール。

27日 ▶下院副議長、中共の国連加盟支持——Jose M. Aldeguer 下院副議長は、「私は大統領とロムロ外相に、中共の国連加盟を支持する下院の強い気持を表明した。国連加盟賛成投票は自動的に外交関係樹立問題にみちびくが、これはひきつづき検討すべき問題である」と述べた。

▶社会主義諸国にシンガポール経由輸出——比商業会議所貿易使節団はシンガポールの国営国際貿易公社 (IN TRACO) との間で500万ドルの対社会主義国向け中継輸出契約を結んだ。

31日 ▶公務員の賃上げ要求——フィリピン公務員同盟 (PAGE) とフィリピン公務員組合 (PGEA) 傘下の数千の公務員は一律35%賃上げなどの要求をかかげて大統領官邸前でデモ。ほか7都市でも。大統領は政府に金がないとして要求拒否。

## 9月

7日 ▶下院議長、中共国連加盟を支持——ラウレル下院議長は「当面ソ連との関係を文化関係から外交・通商関係に進め、中共の国連加盟を認めるべきだ。終局的には中共と外交・通商関係を開くことができる」と述べた。

▶「PGH 解放人民行進」——フィリピン総合病院 (PGH-UP 付属病院でもある) に対する政府の冷遇に抗議して1日からピケ中の、UP の医学生、看護婦など関係者は、UE、UST、FEU など他大学からも参加して、3,000人の「PGH 解放人民行進」。

▶対共産圏貿易の合法性調査——外国貿易審議会議長 (商工相) は、比商業会議所代表の反対を抑え、R. フェルナンデス法務次官の助議を承認、比商業会議所=ブルガリア商業会議所間貿易協定の合法性に関する商工省規則を定めるため、同協定の調査を命じた。



10日 ▶「KMは破壊活動団体」と宣告——タルラクー審裁は、タヤグKM委員長の破防法違反容疑裁判で、KMは証拠からみて破防法という破壊活動団体であると宣告し、保釈請求を却下した。

▶大統領、フク対策成功を揚言——マルコス大統領は第53回誕生日記念閱兵で、「政府は今やフィリピンにおける共産主義の脅威をスローダウンさせることに成功した。住民の協力とBSDU組織により、中部ルソンのフク運動は決定的に斥けられた」と述べた。

14日 ▶法王訪比を発表——フィリピン・カトリック司教会議(CBCP)はバチカンと同時に法王訪比を発表した。期日は11月27日から3日間、アジア司教会議出席とアジア人民に対する配慮のため。

15日 ▶一審裁で破防法違憲判決——タルラクー審裁はKMのタヤグ委員長とコー元書記長の裁判で、破防法(RA 1700)は私権剝奪法であって違憲であるとの判決を下した。ただし最高裁の確認がなければ拘束力がないとしている。

▶フク団幹部逮捕——フク団(HMB)幹部の1人 Hermogenes Miranda(サラゴサ指揮官、HMB序列6位)は部下1人とともに、リサール州 Pasig 町で警察軍情報員に逮捕された。

16日 ▶スムロン逮捕さる——フク指導者スムロン指揮官は、アンヘレス市の隠れ家で200人の兵に包囲され護衛2人(1人は警官)とともに逮捕された。大統領官邸に護送され2時間にわたりマルコス大統領と会談した。

スムロンは記者会見で、「自分は共産主義者でなく社会主義者であり、求めているのは革命でなく改革である」と述べてマルコスの政策支持を表明、新人民軍ダンテ指揮官へのアピールを発表した。

17日 ▶ミランダ広場で「人民議会」——学生、農民、労働者約2万人が参加してミランダ広場でマルコス政権の市民的自由抑圧を糾弾する「人民行進および人民議会」挙行。この集会は、MDP, NUSP, YCSP, KM, SDK, Makibaka(新婦人自由運動)などが1月26日以来初めての共同行動を行なった。集会ではリベラル党ロハス総裁をはじめ各層各団体の代表が演説した。

19日 ▶サンバレスで大虐殺——夜サンバレス州 San Marcelino の San Isidro 村が一武装集団におそわれ、町長、町会議員4人ら13人が射殺された。ラウイン機動隊、中部ルソン3州のPCなど、1,200人とヘリ2機の増援隊が送られた。

22日 ▶ベンゲット社、クロマイト鉱石の対ユーゴ輸出許可申請——ベンゲット鉱業会社はこのほど国家経済審議庁にクロマイト鉱石の対ユーゴ輸出許可の決定を求めた。

24日 ▶下院議員待伏せを受ける——夜自動車でケソン市内を通行中の Salipada K. Pendatun 下院議員は待伏せ攻撃を受け、護衛1人が死亡、護衛、運転手各1人が負傷。

25日 ▶PSBAのデモで学生1人死亡——学校当局に対し改革を要求するフィリピン経営大学(PSBA)のデモは規制の警官隊と衝突、火炎ビン、葉箱爆弾、石が投げられ、この中で学生活動家1人が死に、学生9人、警官1人が負傷(この日以後同校のある Sampaloc 区の PCC, UE, FEU など他大学学生の応援が加わり緊張づく)。

29日 ▶ジブニー・スト終る——市当局の交通規制方法を不満として、前日から行なわれていたマニラ地区のジブニー・ストは、本日に至ってマニラ近郊運転手組合総同盟(PASANG MASDA)のほか、フィリピン運転手連盟(PCDO)も加わったが、市長と話し合いの結果説明を了承してストを中止した。スト中バス2台、ジブニー1台が焼かれた。

▶国防相らコタバトへ——ペンダトゥン議員待伏せ事件後の同議員派と政敵 Blah Sinsuat 議員派間の緊張を緩和させるため、エンリレ国防相は、ガルシア PC 長官、PC ライフル1個中隊らを伴ってコタバト市に到着。

▶ソ連赤十字、水害に救援物資——(ロイター、29日、モスクワ)タス通信はソ連赤十字がケソン州水害に対し、救援物資を近くマニラに送ると発表(のち毛布40捆、繊維品8捆と判明)。

30日 ▶ラバラ6人に無罪判決——ブラカン州 Malolos 一審裁は、元共産党指導者 Dr. Jesus Lava, Federico Maclang, Federico Sablay, Dominador Santos, Severo Colonel, Agaton Bulaong の6人に対する殺人および重大不法監禁(1946年の事件)による告訴に対し無罪の判決を行なった。被告らの行為は政治秩序に対する政治犯罪(反乱)であるため。

▶コタバトの情勢——コタバト地方の部族長、政治指導者はエンリレ国防相に、コタバト市後背地で行なわれている「消耗戦」に介入してこれを終結させるよう要請した。配下500人の Feliciano Lozes(通称“Toothpick”)を頭とする Tiruray 族、キリスト教徒対回教徒の「小戦争」で過去3週間に死傷者100人(うち少なくとも死者38人)を出したといわれる。国防相は同州紛争町一 Upi, Dinaig, Datu Piang, Tulunan の情勢安定のため PC 分遣隊を動員する作戦開始命令を出した。

▶PAL 労組スト突入——フィリピン航空従業員組合(PALEA 3,700人)、のち航空パイロット組合(ALPAP 300人)も(産業関係裁判所命令で前者は10月11日、後

者は22日職場復帰)。

## 10月

2日 ▶PC, NPA と交戦——サンバレス州 PC, 第51 PC 大隊, ラウイン機動隊は, サンバレス州 San Marcelino の Santa Fe 村のフク野営地をおそい, Ernesto Miranda (Panchito 指揮官) 麾下の新人民軍と交戦, 6人を殺し, 2人を捕えた。政府軍側はヘリ1機が被弾して使用不能となり, 佐官2人を含む5人が負傷。

2日 ▶対比援助グループ結成準備会議——パリで開かれ, 次の各国・機関が参加した。豪, カナダ, 仏, 西独, インド, 日本, オランダ, ニューゼーランド, スペイン, スイス, 英国, 米国, IMF, UNDP, ADB, OECD。

3日 ▶NPA にジェット機のロケット攻撃——サンバレス州 San Marcelino の Santa Fe, Buag 両村山地にいと見られる15~20人の NPA グループに対し空軍第5戦闘機航空団の F86-4機, F5-3機が出撃, 約30分間にロケット砲268発を発射した。

5日 ▶UP で学長室一時占拠——UP 学生評議会は1日ボイコットに入り, 200人は大学本部学長室を占拠してロペス学長と会見, 学術教育面, 非学術面の改革要求57項目を提出した。要求の多くは今後時間をかけて検討することになった。

9日 ▶マニラ地区で教員のボイコット——生活手当などを要求して闘争中のマニラ・パサイ・ケソン・カロオカン市公立学校教員組合連合 (MPCQPSTA) は, 前日大統領官邸行進が入構を断られたのに抗議して, カロオカン, パサイ, ケソン各市でボイコットを行なった(翌日大統領が幹部と会見して要求の多くを受入れた)。

10日 ▶マニラ19大学の統一行動——UP, アダムソン, ライシウム, PCC, PSBA, UE, 市立大, アラネタ, フィリピン文経大, レトラン, MIT, PNC, フィアティ, ラサーレ・グリーンヒル, サンベダ, SSC, アテネオ, ラサーレ, UST の19大学の学生評議会と戦闘的団体は「反動的学校当局」の抑圧的動きに反撃する統一戦線を結成した。共通要求: カリキュラムのフィリピン化, 政治的権利の承認, 学校管理組織への学生参加, 活動家に対する強硬態度に抗議。

なおこの日現在の紛争中の学園は, UE, SSC, PSBA, MIT, レトラン, FEU, NU, など。

15日 ▶米商銀, 借款繰延べ合意——リカロス中銀総裁はニューヨークで米29商銀代表と2066万ドル短期借款繰延べ協定に調印した。

16日 ▶コタバトの部族戦争——コタバト州 Lebak の Salangang 村で回教徒と Tiruray 族間に戦闘が行なわれ, 第455PC 中隊が出動した。死者回教徒に10人, テ

ィルライ族に4人 (ティルライの「アウトロー」指導者ロセスは23日に至って州 PC 当局に投降した)。

▶フク首領ペドロ・タルク射殺さる——フク (HMB) の首領 Pedro Taruc, 68歳は, アンヘレス市北方 Tibagin 村で陸軍第10歩兵大隊の兵士に包囲され射殺された。彼は射殺時単身であり, 交戦はなかった。

マルコス大統領は「スムロンとタルクが除かれたので, 中部ルソンを蝕んできた破壊活動の問題は急速に解決されつつある。この打撃は山に残る反徒に彼らのかかげる大義の不毛性を反省させ平和裡に法の場に帰る機会を与えるだろう」と述べた。

17日 ▶国防相, 今後のフク対策について——エンリレ国防相は軍首脳と, ペドロ・タルク射殺後の情勢を検討し, 「タルクの死は反徒運動の旧路線であるモスクワ志向派の最終的破壊を招来した。野に残る者のうち新人民軍のダンテだけが闘争をつづけるだけの頭脳, 勇気, 組織的機能をもっているという観点で, 作戦をダンテに集中する全面的攻勢を命じる」と言明した。

18日 ▶クリソロゴ議員暗殺さる——Floro Crisologo 下院議員 (N) は, 選挙区の南イロコス州ビガン市のビガン大教会でミサ中, 2人の武装者に暗殺され, 犯人は逃亡した。

19日 ▶NP 総裁, 私兵解散を呼びかけ——ナショナリスタ党総裁 Jose J. Roy 上院議員は, クリソロゴ暗殺事件に関連し, 「わが国に平和を回復する緊急措置として大統領はあらゆる私兵を解散せよ」と呼びかけた。

20日 ▶タルラク米軍基地で PC 中佐射殺——タルラク州 Capas にある米軍 Camp O'Donnell 基地内キャンティーンで, PC 第51大隊司令官 Julito Lamayo 中佐が射殺された。他に同基地守備隊長, 警官, ガード (射殺犯人) が殺され, 基地従業員1人が負傷 (この事件につき10月26日 NPA のダンテ指揮官ら5人が告訴された)。

22日 ▶法務省乱入デモ隊を告発——アバド・サントス法相は, 北ダバオ州土地紛争に対する裁判所の処理に抗議して19日法務省に乱入し法相執務室を7時間占拠した Lakasdiwa, Khi Rho 運動, FFF デモ隊の指導者4人の告訴を命じた。

26日 ▶官房長官訪ソについて説明——メルチョール官房長官が13日大統領経済諮問委スタッフを滞留して訪印・ソに出発したことについてタタド情報相は次のように説明している。

官房長官はインドの公式訪問におもむいた。訪問終了後ソ連で観察旅行をする許しを得ているが, これは議員たちが前にしたのと同じ仕方である。彼はソ連でどんな性格のどんな交渉を行なう命令も受けていな

い。

26日 ▶ホールマン事件で逮捕状執行請求——アンヘレス市一審裁 Ceferino Gaddi 判事はアバド・サントス法相にクラーク米空軍基地司令官ホールマン大佐が11月帰国するのを妨げるため即時逮捕状執行を請求した（6月19日参照）。

27日 ▶新華社、CPP 委員長の声明発表——同日付け新華社通信は、アマド・ゲレロ・フィリピン共産党中央委員長が、本年5月20日の毛沢東声明「全世界人民は団結して米国侵略者とそのすべての手先をうち破ろう」に応える声明を発表したと述べ、その内容を伝えた。

▶軍、「私兵」対策開始——ヤン國軍参謀長、ガルシア PC 司令官はマルコス大統領の命令で、いわゆる私兵に対する全面的対策を開始した。ガルシア司令官は全機動隊、州 PC 司令官に対し、私兵の武器、とくに政治家、憲法会議代表候補者に同行している者の携行武器の接收を命じた。

▶PC 長官コタバト情勢につき報告——情勢が悪化したコタバト州を視察して帰ったガルシア PC 司令官は大統領に対し次のように報告した。

①コタバトでは私兵がハイウエーを公然とパレードし、政治家に常時付添っている、②2人の回教徒政治指導者の配下武装グループはひきつづき多くの不法火器を携帯している、③伝えられる分離運動は非活動的ではあるが、政治的関心を同地域に集中させることで使われている。

28日 ▶CCP、選択的輸入管理を支持——ニコラス商業会議所会頭は、今後5年間に輸入の増大は必至であるとして、CCP 役員としては65年管理制廃止以来初めて管理支持を表明した。

29日 ▶外務省、伊の中国承認に警告——コリャンテス外相代理はイタリア大使を招き、伊政府の中国承認計画につき次のような覚書を手交した。

フィリピン政府は、イタリア政府が近く行なうといわれる中共政権の正式承認はアジア太平洋地域の安定と全般的安全の性格に影響する重大な事態の発展と考えるので、その旨懸念を表明し、国連の目的に共通の一致がある時のみ安定的平和が保たれるという比政府の態度を真剣に考慮するよう希望する。

▶UP、社会主義圏との交流決定——フィリピン大学評議員会議は学長に対して、ソ連その他社会主義国（中国を含む）と教育交流協定に入る可能性をさぐる機構設置の権限を与えた。条件は、大統領の承認がえられること、理科に重点をおくこと。

▶ベルギー、100万ドル借款調印——空港改修に使用する。

30日 ▶議員の「私兵」の実態——同日付マニラ・タイムズ紙によると、国会議員で私兵を維持する者は下院では107人中37人、上院では24人中6人で、私兵には個人ボディガード、軍・警察の配置した護衛、委託や雇いの護衛などがある。使用火器は小はピストルから大は M-79 ロケットランチャーまでである。

▶米側、ホールマン事件で比例要請拒否——バイロード米大使はコリャンテス外相代理に外交覚書を送り、さきに比外務省が米大使に対して、法廷侮辱事件で係争中のクラーク米空軍基地司令官ホールマン大佐の帰国を待つよう要請したのに対し、ホールマン大佐の行為は公務の範囲内でフィリピンの裁判所に何の裁判権もないと回答した。

31日 ▶大統領、学生・FFF 代表と会談——マルコス大統領は、農民への不正義に対し抗議している学生、FFF メンバーと会談、大統領府社会正義・土地改革調整委（PCCSJAR）のレッドテープ改善のため同委の権限強化を命じた。

## 11月

2日 ▶政府広報紙、教会非難——同日付政府発行週刊広報紙は「頑固な教会」と題し、教会は巨大な富と領地を固守し、非難している政治家や役人に劣らず腐敗し、「国の進歩に対する唯一最大の障害」だと非難した。

（注）ロムロ外相は11日、Carmine Rocco 教皇大使に、大統領は同論文との関係を否認し、公刊責任者の行為を改めさせる、と正式に釈明した。

▶米基地司令官に新逮捕状——アンヘレス市一審裁ガディ判事はクラーク米空軍基地司令官ホールマン大佐に対し新たに逮捕状を発したが、基地当局は、同伴は米比両政府間で討議中として受理を拒んだ（6月19日の項参照）。

4日 ▶官房長官、共産圏関係で勧告——マルコス大統領は、訪印・ソから3日帰国したメルチョール官房長官がソ連・東欧との貿易・文化関係開設を勧告したことを明らかにし、ソ連からの借款の可能性を調べさせた可能性も否定しなかった。

6日 ▶HMB 後継指導部戦死——政府軍（陸軍と PC）はパンパンガ州 Sta. Ana でフク団（HMB）と交戦、George Ocampo (Tony 指揮官、序列 No.1) と Fortunato Salak (Fonting 指揮官、No.2) 他1人を殺し6人を逮捕した。政府側は死者1、負傷者4。

7日 ▶3州フク団に大軍事攻撃——政府軍はラウイン機動隊完全武装2,000人を動員、空軍ヘリ3機、軽飛行機2機、装甲輸送車11台を使ってバタアン、パンパンガ、タルラク3州州境のフク団に軍事攻撃を開始した。

▶**新全国学生組織結成**——ナショナリスト学生運動は5日間にわたる第2回全国大会を終った(全国70大学、代表250人出席)。最終日民族民主学生同盟(STAND)結成が決議された。結成大会は来年1月末予定。

(注) 第1回大会は69年2月の「民族民主をめざすチューデント・パワー」会議。関係者はSTAND結成は「全国学生の現存学生全国組織に対する全面的不満の結果」としている。

8日 ▶**中国から台風救援物資**——同日付新華社によると、中国紅十字会は「フィリピンの台風被害者に罐詰食料品20万元(8万米ドル)を贈ることに決定した」と発表した。これまで海外赤十字から受けた最高額の救援。

10日 ▶**憲法会議代表選挙**——全国110選挙区、5万9688投票所で憲法会議(71年6月)代表(定員320人)選挙が行なわれた。推定投票率約60%(PC推定では67%)。選挙委員会発表では、若干地域の散発的な買収とテロリズムを除けば「一般に平和的」で「史上もっとも成功」した選挙であった。

11日 ▶**ホールマン事件で外務省見解**——外務省はホールマン事件についてポジション・ペーパーを発表、メンデス・ブレア協定(1965年8月)が課した国際的義務は国内法を超越しているとして、「事件は裁判所の範囲でなく外交通路で解決できる」と述べた。

(注) ホールマン大佐は24日クラーク基地から離北。

12日 ▶**比代表、中国加盟重要事項指定提案**——Privado G. Jimenez 国連大使は国連総会で18カ国を代表して中国の国連加盟問題を重要事項に指定する提案を行ない、「北京は加盟に関心を示さず、平和愛好国でない。一方国府は平和的に繁栄し、忠実な加盟国である」と述べた。

13日 ▶**米比基地協定再交渉へ**——マルコス大統領はロムロ外相に対し、米比基地協定の即時再交渉を米政府に要求せよと指令した。同外相はこの直後米国に出発した(国連出席のためと発表)。

翌日コリャンテス外相代理とバイロード米大使の会談の結果、「米側はよろこんで同協定検討に応ずる」と発表された。

16日 ▶**サンパレスで NPA と交戦**——サンパレス州 PC は、同州 San Marcelino の Payudpud 村にいた新人民軍を攻撃、Salvador Flores (Bakal 指揮官)と部下1人を殺した。

18日 ▶**ネ・ウィン議長訪比**(~21日)——非公式友好訪問。到着日時の詳細は「安全上の理由」で公表されず、正式会談、コミュニケもなかった。

▶**ソ連から最初の留学生**——ソ連国際関係研究所の Igor Podberesky 博士は UP フィリピン語高級コースに登録した(大統領と UP 評議会承認の比ソ教育交流

計画による最初の留学生)。

▶**コタバトで衝突づく**——コタバト州 PC 司令官からの報告によると、同州では18日までの3日間にキリスト教徒、ティルライ族対回教徒の衝突で6人が死亡した。

19日 ▶**対米綿製品輸出規制協定延長**。

24日 ▶**マニラでアジア司教会議開会**(サント・トーマス大学(NST)、~29日)15カ国250人出席。

25日 ▶**学生活動家退学問題で文相と会見**——民族民主学生同盟はコルプス文相と会見、今学期の受講登録を拒否された300人の学生活動家の即時復学を要求した。文相は、退学学生が学校当局の決定を再考または再調査するよう同省に苦情申立てできる、私立学校規則手引きの一部条項改正などの救済措置を回答した。

(注) デモの指導・参加、学内出版物の表現などを理由に処分を行なった学校は、マニラでフィアティ、NU、ライシウム、サン・セバスチャンなど9校、地方でセブ工大など5校(24日現在)。ブラックリスト学生活動家は800人以上ともいわれる。なおさきには UST *Varsityarian* 編集部21人(7日)、マプア工大30人(18日)が学校新聞問題で退学になって問題化している。

26日 ▶**枢機卿の辞任要求**——サンミゲール大教会前で社会革新同盟ほか11の学生・労働者グループがピケ、一方アジア司教会議開催中の UST 前で「革新作戦(19学生・市民・宗教グループ)」のピケ、同卿指導下でフィリピン教会は進歩への障害となっていると非難。

(注) 「戦闘的カトリック左翼」と自称する「革新作戦」所属36団体(両グループの合流?)300人は29日バウロ6世と会見、教会内革新、社会正義、ナショナリズム、全キリスト教会運動を内容とする改革リストを提出した。

▶**原油輸入関税引上げ**——大統領は行政命令275号を公布し、12月26日から原油関税を現行10%から15%(従価税)に、その他石油製品は各5%の関税引上げを決定した。関税増加見込年間4000万ペソ。これは経済開発資金の必要と世銀が外国借款(延払い)仲介の条件としている見返り資金調達のため。

27日 ▶**法王マニラ訪問**(~29日)。到着時空港で、マニラ在住のポリビア人画家 Benjamin Mendoza y Amor による暗殺未遂事件。

## 12月

1日 ▶**BOI、輸出奨励企業登録申請受理開始**——今回はサービス、映画、レコード輸出のみ。

3日 ▶**米軍火薬庫での比人爆死抗議へ**——アバド・サントス法相は外務省に対し、9月30日夜スピック湾米海軍火薬庫でフィリピン人2人が爆死した事件に関し、地雷を仕掛けていた、比側当局の調査に非協力的態度であった点から米側に抗議するよう要請した。

4日 ▶**爆死事件で米側反論**——バイロード米大使は比

外務省へ覚書を送り、立入禁止のスピーク火薬庫で侵入や盗難が続発していたこと、仕掛地雷・調査非協力の非難は事実と全面的に相違すると反論した。

(注) 米側は9日にも反論の覚書。その後比側当局による再調査の結果、仕掛地雷の証拠は発見できなかったと16日発表。

▶抗議デモで1学生爆死——活動家処分に抗議するデモ行進が行なわれ、約5,000人が参加。デモ隊がロートン広場からライシウム大—教育省を経て Feati 大にかかった際、同校警備員の投げた葉巻爆弾により高校生活動家1人が爆死、他に11人が負傷した。

8日 ▶ソ連東欧圏と外交関係か——大統領官邸筋は「フィリピンは中共を除きソ連など共産圏との正常な関係に一步一步導く計画(国内法整備など)を準備中で、近く外交関係を開くかもしれない」と述べた。

9日 ▶「怒りの集会」各所で衝突——KMが指導し、急進派から穏健派に至る43団体8,000人が参加した「怒りの集会」挙行。会場ロートン広場から都心を行進中、各所で爆発、発砲・催涙ガス、衝突が起こり、少なくとも負傷者7人、逮捕者多数を出した。

10日 ▶元共産党幹部に無罪判決——ブラカン州マロロス—審裁は元共産党指導者 Jesus Lava, Federico Maclang, Severo Coronel, Federico Sablay の4被告にかかる殺人事件を証拠不十分で却下した。

▶カビテ基地返還通告——パイロード米大使はコリャンテス外相代理に外交覚書を伝達し、7～9か月以内にサングレー・ポイント海軍基地(カビテ市)を完全返還すると通告した。兵員1,573人中1,071人はスピークの基地へ移され、他は退去する。この通告は11月3日付比側要求に対する回答。

11日 ▶ソ連使節、対比援助について——滞比中の Dr. Valentina V. Lubomudrova ソ連対外友好文化関係協会東南アジア部長(最高会議議員)は、政府関係者と実業家に対し、「通商関係は政治関係樹立の第一歩になりうる。ソ連はフィリピンに対し経済援助の用意があるが、ただ政府ベースに限る」と述べた。

(注) 同行者は Dr. Nicholai Tsagolov モスクワ大学経済学部長。使節団は3日米比以来4カ年経済計画の提示・説明を受け、各地方の経済事情を視察した。

▶地元の基地返還延期要請を拒否——コリャンテス外相代理は、カビテ州・市当局の基地返還延期要請に対し、政府の同基地回復決定は最終的であると回答、経済的影響には有効に措置すると述べた。

▶39分類関税引上げ——大統領は NEC、関税委員会の勧告に従い関税法の39の“その他”分類品目の関税を5～15%引上げる行政命令に署名、71年1月10日に発効する。最大限の歳入増加見込は1億0500万ペソ。

12日 ▶KM 第3回全国大会(～13日)——フィリピン大学で、代表700人。全国委員長に Nilo Tayag(獄中)再選。演説者 Angel Baking(元共産党幹部)。

(注) 発表の団員数は1967年の1万2000人に対し現在2万5000人。

13日 ▶対ソ外交関係樹立交渉中か——大統領官邸公式筋は次のように述べた。

フィリピンは現在ソ連と外交関係樹立について交渉中で、関係正常化は来年と期待してよい。すぐつづいて他の東欧諸国とも正常化しよう。中共を含める計画は今ないが、中共との交流チャンネルも発展するだろう。

ソ連との関係正常化の動きは、重工業開発に当って外国の技術援助と資本を確保しようとする政府の増大する努力の一部である。

▶イサバラ州で NPA、軍と交戦——政府軍はイサバラ州 San Mariano の Gulingan 村で50人の NPA グループと交戦、オルグ1人を殺し、2人を捕え、2人を負傷させた。

15日 ▶ソ連代表団外務省訪問——来比したソ連代表団(Dr. Zalman V. Litvin 世界経済国際関係研究所科学部長を団長とし研究者、ジャーナリストなど)はコリャンテス外相代理を訪問。

一方外相代理は外務省にロシア語研修コース設置を命令、またユーゴ人2組とフィリピン全国労組連合(NA TU) 招請のソ連労組代表団に一時入国ビザ発給を許可したと発表。

(注) 比側は援助希望の分野として銅精練、鉄鋼、造船を提示したといわれる。またソ連側が米国より1%低利の2.5%の借款を申し入れたとの説もある。

▶PC=NPA 交戦——PC はタルラク州 Concepcion の Talimundoc Marimla で NPA と交戦、4人(うち指揮官2)を殺した。PC 側に負傷1人、ほかに1人がまきぞえで死亡。

16日 ▶コタバトの紛争つづく——マルコス大統領は、コタバト州内の戦闘中の諸少数民族その他各派間の和平会談を近くコタバト市で開くと発表した。

同州 Midsayap からの報告では、同じ日同町 Arisona 村で回教徒200人と武装入植者との間で2回の交戦があり、少なくとも23人(クリスチャン5、回教徒18)が死に11人が負傷した。

(注) 現地報道による最近の衝突状況(重複算入もありうる)——9日 Lebak, 死8, 13日 Maganoy, 死10, 14日 Dinaig 死12, 16日 Lebak, Upi, Piket, 死10, 21日 Maganoy, Datu Piang, 死3, 家屋焼失237。

▶財界人、社会開発財団設立——財界人39人は、税控除前所得の少なくとも1%を拠出して(推定1000万ペソ)社会正義・進歩に役立てる構想の「社会進歩をめざすフィリピン・ビジネス(PBSP)」を設立した。近く証券取

引委に登録して、正式法人とする。

17日中 ▶国と「予備交渉」説——フィリピン政府筋は「フィリピンは米ソ日の勢力争いを中和するため北京と“探りの予備的交渉”をはじめている。来年は国連で棄権ないし支持投票に変わるかもしれない」と述べた。

18日 ▶ASPAC 諸国に対し交渉を説明——コリャンテス外相代理は ASPAC 諸国（台、タイ、日、韓、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、南ベトナム）大使との会議で、比政府がソ連との通商外交関係を探求中であることを確認（公式でははじめて）、中国とはいかなる種類の関係樹立のいかなる打診もしていないと説明した。

▶両院、対ソ交渉で警告——両院幹部はマルコス大統領に、ソ連など社会主義圏との関係樹立を最初に議会および外交政策評議会と協議しないで行なうことに反対、とくに上院は超党派でこの趣旨の声明を発表した。

（注）さらに Jose J. Roy 副議長は21日、上院外交関係・国防・商工3常任委員会が去る1月に行なったソ連東欧関係についての合同聴聞会の報告と勧告を公表した。通商関係樹立の権限を与える下院法案 17220 号の一時タナ上げと、大統領命令で民間に直接通商を行なわせる現行方式を勧告している。

▶大統領、自由港規則承認——71年1月30日発効。第1号工場完成は72年1月頃の見込み。

▶外相、対ソ交渉問題で警告——国連から帰国したロムロ外相は、対ソ関係正常化問題で、「手のうちを今すぐ見せることなく、抑制的、冷静、慎重に対処しなければならぬ」と警告した。

20日 ▶対ソ関係問題で近く外交評議会——マルコス大統領は、ソ連その他東欧諸国との外交・通商関係樹立計画につき明年1月第2週に外交政策評議会を召集すると発表した。

（注）31日大統領発表によると、同評議会の事前準備として、外相を長とする同評議会理事会を1月11日に開く。

23日 ▶PAL 労組支援デモで学生ら負傷——争議中の PAL パイロット組員とそれを支援する MDP 指導の学生・青年は大統領官邸にデモ行進し、官邸護衛隊員と衝突して負傷者2名を出した。

（注）PAL 争議は10月22日の職場復帰後パイロット組委員長解雇をめぐる争いが長期化、去る12日にはパイロット200人が大量退職した。

▶日比道路借款第2次分調印——東京で。支出額1000万ドル、用途は橋建設資財の調達（72～74年）。

▶ADB、コタバト道路借款承認——供与額1060万ドルは外貨費用（総額1690万ドル）に使用される。本道路は汎フィリピン道路の一部で全長209km。条件は、期間25年（猶予期間5年を含む）、年利7.5%。

24日 ▶共産圏の情報収集強化を訓令——外務省筋によ

ると、コリャンテス外相代理は大統領の命令で、アジア、ヨーロッパ、とくに英、西独、インドの在外公館に訓令を送り、ソ連東欧圏の外交官との接触を強め関係改善について検討せよと命じた。

（注）大統領はさきに国内6省庁—外務、国防、商工、教育、輸出調整センター、国家情報調整局にも、それぞれソ連東欧関係樹立計画の検討を命じた。

25日 ▶選挙委、CC 代表の資格について——選挙委員会はバギオ市1住民の、一部憲法会議代表は北京派共産党、モスクワ派共産党、回教徒独立運動など「破壊分子」であるとの申立てに対し、「代表の資格剝奪の判定は憲法会議のすることである」として却下した。

26日 ▶CPP 再建2周年記念声明——フィリピン共産党中央委は要旨次のような再建2周年記念声明を発表した（新聞発表71年1月2日、新華社報道1月29日）。

①武装宣伝隊とゲリラは急速に中部ルソン、北ルソン、南ルソンその他に拡大しつつある、②都市部で日々増大する大衆抗議運動は今後10年間の大衆行動の先触れであり農村の武装闘争発展を補完する、③ラバ派、タルク派の反革命路線、とくにソ修社会帝国主義、米帝、マルコス・ファシストかいらいに支えられたラバ修正主義裏切分子とタルク＝スモロン・ギャング分子を非難する、④党は人民軍のより多くの部隊に強大な党支部を、より多くより大きい大衆団体により強大なグループを建設すべきである。

27日 ▶コタバトで部族紛争和平会議——コタバト州を訪問中のマルコス大統領は紛争地の Lebak, Upi, Maganoy, Datu Piang, Pampatuan, Dinaig 諸町の約100名のティルライ族、回教徒の役人、指導者を招集して紛争停止と、Simeon Datu-Manong 知事を長とする調停和解委員会設置を命じた。7月以降の紛争犠牲者は報告分だけで176人に達している。

一方逃亡したティルライ反徒指導者 Feliciano Lozes の全州的搜索が開始され、クリスチャン地域 Pigkawayan, Midsayan, Kabacan 諸町では回教徒に備え住民が自衛中。

29日 ▶NPA、士官学校から武器奪取——バギオ市にあるフィリピン士官学校（PMA）で、当直中の Victor N. Corpus 中尉は引入れた新人民軍（NPA）10人を指揮して同所の武器庫をおそい、自動ライフル21丁、カービン14丁、機関銃6丁（NPA 側発表ではこの他ロケット砲1、ガランド銃2、その他2）、弾薬8,000包を奪ってジープ1台、自動車2台で逃走した。ヤン軍参謀長は全軍に新人民軍の襲撃に備えるよう非常警戒警報を発表した。

30日 ▶ソ連・ブルガリア、船腹提供申し入れ——シンガポール駐在ソ連大使館とブルガリア領事館はこのほ

ど、マニラーウラジオ間の低運賃貨物輸送を申し入れた。またユーゴ、ポーランドは低価格・長期延払いでの貨物船売却を申し入れた。

▶新華社、NPA の活動報道——同日放送の新華社通信は次のように報じた。

1970年にはフィリピン人民の米帝とその下僕に対する革命闘争が持続的に発展し新しい情勢が現われた。フィリピン共産党に指導されたフィリピン新人民軍は過去1年ばかりの間に5回も敵の反革命軍事包囲・弾圧キャンペーンを粉砕した。新人民軍の援助で、中部ルソンの多くの村で農民の民兵隊が作られ、課金と小作料を減らす闘争が行なわれ、裏切者と専制者が一掃され、広大な農村は赤い革命地域に転化した。

31日 ▶PMA 襲撃につき CCP 声明——共産党機関紙 *Ang Bayan* は本日付のプレス・リリースの中で、NPA 全国作戦指導部は NPA 特別分遣隊による PMA 襲撃の成功を確認した、と発表。成功の原因を分析し、戦果を誇るとともに、「米帝のかいらい国家の破産の結果、反動軍隊の若いすぐれた士官が NPA に参加することをえらび、頑固な反動派と戦う用意があるまでに至ったという明らかな事実」がそれ以上に重大であると論評した。

コルプス中尉は同紙上に声明を発表し「フィリピン軍士官として米帝と国内支配階級の利益に奉仕することは自分の名譽をそこねる。これが軍を去り NPA に加わった理由である」と述べた。

## 参 考 資 料

1. フィリピンの内外政策（マルコス大統領のAP記者との会見）
2. 第2次マルコス内閣閣僚名簿
3. 憲法会議における予想改正論議点
4. 1月デモの根本原因調査（上院特別委員会報告第2部）
5. MDP代表と大統領の会談合意内容
6. 学生運動主要団体
7. 中央銀行の主な金融措置（要旨）
8. 土地改革指定地区の指定と土地保有の状況（中部ルソンおよびラグナ州）
9. フィリピンの革新運動主要組織系統図

## 1. フィリピンの内外政策（要約）

（マルコス大統領のAP記者との会見，7月3日，マニラ） *Manila Times*, 1970.7.4

## 1. アジアにおける日本の役割

米国がアジアで軍事態勢を弱めるにつれ，日本が同地域の平和と秩序維持により大きな責任をもつのは避けがたい。日本は最終的にはより積極的な軍事的役割を引き受けなければならないであろう。フィリピンのようなアジアの小国の立場は日本の役割に対して好悪両面的である。われわれは日本の軍事予算の支出増大を懸念をもってながめている。米国が太平洋にいる限り，これを懸念する理由はない。しかし，貴国が引き揚げるや小国は憂慮すると思う。

## 2. 米比関係

米比関係は過去6カ月間に改善された。その原因は両政府間の率直な意見の交換による。度々の会合が摩擦物を解消するのに役立った（ホールマン事件，米輸送機乗入れ手続き問題など）。

## 3. アジアの自助努力

アジア諸国は平和と秩序維持に対する責任をますます引受けるであろうが，この責任を完全に引きつぐことができるには若干の時間を要する。

## 4. 米軍の兵員削減問題

ロジャース長官が来比したことはうれしい。これらの権威筋から，米国は引揚げはしないがアジアの米国人の数を限定するよう兵員の削減はするという言明があった。われわれは在比米軍基地の米兵員削減について話合った。貴国は沖縄，タイ，日本，ベトナム，フィリピンと全基地で兵員数をへらしている。それが基本政策である。最初は当地で，米国はアジアから引揚げるといっておそれがあった。国内問題の点から米国人が全世界の警官

であることに反対する感情は論理的帰結であり，米国政府が米国民の問題を第一に処理することを期待する妥当な根拠がある。しかし，世界で起こっているあらゆることに関心をもつのは大国の責任の一部である。いずれにせよ，それは貴国に関係があることである。

## 5. 米比交渉

米比両国が基地協定，L=L協定を多少とも意味ある方法で討議できるのは1971年半ば以降であろう。その理由はフィリピンが1971年6月1日に憲法会議を開催するからである。延期するのが最良であろう。というのはわれわれは憲法会議の結果，憲法上の制約にぶつかるかもしれないからである。その時までには達したどんな協定も憲法会議によって効力のないものにされるかもしれない。諸問題が交渉されたとして，両国政府が米国人は財産をもてない外国人とみなされるという規定に達したら，われわれはどうなるか。予備交渉は可能であるが，最終決定はできない。

## 6. 国際収支問題

ドル収入の40～50%を負債の利子支払いにあてているという悪循環は断つことができる。変動為替相場制で採用した戦略は16億ペソの稼得増大を生むことが予期される。明年には10～25%の増大が予期される。

## 7. 反政府運動

中部ルソンにおける政府に対する公衆の支持には劇的な展開があった。軍事行動中フク兵士は降伏と死傷によって大量に減った。バリオ（村落）の人々は今や侵入に対して自衛しはじめている。以前は指一本もあげようとはしなかった。彼らは恐れていたばかりでなく宣伝のいくつかを信じていた。フクの武装戦闘グループは約300人である。彼らの援助は国際共産主義のソースからくるのではない。華僑の若干の者がフクを助けていることはありうるが，主な援助はフィリピン住民からである。政



府に対する重大な脅威は存在していないから、投降し新生活をはじめめる者に対して寛大で同情的な態度をとることは可能である。学生騒動は、政府指導者が半歩譲歩して学生の要求に応じたのでおとろえた。

2. 第2次マルコス内閣 (1970～) 閣僚名簿

(異動年月日)

- 大統領 Ferdinand E. Marcos  
副大統領 Fernando Lopez
- (1) 閣僚  
外務長官 Carlos P. Romulo  
官房長官<sup>(1)</sup> Alejandro Melchor, Jr. (70.2.8)  
財務長官 Cesar Virata (70.2.8)  
法務長官 Vicente Abad Santos (70.8.2)  
教育長官 Onofre D. Corpus  
農業天然資源長官 Arturo R. Tanco, Jr. (71.1.14)  
労働長官 Blas F. Ople  
国防長官 Juan Ponce Enrile (70.2.8)  
保健長官 Amadeo Cruz  
商工長官 Ernesto Maceda  
公共事業通信長官 Manuel B. Syquio  
社会福祉長官 Gregorio Feliciano  
総務長官 Constancio Castañeda (70.2.8)  
国家経済審議庁長官 Gerardo P. Sicat.  
(70.7.10)
- (2) 准閣僚 (閣議出席時に閣僚待遇となるもの)  
国家科学開発委員会委員長 Florencio Medina  
(70.2.8)  
公務員委員会委員長 Abelardo S. Subido  
経済調整庁長官 Eduardo J. Rodriguez (70.10.25)  
国家統合委員会委員長 Mama Sinsuat  
予算委員会委員長 Faustino Sy-Changco
- (3) 70年2月から閣僚でなくなったもの  
投資委員会委員長 Vicente T. Paterno  
情報長官 Francisco Tatad  
大統領地域開発補佐官 Rosendo R. Marquez  
(70.7)  
農地庁長官<sup>(2)</sup> Conrad F. Estrella  
大統領経済諮問委員会委員長 Apolinario Orosa  
大統領犯罪対策調整官 ?  
大統領少数民族問題補佐官 Manuel Elizalde Jr.  
国家家内工業開発庁長官 Mario R. Reyes (70.3)  
大統領行政補佐官 Jake Clave

(1971年1月末現在。官報、新聞記事から作製)。

- (注) (1) 従来の大統領府改革・政府運営庁は70年2月9日この1局となり、苦情調査局となる。  
(2) 70年2月9日、大統領住宅・再入植補佐官がここに統合された。

3. 憲法会議における予想改正論議点

1971年6月1日開会予定の憲法会議で改正論議が予想される点。70年11月10日当選の会議代表の立候補届け出時の政綱の集計分類。代表の1人 Jose Concepcion Jr. の論文から。Manila Times, 70・12・10。

提案数	各分類グループに対する提案の割合 (%)	全提案に対する各グループの割合 (%)
1. 憲法上の諸機構		
1. 選挙委員会強化 (2-2 参照)	59	28.8
2. 経済機関 (全国経済開発庁 NEDA)	42	20.5
3. 公務員委員会強化	36	17.9
4. 会計検査院強化	34	16.7
5. 警察委員会制度	16	7.8
6. 教育委員会制度	9	4.4
7. 弾劾・選挙裁判所	8	3.9
	204	100.0
16.09		
2. 選挙改革		
1. 各種公職選挙の同時実施	70	34.8
2. 選挙委員会強化	59	29.4
3. 選挙年齢の引下げ (→18歳)	47	23.4
4. 政治的有力家族の支配禁止	25	12.4
	201	100.0
15.85		
3. 分権化		
1. 地方自治の拡大	122	67.0
2. 大統領権力縮小	60	33.0
	182	100.0
14.35		
4. 司法制度		
1. 最高裁が判事を任命し 司法府を監督する	90	56.6
2. 司法府の独立性強化	66	41.5
3. 大統領が判事を任命	3	1.9
	159	100.0
12.54		
5. 公職の任期		
1. 大統領6年制、再選なし	85	66.4
2. 全公職に再選なし	19	14.8
3. 公選職のリコール権	14	10.9
4. 大統領6年制、連続的再選なし	6	4.7
5. 4年制、再選可	2	1.6

6. 再選回数制限	2	1.6	
	128	100.0	10.09
6. 議会制度			
1. 一院制	72	61.5	
2. 上院議員地方区制	26	22.2	
3. 通年会期	16	13.7	
4. 二院制	3	2.6	
	117	100.0	9.23
7. 福祉			
1. 無料のハイスクール教育	56	50.5	
2. 医療保障	30	27.0	
3. 利潤分与	13	11.7	
4. 無料初等教育	6	5.4	
5. 福祉国家	6	5.4	
	111	100.0	8.75
8. 政治制度			
1. 大統領制	81	75.0	
2. 大統領制・議院制折衷	21	19.4	
3. 議院制	6	5.6	
	108	100.0	8.52
9. 国民化			
1. パリティ廃止	34	61.8	
2. 基礎産業の国民化	21	38.2	
	55	100.0	4.34
10. その他			
1. 憲法のフィリピン語表記	3		0.24
	1,268		100.00

#### 4. 1月26日および30日の示威集会および大規模デモの根本原因の調査

(第7議会第1会期上院特別委員会報告第2部)

「大規模デモの調査を実施する両院合同委員会を設置する合同決議」にもとづいて行なわれた合同委員会の調査に関する上院特別委(タニャダ委員長)報告の第2部(5月19日提出, マニラ・ブレティン紙5月23~28日)。なお「1月26日および30日の学生・青年・労働者・農民の大規模デモの直前およびデモに付随した一切の関連状況および出来事」を扱った第1部が3月18日提出されている。

報告は①「フィリピン大学教職員宣言」、②「根本原因」から成っているが、ここでは、①の宣言テキスト部分と、②の委員会としての調査結果・勧告の部分(要約)をかかげる。

#### A. 1・26デモについてのフィリピン大学教職員の宣言

われわれフィリピン大学教職員は、1970年1月26日の学生デモ参加者に対する国家当局による残酷な力の行使を強く非難する。われわれは、学生の革命的変革を求める闘争における学生の民主的諸権利の行使を無条件に支持する。

教職員は最も重大な懸念をもって、1月26日の出来事を国民の民主的諸権利抑圧の出現形態の一部と見做すものである。この形態は、郷土防衛隊のような準軍事組織の結成、国防大学のような国軍の政治化(私兵、国内治安に対する外国の干渉、および鎮圧を目的とする特別訓練を受けた警官隊の使用)に明白である。

われわれは、民主主義の諸原則を再確認するために、議会その他による調査が実施され、結論が出されることを強く主張する。いかなる場合にあっても、学生および市民の諸権利をまぎれもなく笑いものにした1966年10月24日のデモ後の議会調査を再び繰り返してはならない。

教職員は、現政権が諸権利の抑圧と違反の形態に責任があると考え、教職員は、学生がこうむった一切の損傷に対する十分な救済を期待する。

われわれは他大学の教職員、教会指導者、農民、労働者、著述家、その他社会の各層が自由、正義および民族民主主義のためのこの闘争に、われわれおよび学生とともに参加するよう呼びかける。

(1月28日フィリピン大学教職員全体集会で採択、翌日教職員の大統領官邸行進の際、代表が統領に手交)

#### B. 調査結果と勧告

##### 一時的原因

##### (1) 政治的反対派による煽動

政治的反対派が示威集会およびデモを煽動したという非難に関して、委員会はこの非難の真実性に関し明確な結果を認めることができない。しかし委員会は、外部からの煽動あるいは資金供給のあるなしにかかわらず、真の不満が存在しているのであるから、デモはいずれにせよ、おそらく起きたであろうと指摘するものである。

##### (2) 前回選挙における不正とテロ

この原因を確認する証拠はなんら提出されなかった。しかし、委員会はバタネス州で、ことによったら他の地方でも、起こったことを無視できない。しかし、選挙はすでに終わっているため、実際にあったと考えられる不正をできる限り迅速に調査し、被告人をあげ、起訴し、処罰し、また将来におけるこうした不正の再発防止措置を取る以外に、現在なうすることはないように思われる。

他方、裁判所は、選挙事件が速かに解決され、選挙の

プロセスに対する国民の信頼が回復ないし改善されるよう、選挙事件の審理に高い優先順位を与えることを考慮できよう。選挙前および直後に誠実かつ申し分なく責務を果たした選挙管理委員会は推賞に値しよう。同委員会の権限は拡大するべきであり、同委員会が最近議会で勧告した措置は、選挙運動費を規制する上院法案第184号とともに、立法化されるべきである。だが同委員会は、来たるべき憲法会議の代表選挙に注意を向け、選挙が本当に自由で、かつ同会議が国民の意思を必ず真に反映するよう監督すべきである。来たるべき会議には多くの希望が託されている。もし代表選挙になんらかの重大な誤りがあれば、国民の忍耐はもはや限界ぎりぎりまで至る恐れがある。

### (3) 破壊分子による煽動

破壊分子による煽動という主張に関して、委員会は同様に結論を下せない。かかる分子がデモを煽動あるいは資金を供給したことを示す証拠は全くない。その上、たとえこれらの分子からの道義的ないし資金上の刺激がなくとも、デモは今回と全く同様に起こったであろう。

## 基本的原因

### 1. 社会経済的諸問題

#### (1) 経済的格差と機会の欠如

これら2つの原因の存在は確定された事実である。それは前に引用した資料と統計によって実証されている。したがって、委員会は以下のことを勧告する。

#### 短期

(a) 十分な資金援助に裏付けられ、かつ土地のない者のための入植計画で補足された土地改革計画の採択。(b) 救済と社会福祉計画の強化。(c) 都市地域に留まらねばならない家族のための徹底的なアパート建設計画。(d) 新住宅地における政府による有利な雇用、ガイダンスおよび援助に関する持続的計画に裏付けされた都市失業家族の再定住。(e) 面積による累進土地課税制度。(f) 遊休農地に対する特別課税。(g) 高額所得層の所得税率引き上げ。(h) 高級住宅およびビルに対する特定税。(i) 目立つ消費品目に対する課税。(j) 相続税の引き上げ。(k) 個人および法人が所得税控除のため行なう適法慈善機関に対する寄付の最高額制限の廃止。(l) 適法慈善機関への寄付に対する寄付者および受贈者課税の廃止。

#### 長期

(a) 経済計画を慎重に準備し真剣に実施する。(b) 既存のすべての政府経済機関に関する検討を行なう委員会を設けるべきである。検討は、国家経済計画に対する唯一の権限と責任を有する単一の機関にこれらを統合する

ことを目的として行なう。(c) 産業の必要に合わせたすぐれた職業技術学校をより多く設立する。(d) 人的資源開発・活用大型計画。

委員会は、ここに提案された長期解決策でもまだ当座しのぎにすぎず、窮極的矯正は「憲法改正」にまたねばならないかもしれぬと痛感する。本委員会の委員は、聴聞会の過程で提示された諸事実、数字、意見および議論に心から深い感銘と打撃を受けた。それは意外な新事実であったし、また、委員たちが今まで安心して私有財産を受け入れてきたその自己満足を少なくとも幾分かは動揺させた。現在では以前よりも明らかであるが、この権利は絶対的でないし絶対的でありえない。たとえば、人のはるか必要以上の財産を所有する権利は、国民のほとんど大多数が基本的な楽しみとすべての人間に必要とされる尊厳もないところでは、規制を受けず存在を認められてはならない。委員会は次のことが起こりうることに目を閉じるものではない。現行憲法が全体的にみて財産志向的にすぎること、および憲法は理論上個人に基本的自由を保障しているが、個人に基本的経済的福祉を保障してはいないので、他方で自由を大規模に幻想に変え無意味にする。

### (2) 「植民地型」経済

わが国経済の植民地的本質に関して、委員会は、対米条約関係のある一定の重要な側面がわが国にとって不利であり、しかもわが国の現在の経済諸政策は方針の変化を要求していることを認める。

したがって、委員会は以下のことを勧告する。

(a) ラウレル・ラングレー協定の廃棄。(b) 基地協定の廃止。(c) 投資奨励法の厳格な実施。(d) 社会主義諸国を含むすべての国と通商関係を設立して外国貿易を拡大する。(e) 究極的にはアジア共同市場に至りうるアジア諸国とのより密接な経済関係を設立する。(f) 輸出入貿易のフィリピン化。

### (3) 人口爆発

人口爆発問題に関しては、委員会は次のように勧告する。政府は、治安、高物価および住宅等の問題を悪化させるおそれのある過剰人口の危険を大衆に知らせるために、徹底的かつ全国的な教育キャンペーンに直ちに乗り出すべきである。国民は家族計画を教えらるべきである。しかしながら、この問題に関する国民の宗教上の信条と実践はあくまで尊重されるべきである。

## 2. 教育問題

委員会は、この主題について証言したほとんどすべての証人の意見によって、わが国の現行の教育制度が相当程度わが国社会の緊急の必要に不適切となっていることを認めた。

したがって、委員会は以下のことを勧告する。

(a) 経済制度をわが国の開発の必要性により適応したものにするために、必要な教育制度の変革と改革を研究し提案する、指導的なフィリピン人教育者からなる委員会の設置。(b) 私立教育局長に私立教育機関に対する過大な権限を付与している法律を修正し、上記機関が学生に対し伝えたいと望む教育と訓練の種類を決定するより多くの自由をこれら機関に与えるべきである。(c) より条件のゆるやかな資金援助が前途有望な学生に与えられるべきである。

委員会は、学校および大学教育を実業と産業の需要に調整するピアルド夫人（フィリピン女子大学生カウンセリング理事）の人的資源計画提案を勧告する。

したがって委員会は、ブランコ神父が示唆したように、行政および行政事務過程の改善を目指す研究あるいはそのためにフランスの「国立行政学院 (ENA)」に類似する機関の設立を勧告する。

しかし、指導的公務員の訓練計画は上述のように、ナショナルスティックな方向付けを備えた計画でなければならない。

### 3. 政治的諸問題

#### (1) 汚職

汚職はもちろん撲滅されるべきである。当局は政治上の忠誠あるいは「相棒意識」を忘れ汚職を完全に除き、根こそぎにせねばならない。政府は汚職行為を黙許しているとの印象を造り出してはならない。政府の記録は、調査者が利用できるようにせねばならない。汚職公務員を起訴する場合は、下部からでなく上層部から始めねばならない。委員会はこれが手に負えない仕事となることは認めるが、困難だからといって仕事をしない弁解にはならない。

#### (2) 議員手当

議員手当が実質的に減額され、さらにその用途は公衆がこうした公共資金が議員の公的経費支出に使用されていることを知りうるようなやり方で完全明細に記録されるべきである。これが、議会内部のわれわれが、自身の誠意と誠実の証を示すために、また、公共資金のより責任ある賢明な使用を求める国民の叫びに無感覚でないことを示すためにできる最小のことである。

#### (3) 法の前の不平等

法の前の不平等という主張には多くの根拠がある。有力者ないしその子息および親戚で、罪を犯しても投獄されなかったり、時には告訴されないケースが非常に多い。富裕な刑事事件の被告人は検察側証人に「金をやって追い払い」、自分に対する告訴をだめにする。

裁判所はもちろん、こうした不測事件の故に非難さる

べきではない。しかし、他方裁判所はこうした事件に絶対必要なより厳格な態度を取るか、あるいはしいたげられている当事者の側の「関心の欠如」を理由とする事件の却下により厳重な要件を課しうるのははずである。裁判所はまた、保釈を許したり、保釈金額を決める場合にももっと慎重にできるはずである。とりわけ裁判所は、とくに迅速な処罰が犯罪に対する最も効果的な抑止策のひとつなのだから、刑事事件の起訴の遅れに賛成すべきではない。

民事事件においては裁判所は、裁判所規則の許す限り、貧しい訴訟当事者を考慮して専門の手續を大目に見、貧しい当事者が豊かな当事者ほどすぐれた（あるいは巧妙な）弁護士を利用できない場合が多いことを考慮して主として事件の理非曲直に関心を持つべきである。

「法の前の不平等」という非難に含意されている批判の大部分は政府検察当局のせいとされるかもしれない。とくに刑事事件では、すべてではないにしても大部分は起訴する検事の献身、誠実、高潔に依存している。

委員会は、民事、刑事双方の事件において、貧しい当事者に適切かつ有意義な法律の援助を与える立法が法の前の不平等の解消に役立つよう、この問題を議会の上下いずれかの議院に委任する。

#### (4) 不十分な法の実施

法律の実施が不十分であるという主張は否定できない。密輸に関する厳しい法律はあるが、密輸は相当広く行なわれている。われわれは申し分ない刑法をもってはいるが、治安は悪化を続けている。土地改革法はあるが、中部ルソンの小作人はまだほとんどあるいは全く救済を見るに至っていない。

真の問題は本当に資金不足なのだろうか、あるいは資金の不適當な配分なのか？

委員会は、政府の国防および国軍支出の調査に努め、多額の国防常備編制・維持費用に不安を覚えた。1969年には、5億ペソ余が国防に支出承認された。それに国防省官房に対する支出承認を含めると総額5億9740万8813ペソであった。来年度の推定支出承認額は7億2315万9796ペソで昨年より1億2500万ペソ多い。1971年には計画支出承認額は10億ペソ近く、9億0769万4954ペソになる。1946年から69年までの国防支出承認総額は53億6925万5168ペソという驚くべき額に達した。このうち、45億6195万1565ペソが実際に使用された。

委員会は、軍当局がどのように開発途上国の疑いもなく僅かな乏しい資源に対するこうした法外な要求を正当化するのかわからない。国防予算は、教育予算に次ぐ大きさである。1969年には国防予算は同年の全政府サービスに対する支出承認総額の17.69%であった。これだけ

の金で軍は何をするのか？ なぜ治安は悪化しているのか？ 誰でも国防予算のおどろくべき増加に伴って、治安が改善すると考えるだろう。昨年だけで3711万9570ペソ、1957～1970年の14年間には総額2億2087万6734ペソに達した情報費で何をしたか？

たしかに軍は中部ルソンでフク団に対するキャンペーンに従事している。しかし、20年以上の歳月と45億6193万1565ペソの金を使って軍は成果として何を示しているのか？ 軍は、ここ20年間、破壊活動の脅威を繰返しくどくどく言い続け、議会は国が負担しかねる法外な支出承認をもってその主張を多年にわたって支持してきた。しかし、こうして時間と金をかけても脅威は存続している。

他方、もしこの5億～7億ペソもの金の大部分が土地改革に使われたとしたら、政府が何をなしたか。数年のうちに中部ルソンにおける不満と不一致の根底にある土地所有をめぐる社会不安はきれいに消え去ったであろう。あるいは、もしこの金が経済的格差と経済的機会の欠如の解決への可能なアプローチとして上に提案されたものに類似した自立的な社会福祉計画に集められたとしたら。あるいは、国家経済開発の資本に使われたとしたら。

委員会は真剣かつ慎重に国防支出承認の問題を考察したが、これらの支出承認の程度は国家の安全に対する今すぐのないし合理的に予知できる脅威によって正当化されないものと確信するに至った。こうした観点からわれわれは国防支出承認の早期削減を勧告した。

#### (5) 信頼のみぞ

信頼のみぞに関しては、委員会は公職者に対し自分の力では履行できない約束をしないようアピールする他に何もできない。われわれは、まじめになされた多くの重要な約束が実際には守られなかったことに目を閉ざすことはできない。もしそれが不道徳あるいは不可能な約束でないならば、約束を履行することは臆病なことではないであろうし、あるいは圧力に屈したと思われることはないであろう。約束を実行できないなら、関係指導者は約束すべきではなかったと率直に認めねばならない。率直さが人を傷つけることはめったにない。現在のように大衆が士気沮喪の状態に陥っているときには、率直さは、わが国に測り知れない善行を行なうことになる。

### 4. 体制変革の問題

#### (1) 疑問とされた体制の構造

“体制の構造”に向けられた批判に関しては、委員会は政治経済制度の深い研究が必要であると信ずる。われわれが疑問もなしにこれまで受け入れてきた原則ないし信念を疑うようになったのは健全な発達である。こうした問題が最終的に提出されるであろう憲法会議を控えて

これらの問題に関する対話が促進されるべきである。封建制、帝国主義およびファシズム非難、資本主義告発および民族民主主義擁護は体制構造に関連するものであるから、「体制」の再吟味と評価に関連して考察されるべきである。委員会がすでに指摘したように封建制および帝国主義非難には幾分か根拠があるが、ファシズムに関しては根拠はない。しかしながら、ユー兄弟に対する国外追放手続の合法性疑義事件は最高裁判所で係争中であるが、同兄弟の独断的な追放、人身保護令の停止および戒厳令宣言に関して幾度となく繰返された公式声明など最近の出来事は、深い憂慮と懸念を引起すものである。

委員会はまた、農民、労働者、国民大衆はとくに議会において正当かつ適切に代表されていず、しかもこの代議制はこの意味で不完全であるとの非難には根拠があると認める。

#### (2) 「資本主義」

われわれはすでに、資本主義に対する告発は幾分か妥当であると指摘した。自由企業ならびに所有権の「神聖」よりも前に、国民大衆は基本的な物質的、道徳的、知的および精神的必要をまず第1に保障されねばならない。こうしたことを保障するよう、自由企業と私有財産権は、十分に限定ないし規制されねばならないであろう。

体制構造を再評価する場合、委員会は以下の事項の研究を勧告する。

(a) 社会正義の効果的実施を保障するための財産に関する法律の基本的改訂。(b) 少数者への富の集中を妨げ、富の公平な配分を保証するような自由企業原則の実質的限定。(c) 個人および法人による土地所有規模の制限。(d) 公益事業を含む重要産業の国有化。(e) 選挙民の基礎たる労働者・農民および富裕ではない人々が議会および地方議会において適切な代表を保障される方法・手段。(f) フィリピンを大國間の闘争から引離し、そのエネルギーと資源の國家開発と一般的福祉促進への集中を可能にするフィリピンの中立化。(g) 政府の一層の分権化。すなわち、最近のテクノロジーの発展にかんがみ地方政府へのより大きな自治権の移譲。

#### 暴力に関する疑問について

聴聞会の証人、責任ある人たちは率直に次のように認めた。1月26日および30日の出来事は、惨事を伴ったけれど、國に幸いするものであった。何故ならば、この出来事は社会全体を自己満足の危険に目ざめさせたからである。

証言と意見書に満ちていた心情はこうであった。すなわち、もし(1970年)1月のデモで暴力が爆発しなかったなら、デモは過去5年間のすべてのデモと同じ道をた

どった——すなわち、少しも顧られなかったであろう。ほとんどどの証人も、暴力に賛成すると公然とはいわなかったが、ほとんど全員が、暴力があったから1月のデモはより効果的となったことに同意した。

### 結論

懐疑、不満、社会的不安および今わが国に吹きまくっている抗議を、警報を鳴らしながら思いめぐらしている人々がいる。

われわれはこの懸念を共にするものではない。

異なった意見は歓迎されるべきである。意見の相違が許され保護されることにこそ民主的政府の本質がある。これは奨励されるべきである。それは進歩と改革の第1の要件である。社会は挑戦に答えて前進する。社会は、批判を窒息させる時、停滞し、滅び去る。東ドイツの学者がかつて述べたように、「ユートピアは必要である。それは実現する見込みがあるからではなく、現実社会の残酷さを暴露できるからである。」

われわれは危機の中にいる。しかし、それは希望の危機であって、絶望の危機ではない。

われわれは国家存亡の岐路に立っている。表面の社会的不安の真下には、フィリピン・ナショナリズムの底流が強く深く流れている。

社会的不安にもかかわらず、多分それ故に、われわれは、フィリピン人はどうあるべきか、何をなすべきか、について国民の一致にかつてないほど近づいている。

もしわれわれが今、提案された道筋にそって、勇気と情熱と同胞愛をもって正しい決定を下すならば、われわれはこの岐路の彼方に非常に長い間、探し求めてきたもの、われわれ全国民の繁栄と安寧を見出すであろう。

## 5. MDP 代表と大統領の会談合意内容

1～2月の学生運動発展のピーク時の2月10日、MDP(民主フィリピン運動)に加わった諸団体代表は大統領と会見、諸要求について交渉し13項目につき合意を見た結果、2月12日に予定されたミランダ広場大示威集会は拠点諸大学での分散挙行へと戦術変更が行なわれた。1. は MDP スポークスマン Nelson Navarro 発表による、合意した13の具体的な要求項目および今後ひきつづき交渉する長期的要求5項目、2. は大統領府側発表の了解事項13項目である。なお、同会見に代表が出席した団体名は、SPAP, SDK, MPKP, Samahang Molave, PCC, UP, Masaka, NATU, Philippine Collegian, UE, De La Salle, NSL, KM。Manila Times 70・2・12。

### 1. (A) MDP 発表の合意13項目要求

(1) アメリカの援助計画と諸財団を包括的に検討する

各省間委員会を直ちに結成し、これらがフィリピン国民の民族主義の熱望に矛盾しないかどうか、廃棄すべきかどうかをつきとめる。軍事、教育、経済、労働の分野に及ぼすアメリカの影響力とくに注意を集中する。

(2) 次の親米的3閣僚の更迭を真剣に考慮する。——官房長官 Alejandro Melchor, 蔵相 Cesar Virata, 国防相 Juan Ponce Enrile。MDP 幹部は、高度に忠誠を要求される政府の地位に米国指向の人物を任命したことは不承知であり、憂慮に耐えないという意見を明らかにした。

(3) 重要な省と教育機関、とくに教育、労働、軍事、農業、経済計画機関とフィリピン大学(UP)のあらゆる任命に当たって、民族主義分子をえらぶ。UP 評議員会への Alexander Sycip と Leonides Virata の任命の撤回を検討する。

(4) 東ヨーロッパ諸国との通商・文化関係を即時樹立し、公式の信任状をもつ代表を送る。上記諸国から借款ないし援助を取付ける可能性をさぐる。北京とモスクワに対する公式態度につき即時外交政策評議会で取上げる。

(5) Dumaguete Times 編集部員に対する裁判所の起訴を取下げよう勧告する。1月26日と30日のデモについて起訴されたケースの大部分は同様取下げ。大統領は治安と公秩序の点から妥協できないケースに対しては「後向き」の態度をとる。

(6) 大統領は1・26、1・30 デモの際の学生4人、学生以外2人の死および数百人の不具に責任ある軍・警察当局の調査を命令する。US タバコ社労組役員 Manuel Alabado の件については大統領はタルラク州 PC 司令官 Tomas Diaz 大佐の起訴を命ずる。

(7) UP, FCC, ライシウムの諸大学, KM, SDK, M PKP その他民族主義者グループの諸本部に対する軍によるいやがらせ、見張り、盗聴は即時打ち切る。

(8) 1・30集会の犠牲者家族に対して物質的援助を行なう。

(9) マルコス大統領は1・30教育・資金キャンペーンを宣言し、代表青年—農民—労働グループが60日間にわたり、ナショナリズム発展のための資金募集を行なえるようにする。

(10) 中部ルソン問題の徹底的評価を行なう。モンキーズは解散する。パンパンガ州 Francisco Nepomuceno 知事とアンヘレス市 Eugenio Suarez 市長に、海外行きを要請し、同地方の軍務でない武装分子と私兵集団を解散・逮捕できるようにする。郷土防衛隊(HDF)を再検討し恐らく廃止する。特殊部隊は解散の上正規軍に再編入することを実施させる。

(11) 政府は工業・農業労働者に対する最低賃金上げを考慮する。また、15人の不偏不党の調査員を即時派遣して、西ネグロスのサカダ(季節農業労働者)問題の徹底的調査を行なう。民間産業について利益分与計画を考慮する。

(12) 政府の病院と医療サービス、とくにフィリピン総合病院、Dr. Jose R. Reyes 記念病院はその他政府計画に優先した地位を与えられる。医療保障計画を即時実施し、民間部門労働者を含めるよう範囲拡大を提案する。

(13) 政府は国立大学の要求と問題に第1の優先順位を与える。

#### (B) 同長期的要求5項目

(1) 重要産業、とくに石油、鋳業、鉄鋼、通信、電気、化学、公益事業その他の国有化ないし公有への移管。

(2) あらゆる教育機関を国有化し、商業主義、宗派主義の分裂させ腐敗させる影響力を阻止する。

(3) 米国とのあらゆる不平等条約、とくに軍事基地協定、米国合同軍事顧問団などの廃棄。

(4) 大国との同盟関係にかかわりなくあらゆる国と通商・文化関係を増進する。

(5) 米、砂糖、タバコ植付地を含め、大土地エステートを収用することにより、土地改革計画を実施する。

#### 2. 大統領府発表の了解事項13項目

(1) 1月26日議会前示威集会から生じた起訴、アグニュー-米国副大統領反対集会から生じた起訴を取下げの可能性は、*Dumaguete Times* 編集部員に対する起訴の取下げとともに検討する。1月30日の大統領官邸襲撃から生じた起訴は、動乱教唆罪で起訴された者とは別の分類とする。大統領は本日(2月11日)法務長官に対しこの努力をするよう、正式指令の形で命じた。

(2) 学生・労働団体が、情報要員によるなんらかの種類のいやがらせに会っていると苦情を提出する理由がないまでにするようひきつづき努力する。

(3) 3人の閣僚に対する苦情を聴取した。3閣僚は同グループから親米的として非難されたが、大統領は、能力があって任命されたもので、ナショナリズムが証明されていると指摘し、大統領こそまっ先に、国益以外に奉仕すべき他の利益をもつ人物は誰でも公務から切り離す者であると付言した。大統領は、学生グループがこのことにつき態度を再考し、3閣僚が国益に関して個人として公務として活動させるようにという要望を表明した。

(4) 郷土防衛隊は再検討し、特殊部隊は解散する。後者の措置は会見のかなり以前に実施された。学生グループはいわゆるモンキーズに言及した。大統領は、全国のあらゆる準軍事組織、私兵集団の解散を命じたと回答した。

(5) 学生グループの示唆にもとづき、政府は60日間の教育・資金キャンペーン開始に同意した。

(6) 政府は1966年警察法実施に努める中で警察組織の中の腐敗・無用の分子を除去する。

(7) 労働省は、提案された最低賃金上げ立法を保証する可能性につき即時検討する。同省は同時に西ネグロス州のサカダの状態を調査する15人のチームを派遣する。大統領はあとで予算委員会に対し、後者の措置の必要資金を支出するよう指令した。

(8) 教員のマグナ・カルタのうち、容易に速かに実施できる条項をえらび、即時実施する努力を払う。

(9) 各省間委員会を設け、外国援助の「グラウンド・ルール」を検討し作成する。あらゆる財団の運営も検討に含める。

(10) 政府計画を考慮する際、政府病院と医療サービスを優先する。最大多数の利益となるよう医療保障計画をできるだけ早急に実施する。

(11) 最近の2回のデモの際の負傷者および(または)死者のいずれかに責任ある警察および軍の士官・兵士を即時調査して氏名を確定する。大統領は法務長官に同調査着手を指令した。

(12) 政府は、最近2回のデモ中に受けた負傷のため死んだ学生の家族に可能ないかなる援助をも与えるよう努める。

(13) 大統領は学生グループに対し、政府の地位に任命する際、ナショナリズムを主な考慮としている、と保証した。

#### 6. 学生運動主要団体

(*Sunday Times Magazine* 1970. 2. 22 をベースにその後の報道で補正)

①創立の日時および経緯、②性格、③組織状況、④役員、⑤備考。

愛国青年団 (KM) ①1964. 11. 30, ②学生・労農青年、個人加盟、学校支部。③団員2万5000, ④全国委員長 Nilo Tayag (獄中), ⑤1970. 12現在。

フィリピン大学学生文化連合 (SCAUP) ①1961, ②フィリピン大学学内団体、個人加盟、④委員長 Luzvimindo David ⑤70. 2 現在。

民主フィリピン運動 (MDP) ①1969. 11. 20, ②学生労農団体の協議体、③41団体加盟[70. 2. 17現在] ④スポークスマン Chito Sta. Romana, ⑤加盟団体の一部: NATU, SDK, KM, フィリピン社会党, MPKP, フィリピン印刷工組合, US タバコ社労組, フィリピン労組会議 (CTUP), MASAKA, BRPF, 反ファシズム青年連盟, 民族民主教育連盟, カマニヤン演劇者集団, PAFLU, SPAP, フィ

リピン青年隊、フィリピン回教徒青年連合 (MSAP)、全国上下水公社労組、ケソン市プロジェクト・セブン地区住民連合、キアボ地区行商人組合、フィリピン全国回教徒連盟、フィリピン作家組合 (KAMPI)、PCC 学生評議会、UP 学生評議会、全国ハイスクール連合、ライシウム学生改革運動、マカチ青年運動、Molabe 同盟。

民族民主学生連合 (STAND) ① 1970 年 11 月 7 日 結成 決議、1969 年 2 月 第 1 回 民族民主 スチューデント・パワー 全国 会議の 結果 成立した「民族民主 スチューデント・パワー (SPAP)」から 発展、② NUSP など 現行 学生 評議会 (自治会) 連合体に 不満を もつ、主導 権を 進歩 派が 握った 学生 評議会 の 連合体、④ 全国 委員長 Crispin Aranda (PCC)、⑤ 中心 校—UP、アラネタ大、デラサレ大、フィアティ大、ライシウム大、マプア工大、マニラ市大、フィリピン文経大、フィリピン商大、PSBA、UP 農学部、UP 林学部。1970 年 11 月 現在。1971 年 1 月 補正  
民主 青年 同盟 (SDK) ① KM から 分裂、1968 年 創立、② 学生、労農 青年の 個人 加盟。④ 全国 委員長 Sixto Carlos (UP)。⑤ 1971 年 1 月 補正。

バートランド・ラッセル平和協会 (BRPF) ① 1965. 5、② 個人 加盟、専門 職、学生、農民 指導者、地方 教員が 主体。③ 600 人、④ 会長 Hernando Abaya 教授 (UP)、⑤ 1970 年 2 月 現在。

フィリピン 青年 自由 連盟 (MPKP) ① 1967 年 KM から 分裂、1968 年 成立、② 学生、労農 青年の 個人 加盟、③ 5,000 人、④ 全国 委員長 Ruben Torres (UP 法学部 講師)、⑤ 1970 年 2 月 現在。

フィリピン 全国 学生 同盟 (NUSP) ① 1953 (?) 当時の 学生 評議会 連合 (SCAP) から 分裂して 成立、② 学生 評議会 の 学校 単位 加盟、③ 加盟 評議会 数 72、傘下 学生 数 約 40 万人、④ 委員長 Edgardo Jopson (アテネオ)、⑤ 1970 年 2 月 現在。

フィリピン 青年 キリスト 教 社会 主義者 (YCSP) ① 1967. 9、② 学生、労農 青年の 個人 加盟、キリスト 教 社会 運動 (CSM) の 青年 組織、③ 2 万人、④ 書記長 Benjamin G. Maynigo、⑤ 1970 年 2 月 現在。

全国 学生 連盟 (NSL) ① 1963、② 国立 大学 学生 評議会 の 学校 単位 加盟、③ 学生 評議会 数 23、④ スポークスマン Nestor Ponce Jr. ⑤ 1971 年 1 月 補正。

## 7. 中央銀行の主な金融措置 (要旨)

▼ 覚書 (1. 2) — (1) 覚書 (69. 11. 24) 第 1 条 (a) ~ (b) 項 規定の 承認 銀行の 未払 外貨 債務は 直物 外為 カバー に 不適格 とする。ただし、通常 一覽 払 L/C のみ 未払 総額の 30% まで 直物 カバー を 認められる。(2) 中銀は 上記 (b) (c) 中 後者の 外貨 建債務 カバー に 要する 外為 を サービス し、満期 2

日前に 売渡す。

▼ 覚書 (1. 12) — 承認 銀行は、個々の 生産者 顧客の 68 年 四半 期平均 L/C 開設 額の 55% まで 当該 顧客 につき L/C 開設 を 認められる。

▼ 回状 289 号 (2. 21) — (1) 66—68 基 準年 の 年平均 輸出 が 7500 万 ドル 超の 輸出 産品 (丸太、分蜜 糖、コブラ、銅 鉱石・精 鉱) の 80% は IMF 平価 (P 3. 90 = \$ 1) で 中銀 に 売渡す こと。残り 20% と 他 の 輸出 産品、貿易 外 受取 は 公認 銀行に 自由 市場 相場 で 売渡して よい。(2) 居住者、居住 会社 の 外為 受取 は 受理 後 3 営業 日 内に 公認 銀行に 売渡す こと。(3) 外為 支払 に は 自由 市場 相場 を 適用 する。(4) 公認 銀行 は 中銀 の 事前 承認 なしに、UC, SUC, NEC 分類 品目 を 除き、輸入 用 外為 を 売却 して よい。上記 輸入 は L/C, D/A, オープン・アカウン ト 取決 で 融資 できる。外貨 建 L/C の 月間 開設 枠、特別 定期 預金 (STD) 要件 は 廃止 する。(5) 外為 銀行 による 経常 の 貿易 外 支払 用 外為 の 売却 は 中銀 の 事前 承認 を 要し ない。(6) 略。(7) 自由 市場 相場 は 行政 上 固定 され ず、日々 外為 市場 の 取引 で 決定 される。

▼ 覚書 (2. 21) — (1) 外為 取引 は 中銀 公認 業者 に 限る。(2) 商銀 は 一切 の 外為 を、旅行 代理 店、ホテル は 紙幣・旅行 者 小切手 に 限り 扱える。(3) 直物 外為 の 売却 は 商銀 に のみ 認める。他 の 公認 業者 は 取得 後 3 営業 日 内に 外為 を 公認 銀行 ないし 中銀 に 売渡す こと。

▼ 覚書 (2. 21) — 貿易 外 為 売却 規則。A. 旅行。(1) 業務 旅行 は 1 日 1 人 当たり 25 ドル、最高 30 日 とする。輸出 業者 は 1 人 1 回 の 旅行 に つき 500 ドル の 追加 代表 手当 を 認める。(2) その他 旅行。年 1 回 に 限り 西半球、ヨーロ ッパ、日本、オーストラリア、ニュージーランド、アフリカ、中東 は 500 ドル 未満、香港、台湾、沖縄、グアム、他 の 近隣 諸国 は 200 ドル 未満。12 歳 未満 は 成人 の 50%、B. 教育 費 と 学生 の 生活 費 送金。(1) 西半球 は 年間 3,000 ドル 未満、ヨーロ ッパ、日本、オーストラリア、ニュージーランド は 2,400 ドル、その他 地域 1,800 ドル。ただし 奨学金、授業 料 その他 学校 に 支払 う 費用 は 除外 する。C. 居住者 の 在外 扶養 家族 (一親 等 内 の 永住者) の 生活 費。西半球 居住者 は 1 人 1 日 当たり 250 ドル、ヨーロ ッパ、日本、オーストラリア、ニュージーランド は 200 ドル、その他 は 100 ドル。D. 非居住者 による 利益・配当・利子 送金。(1) BOI 承認 プロジェクト、輸出 産業 および 国内 信用 を 利用 しない 非輸出 産業 に 従事 し、非居住者 により 所有 ないし 支配 される 居住 会社。当該 年 の 税控 除後 の 純利益 相当 の 利益・配当 の 海外 送金 を 認める。フィリピン 人 支配 企業 の 非居住者 の 利益・配当 分 の 移転 も 同様 認められる。(2) 他 の 非居住者 所有・支配 の 居住 会社。送金 が 行な われる 年 の 税控 除 純利益 の 25% 相当 の 利益・配当 の 海外



移転を認める。(3)69年11月26日以前に中銀に登録された現行対外債務を有する居住会社による海外利子送金は全額認められる。上記日以降の既存対外債務は、中銀登録と承認に基づき全額認める。E. 特許料、フィルム、その他賃借料。(1)特許商標、著作権に関する特許料、賃借料の送金は、送金年に生じた特許料、賃借料の50%まで認める。ただし特許料は、国内製造商品の卸価格の5%未満とする。(2)生産者の映画フィルム収入取り分およびテレビ・フィルムの賃借料も(1)同様認められる。

▼回状290号(2.21)——商銀の再割引率は各行の69年12月31日現在払込資本の100%とする。基礎再割引率に基づく貸付総額は70年4月までは上記枠の25%未満、以後50%未満とする。優遇率(米、とうもろこし、輸出融資)での借入総額は上記枠の100%までよい。

▼回状291号(2.21)——回状276号(69.6.17)に基づく2%利子平衡チャージのすべての適用免除を廃止する。

▼回状292号(2.21)——回状222号(66.6.14)の利子率改訂。3. 定期預金、(a)期間180日以上—(b)利子率表—以下に従い最大8%の年利率を認める。①180日—6.5%、②360日—7%、③540日—8%。

▼覚書(2.21)——対外借入・投資・移民資産移転規則。1. 新規対外借入、新規外国投資は中銀の事前承認を要す。2. 対外貸付ないし投資のための外為売却は中銀の事前承認を要す。3. 次の承認を優先する。(a)輸出産業、(b)BOI承認産業、(c)国内信用源を利用しない非輸出産業。(d)相対的労働集約企業、(e)地理的分散実施企業。4. 借款償還は中銀承認の契約条件に従うこと。5. 中銀に対する外国投資償還申請は次のガイドラインに従うこと。(a)輸出産業投資は輸出業務開始1年後から償還、年賦金は申請企業の純外貨収入を超えない。(b)上記以外のBOI承認企業投資は生産開始2年後から5年均等償還。(c)国内信用源を利用しない非輸出産業への投資も(b)同様とする。(d)他産業への投資は中銀承認・登録済の場合、生産開始2年後から10年均等償還。6. 移民は中銀承認に従い新定住国に最大5000ドル送金できる。残りの流動資本資産は5年以下で移民1年後から回収できる。7. 公認銀行は通常の貿易取引を除き、追加の対外債務を負ってはならない。居住企業は、中銀承認に従い、外国からサプライヤーズ・クレジット、借款を取得できる。ただし満期は5年以上、望むらくは8年以上。8. 公認銀行は、中銀の特別承認なしに、69年11月26日以前中銀登録の居住者のすべての既存外国借款債務返済のための外為を売却してよい。上記日以前未登録の既存対外借款債務については中銀の事前承認を要する。

▼覚書(2.21)——68年10月12日付覚書に基づく商銀の

国内信用勘定および当座貸越の枠は廃止する。

▼覚書(2.21)——輸出企業の定義。(1)生産の大部分が輸出に向けられる産業に属する企業。(2)主に輸出のために、または輸出実績ないし輸出契約により立証される輸出潜在力を有し、使用総原料の少なくとも70%が国産原料である最終製品の加工ないし製造に従事する企業。ただし、総生産の少なくとも50%が輸出に向けられること。(3)1年間の個別企業の実績ないし潜在的純外為収入が2万ドル以上の最終財の加工・製造に従事する企業。

▼覚書(2.21)——D/A、オープン・アカウントによる商品輸入は180日以上について認められる。

▼回状297号(4.14)——回状288号(70.1.28)第1条(a)項改訂。第1条、預金準備率。(b)商銀の国内通貨預金準備。法定準備の少なくとも25%は中銀預金残高の形で保有すること。残りは共和国債務証券等および現金でよい。

▼回状299号(4.20)——すべての預金準備要件を次表に従いさらに2%引上げる。5月1日発効0.5%、6月1日0.5%、7月1日0.5%、8月1日0.5%。

▼回状書(5.2)——共和国法6125号(フィリピン)の経済開発促進その他目的のため海外積送品に安定化税を課す法律)の5月1日大統領署名・成立に伴い、公認銀行は5月1日12時より安定化税を徴収すること。

▼覚書(5.6)——70年4月30日発効予定であった基礎再割引率および優遇率での再割引率25%引上げは追って通告あるまで停止される。

▼覚書(5.7)——DBP、PNB、GSIS、SSSおよび賠償委員会に借入残高を有する企業および主株主および役員に属する商銀により再割引のため中銀に提示される手形は、上記政府機関発行の上記企業および主株主、役員に未払金がないことまたはその借入勘定が満期前で返済中である旨の証明に基づいてのみ受理される。

▼覚書(5.8)——公認銀行は、変動相場での外為保有およびその他現物の外国通貨資産が通常の一覧払L/C残高の30%を超える額相当の外為を日々銀行間市場で処分すること。

▼覚書(5.8)——回状289号第3条実施規則。公認銀行は、申請者が貿易外ドル収入をわが国に送金し、公認銀行に売却しない限り、居住ドル稼得者に經常貿易外支払のため外為を売却してはならない。5月11日発効。

▼回状300号(6.2)——安定化税徴収規則。

▼覚書(6.2)——2月21日付覚書に特定する輸出産業による新規外国借入の支払をカバーするための輸出控除特典の程度に関するガイドライン。1. 申請企業は輸出産業であること。2. 輸出産業は中銀承認を得て、輸出控除取決めを通じ機械・設備・原料・サプライズの海外調達交

渉をしてよい。ただし、上記品目は国内で入手できず、かつ外国債務の満期は5年以上たること。3. 輸出産業による完全償却設備代置のための機械類購入の場合、控除率は各輸出船荷 FOB 価額の15%以下、新規プロジェクトまたは既存輸出産業拡大のための機械・設備・原料・サプライズの購入の場合、新規プロジェクトまたは既存産業拡張による輸出収入増分からの輸出船荷 FOB 価額の50%以下とする。4. 所与の四半期間の控除総額は、同期間満期利子を含む償還総額プラス通常生産に要する原料・サプライズ価額以下とする。

▼覚書 (7.7)——織物端切輸入をカバーする一切のL/Cを取消す。

▼覚書 (7.8)——69年12月26日以前に取得したか、同日以後でも中銀の承認を得て取得した、非居住者保有政府証券利子は全額送金してよい。

▼覚書 (7.13)——貿易外支払覚書 (2.21) D項(1)の解釈。比人支配企業は業種にかかわらず、税控除純利益に対応する配当・利益のうち海外非居住株主または非居住共同経営者に支払うべきシェアの全額送金を認められる。

▼回状305号 (7.24)——為替安定基金設置。8月1日発効。8月1日より公認銀行は買取輸出手形からの外為受取の10%を別置き、その外為収入は中銀為替安定基金積立てのため中銀に売渡すこと。

▼覚書 (7.22)——単価5万ドル以下の機械・設備の輸入は現金決済でもよい。

▼回状304号 (7.21)——外貨建預金制度。1. 申請に基づき中銀選定銀行は以下の権限を与えられる。(a)外貨準備適格通貨で積立てられた預金を受入れ、ないしは委託された上記通貨を受入れる。(b)上記預金を証する譲渡可能証明書が発行。(c)上記証明書の割引。(d)貸付担保としての上記証明書の受理。(e)上記預金に外国通貨で通常限度以上の利子を支払う。(f)中銀とのスワップ協定に基づいてのみ保有外国通貨をペソに交換する。(g)上記預金の記録とサービスのため番号勘定制を採用する。2. 公認銀行は上記1.(f)の場合を除き、預金債務に対し100%外国通貨カバーを維持すること。カバーの少なくとも15%は中銀への外貨預金、残額は外国銀行への外貨預金・外貨貸付・証券たること。4. 預金者による預金の引出し、海外移転にはなんら制限はない。5. 本回状は現行の輸出ないし貿易外の外為受取規則を修正するものではない。ただし経常稼得、居住者所得および契約義務に従う非居住者による支払を示す貿易外対内送金以外の貿易外対内送金は、送金が本回状上記規定に基づき預金される場合、売渡要件を免除される。

▼回状306号 (7.29)——商銀により維持さるべき望まし

い流動性ポジションに一致して中銀の信用便宜を継続して利用するための追加資格。1. 監査部の前回調査現在の自行の満期到来貸付金総額に対する自行株主、取締役に対する満期到来直接・間接貸付の比率は5%を超えてはならない。新規貸付として現われるが実際には更新手形であるこれら株主、取締役、役員の手形は年利12%と評価され、買戻し信用の全額は、更新貸付が現行規制に基づき再割引不適格であることを考慮して、関係銀行の交換勘定の借方に自動的に記入される。2. 中銀の信用利用を申請する商銀の払込資本は、一定条件を満たす場合の他、少なくとも2000万ペソ以上たること。払込資本増額時に基礎再割引枠の比例的増加を認められる。3. 一覧払L/C 残高の30%超過分外為保有の処分要件順守 (覚書5.8)。

▼覚書 (8.10)——居住者による非居住者所有の比国会社株式購入を認める。ただし、外為流出を伴わないこと。

▼覚書 (9.14)——100ドル以上L/C開設要件に関連して、個々が100ドル以下の次の輸入にもL/C開設要件を適用する。1. 同一売手からの同一商品分類の輸入が一つ以上、2. 輸入総額100ドル以上、3. 同一船、同一日の輸入船積。

▼覚書 (9.22)——中銀は公認銀行と輸入L/Cから生ずる債務カバーのための先物為替契約を結ばない。

▼覚書 (11.13)——積載量1トン以下の組立軽トラックおよび小型バンの輸入L/Cの開設を停止する。ただし、中銀の事前承認に従う完全ノックダウン軽トラックないし小型バンの輸入L/C開設は認められる。

▼回状315号 (12.1)——共和国法6142号に従う外国借入政策とガイドライン。1. 71年度の残存期間の元利償還を含む外国信用の利用申請は認められない。2. 一定条件に基づき定期的更新を条件とする短期約束手形の作成を要する中・長期信用の利用申請は認められない。3. 外国信用利用申請の中銀承認は、交渉進行中であつ成立の機会ありとの証拠提出に基づき90日延長条件の90日の時効期間を有すること。4. 追って改訂あるまで、外国信用の申請承認は以下の最低条件を要する。(a)利子率。貸付国のプライム・レート、プラス2%以下。政府借入を除く。(b)最少限返済期間。25万ドル以下5年、船積ないし振出日1年後開始、年均等払。25~50万ドル8年、均等。50万ドル超12年、均等。3年間の元本支払猶予期間を除き、少なくとも8年の期間を有する50万ペソ超の申請は、輸出産業に認められる。7. 以下の場合申請承認は撤回される。(a)プロジェクトが過剰産業の能力を拡大する場合。(b)申請企業およびその主役員、株主の対政府機関勘定が未払の場合。

8. 中部ルソン、ラグナ州土地改革指定地区内の指定時点と69年末現在の土地保有状況

町・州	米作農 民数 <sup>(1)</sup>						耕作面積 (ヘクタール) <sup>(2)</sup>				借地契約 <sup>(4)</sup>		
	指定年月日 <sup>(2)</sup>	合計	自作農	賃借農	分益 小作農	その他	合計	自作農	賃借農	分益 小作農	その他	移行分益 小作農数	移行率%
* Plaridel, Bulacan	64-6-1	1,349	76	3	1,265	5	2,478.23	106.46	5.37	2,350.35	16.05	912	72%
* Concepcion, Tarlac	64-8-7	2,691	218	74	2,284	115	9,304.47	734.47	250.10	7,719.90	600.00	1,762	77
* Orani, Bataan	65-3-24	1,326	73	104	915	234	3,214.22	187.43	276.80	2,724.49	25.50	279	30
* Hermosa, Bataan	65-3-24												
* Orion, Bataan	65-3-24	853	66	272	515	-	2,335.56	181.05	742.63	1,411.88	-	313	61
* Pilar, Bataan	65-3-24												
* San Marcelino, Zambales	65-3-17	2,406	254	266	1,573	313	3,003.90	325.30	340.60	2,014.50	323.50	307	19
* San Antonio, Zambales	65-8-17												
* Castillejos, Zambales	65-8-17	1,902	262	535	865	240	2,772.67	227.94	989.76	1,125.17	429.80	669	77
* Tayug, Pangasinan	65-9-27												
* San Luis, Pampanga	64-8-7	3,354	195	409	2,652	98	11,904.24	689.00	1,410.00	9,275.00	530.24	2,071	73
Candaba, Pampanga	66-8-23												
Minalin, "	"	1,760	126	119	1,145	370	5,999.47	542.00	394.00	4,286.00	777.47	724	63
Sto. Tomas, "	"												
San Fernando, "	"												
Arayat, "	"	4,845	193	821	3,703	128	13,739.27	615.00	1,834.00	9,467.27	1,823.00	1,703	46
Sta. Ana, "	"												
Mexico, "	"												
Mabalacat, "	"	1,703	69	327	1,307	-	5,846.90	462.90	679.00	4,705.00	-	357	27
Magalang, "	"												
Apalit, "	"	1,733	113	375	1,078	167	5,337.07	552.00	1,189.00	2,968.00	628.07	715	66
San Simon, "	"												
Bahay Pare(Candaba) <sup>(1)</sup>	"	2,329	475	147	1,305	402	5,725.00	1,379.00	507.00	3,414.00	423.00	1,305	100
* Gapan, Nueva Ecija	64-8-7	2,196	88	66	1,780	262	5,786.70	258.72	194.04	5,239.35	94.59	1,361	77
* Cabiao "	68-3-15	2,056	82	554	1,331	89	6,335.35	194.58	1,654.40	3,930.34	556.03	1,073	81
San Isidro, "	68-3-15												
Zaragoza, "	"	4,853	199	426	4,075	153	9,613.77	470.21	1,242.53	7,226.51	674.52	1,771	43
Aliaga, "	"												
Jaen, Nueva Ecija	68-3-15	3,641	251	580	2,644	166	9,658.89	797.38	1,724.80	6,741.46	395.25	824	31
San Antonio, "	"												
Sta. Rosa, "	"	2,735	142	238	2,106	249	6,944.70	368.00	619.70	5,311.00	646.00	877	42
San Leonardo, "	"												
Bongabon, "	"	2,465	83	166	2,156	60	6,150.27	250.38	407.61	5,260.50	231.78	1,107	51
Laur, "	"												
Cabanatuan City "	"	2,299	120	551	1,479	149	6,394.12	349.38	1,531.62	3,750.62	762.50	1,479	100
Guimba, "	"	4,534	274	1,533	2,706	21	12,438.75	697.40	4,301.40	7,367.95	72.00	810	30
Cuyapo "	"	3,366	367	370	2,515	84	8,822.97	697.40	703.10	6,497.70	924.87	2,515	100
Nampicuan, "	"												
Talavera, "	"	5,293	976	212	3,979	126	11,484.88	2,085.00	412.00	8,670.03	317.85	356	10
Sto. Domingo, "	"												
Licab, "	"	2,329	75	178	2,076	-	7,682.40	270.73	586.66	6,825.01	-	74	3
Quezon, "	"												
Muñoz, "	"	2,635	167	315	2,125	28	8,095.60	565.30	810.50	6,593.20	126.60	647	30
San Jose, "	"	3,843	233	350	3,155	105	9,953.37	561.37	965.48	7,927.86	498.66	1,039	33
Natividad, "	"	1,859	248	260	1,351	-	5,720.25	749.50	784.50	4,186.25	-	125	9
Llanera, "	"												
Lupao, "	"	2,429	360	172	1,897	-	6,908.18	1,072.98	532.30	5,302.90	-	194	10
Calauan, Laguna	68-10-7	2,786	412	217	1,792	365	5,456.90	853.50	521.70	3,135.00	946.70	286	10.4
Victoria, "	"												
Pila, "	"	1,909	134	114	1,491	170	3,568.39	191.70	214.91	2,609.87	551.90	2	0.1
San Pablo City	"												
Alaminos, City	"	1,909	134	114	1,491	170	3,568.39	191.70	214.91	2,609.87	551.90	2	0.1
Cabuyao "	"												
Calamba, "	"	1,909	134	114	1,491	170	3,568.39	191.70	214.91	2,609.87	551.90	2	0.1
Los Baños, "	"												
Bay, "	"	1,198	-	-	1,056	-	3,511.69	-	-	-	-	-	-
San Pedro, "	"												
Binan, "	"	1,198	-	-	1,056	-	3,511.69	-	-	-	-	-	-
Sta. Rosa, "	"												
ラグナ全州		5,893	556	463	4,339	-	12,536.97	30.05	363.92	3,117.72	-	13	1.2

\* 1966年以前に指定された12町。

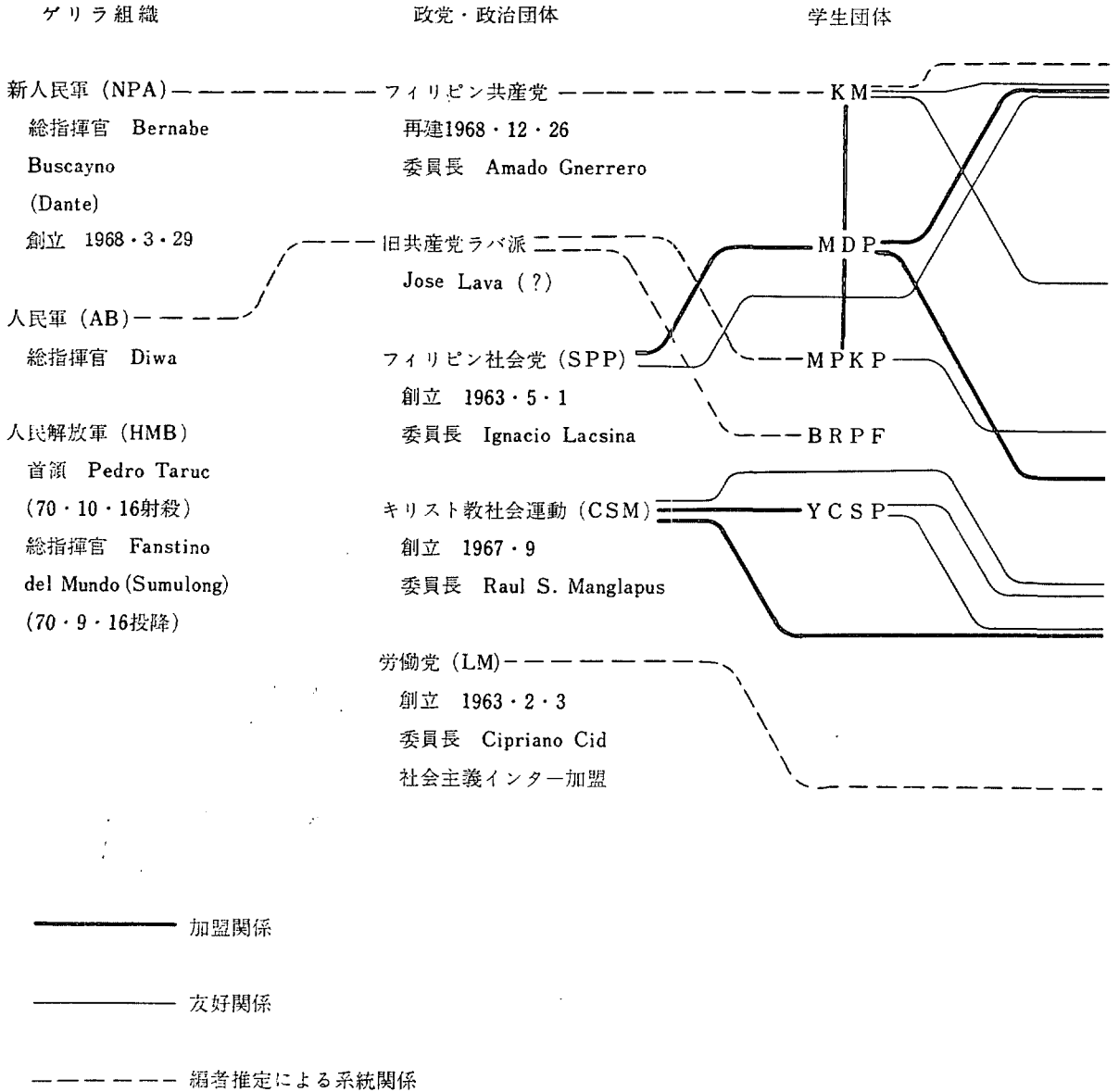
(1) 網々の町のデータはない。Candaba地区の合計を示す。

(2) 指定日は指定宣言公布日より後で、どの時点をとったか不明。

(3) 指定日近接時のインデックス・カードに基づく。

(4) 69年末現在。

出所：土地改革プロジェクト局。



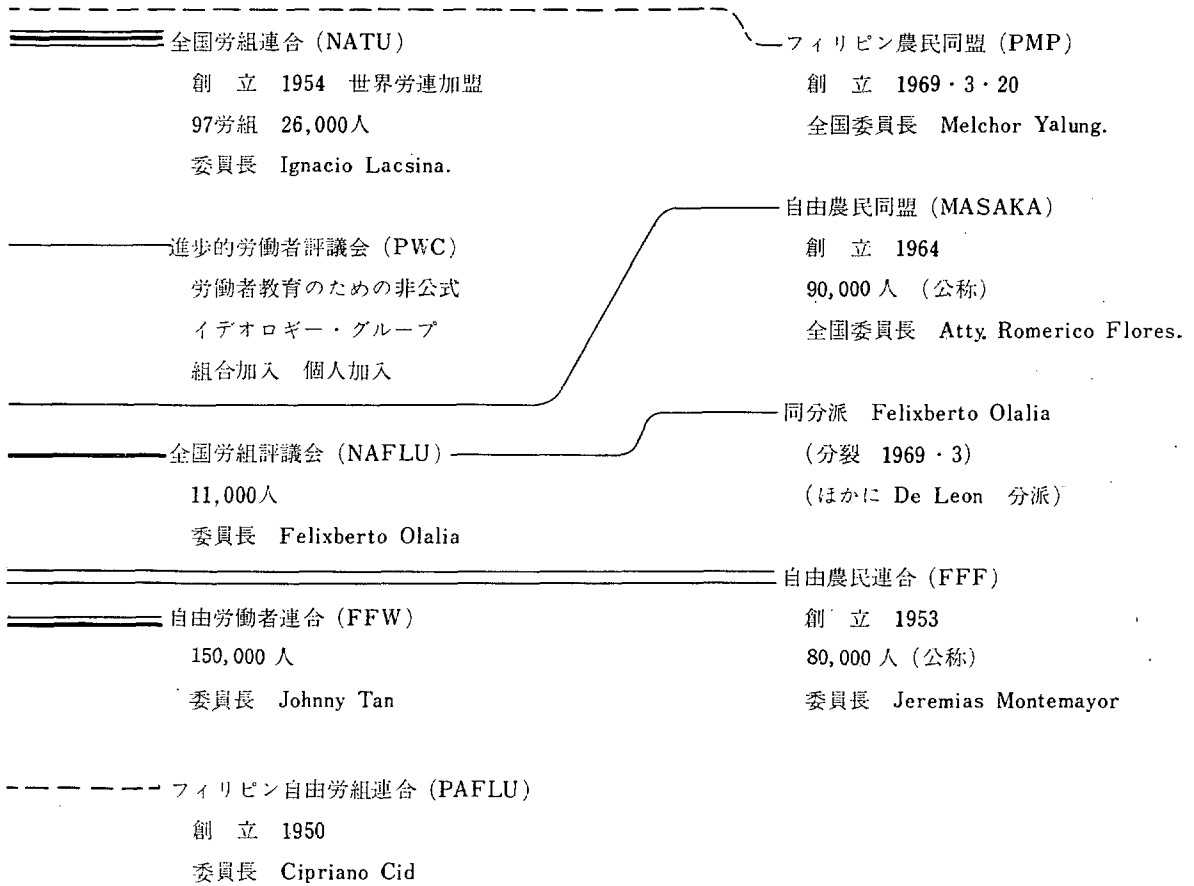
Sunday Times Magazine.

1970・3・15 をもとに作成。

新運動主要組織系統図

労働組合

農民組合



(注)ほかに

フィリピン労働組合会議  
 (英語略称 TUCP, タガログ語略称 PMP)  
 1970・2・15 フィリピン労働組合評議会と  
 フィリピン労働センター  
 (PLC) の合併により成立。  
 上記 PAFLU FFW など重要単産、  
 単組をカバーする公称600,000人  
 委員長 Roberto S. Oca

# 主 要 統 計

- 第1表 州別人口と増加率  
 第2表 産業別国内純生産 (1967~1970)  
 第3表 1人当り国民総生産・国民所得・個人消費  
 支出と対前年増加率  
 第4表 雇用および失業  
 第5表 非農業労働者賃金率指数  
 第6表 マニラ消費者物価指数  
 第7表 生産量指数  
 第8表 主要製品の生産量と収穫面積  
 第9表 通貨増減要因分析  
 第10表 中央政府現金勘定  
 第11表 機能別中央政府支出

- 第12表 新規登録企業国籍別投資  
 第13表 新規登録企業国籍・産業別投資  
 第14表 品目別輸出構成  
 第15表 最終用途別輸入構成  
 第16表 10大輸出入品  
 第17表 相手国別輸出入額と比率  
 第18表 国際収支総括表  
 第19表 借入先別対外公的債務残高と満期構成比  
 第20表 米国の対比直接投資  
 第21表 外国援助総括表  
 第22表 4カ年開発計画の総括目標

第1表 1960, 70年センサス 州別人口と増加率

	1960	1970	増加率 (%)
全 国	27,088	37,008	36.62
第I地方 マニラ Manila 市	1,139	1,311	15.10
第II地方 イロコスおよび 旧マウンテン州	1,469	1,846	25.66
Abra	115	149	29.57
Ilocos Norte	287	343	19.51
Ilocos Sur	338	386	14.20
La Union	293	375	27.99
Mountain Province	436	593	36.01
Benguet			
Ifugao			
Kalinga-Apayao			
第III地方 カガヤン・パー レイ	1,035	1,477	42.71
Batanes	10	11	10.00
Cagayan	445	581	30.56
Isabela	442	663	50.00
Nueva Viscaya	138	222	60.87
第IV地方 中部ルソン	3,691	5,100	38.17
Bataan	145	214	47.59
Bulacan	556	837	50.54
Nueva Ecija	608	850	39.80
Pampanga	617	912	47.81
Pangasinan	1,124	1,388	23.49
Tarlac	427	559	30.91
Zambales	214	340	58.88

	1960	1970	増加率 (%)
第V地方 南部ルソン	4,233	6,767	59.86
Batangas	682	927	35.92
Cavite	378	518	37.04
Laguna	472	719	52.33
Marinduque	115	144	25.22
Occidental Mindro	84	146	73.81
Oriental Mindro	229	328	43.23
Palawan	163	232	42.33
Quezon	654	972	48.62
Rizal	1,456	2,781	91.00
第VI地方 ビコール	2,363	2,997	26.83
Albay	575	672	30.49
Camarines Norte	188	263	39.89
Camarines Sur	820	979	19.36
Catanduanes	156	163	4.49
Masbate	336	493	46.73
Sorsogon	348	427	22.70
第VII地方 西部ビサヤ	3,209	3,873	20.69
Aklan	226	263	16.37
Antique	238	290	21.85
Capiz	315	396	25.71
Iloilo	966	1,168	20.91
Negros Occidental	1,332	1,589	19.29
Romblon	132		27.27
第VIII地方 東部ビサヤ	4,564	5,390	18.10
Bohol	592	675	14.02
Cebu	1,333	1,633	22.51
Leyte	963	1,092	13.40

	1960	1970	増加率 (%)		1960	1970	増加率 (%)			
Northern Samar	868	1,024	17.97	Surigao del Norte	195	239	22.56			
Eastern Samar				Surigao del Sur	165	261	58.19			
Western Samar				第X地方 南部ミンダナオ およびスルー	3,274	4,916	50.15			
Southern Leyte								210	248	18.10
Negros Oriental								598	718	20.07
第IX地方 北部ミンダナオ	2,111	3,331	57.79	Cotabato	1,029	1,824	77.26			
Agusan	271	456	68.26	South Cotabato						
Bukidnon	194	400	106.19	Davao del Norte	893	1,420	59.01			
Lanao del Norte	271	383	41.33	Davao del Sur						
Lanao del Sur	378	714	88.89	Davao Oriental						
Misamis Occidental	248	344	38.71	Zamboanga del Norte	282	412	46.10			
Misamis Oriental	389	534	37.28	Zamboanga del Sur	743	1,032	38.90			
Camiguin				Sulu	327	427	30.58			

(出所) 1960年は *Census of the Philippines 1960*; 1970年は *Business Day Oct. 20, 1970*. 所載の暫定数字。

第2表 産業別国内純生産 (要素価格表示, 1955年価格)

産 業 別	価 額 (100万ペソ)				対前年増加率 (%)				構 成 比 (%)			
	1967	1968	1969	1970 <sup>(1)</sup>	1967	1968	1969	1970	1967	1968	1969	1970
農 林 漁 業	4,317	4,652	4,968	5,158	6.0	7.8	6.8	3.8	30.5	31.1	31.5	31.4
鉱 業	246	290	340	412	12.8	17.9	17.2	21.2	1.8	1.9	2.2	2.5
製 造 業	2,461	2,595	2,690	2,743	4.9	5.4	3.7	2.0	17.4	17.3	17.1	16.7
建 設 業	548	522	479	485	8.5	(4.7)	(8.2)	12.5	3.9	3.5	3.0	2.9
運 輸 通 信 業	665	696	725	765	4.9	4.7	4.2	5.5	4.7	4.7	4.6	4.7
商 業	2,121	2,206	2,292	2,375	4.8	4.0	3.9	3.6	15.0	14.7	14.6	14.4
サ ー ビ ス 業	3,779	4,003	4,251	4,512	4.6	5.9	6.2	6.1	26.7	26.8	27.0	27.4
国内純生産 (要素価格)	14,137	14,964	15,745	16,450	5.4	5.8	5.2	4.5	100.0	100.0	100.0	100.0
国民所得 (要素価格)	13,965	14,744	15,574	16,243	4.8	5.6	5.6	4.3	98.8	98.5	98.9	98.7
間接税マイナス補助金	1,280	1,359	1,454	1,428	9.0	6.2	7.0	(1.8)	—	—	—	—
資 本 減 耗 引 当	1,327	1,494	1,667	1,850	17.2	12.6	11.6	11.0	—	—	—	—
国 民 総 生 産	16,572	17,597	18,695	19,521	6.0	6.2	6.2	4.4	—	—	—	—

(出所) 1967~1969年の数字は, NEC, *Statistical Reporter*, Vol. XIV, No. 2, April-June 1970.

(注) (1) 1970年第3四半期末現在推計。

第3表 1人当り国民総生産・国民所得・個人消費支出と対前年増加率

	価 額 (ペソ)				対前年増加率 (%)		
	1967	1968	1969	1970	1968	1969	1970
A. 突 数							
1. 国民総生産	751	804	854	978	7.1	6.2	14.5
2. 国民所得	626	670	711	798	7.0	6.1	12.2
3. 個人消費支出	586	614	651	—	4.8	6.0	—
B. 1955年 価 格							
1. 国民総生産	478	490	503	527	2.5	2.7	4.8
2. 国民所得	403	411	419	439	2.0	1.9	4.8
3. 個人消費支出	362	376	393	—	3.9	4.5	—
C. 人口 (7月1日現在千人)*	34,656	35,883	37,158	37,008	3.5	3.6	—

(出所) 同上。

(注) \* 1970年はセンサス暫定数字による。他は推計。

第4表 雇用および失業 (各年5月現在, 単位 1,000人)

	1964	1965	1966	1967	1968	1969
A. 労働力人口	11,296	11,491	11,886	13,274	13,534	12,040
B. 雇用労働力	10,572	10,543	11,032	12,185	12,481	11,229
(a) 農業	6,188	6,053	6,275	6,993	7,202	6,329
(a) 非農業	4,384	4,491	4,757	5,192	5,280	4,900
(b) 完全雇用	9,925	9,728	10,359	11,280	—	—
(b) 不完全雇用 <sup>(1)</sup>	647	815	673	905	—	—
C. 完全失業	724	947	854	1,089	1,053	811
C/A (%)	6.4	8.2	7.2	8.2	7.8	6.7

(出所) センサス統計局—中央銀行年報。

(注) (1) 1週間の労働時間が30時間以下で, 30時間以上の労働を希望する者。

第5表 非農業労働者賃金率指数 (マニラ・同郊外)

(1955=100)

	名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練
1961	104.8	104.4	92.6	92.2
1962	106.1	107.5	88.6	89.7
1963	109.3	113.4	86.4	89.6
1964	111.2	114.4	81.2	83.6
1965	114.4	122.5	81.5	87.3
1966	120.1	131.4	80.6	88.2
1967	125.7	137.6	79.8	87.3
1968	135.8	153.1	86.0	96.9
1969	143.0	160.3	89.2	100.0
1970*	146.3	162.3	82.4	91.6

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1969.70年は *Central Bank News Digest*, Sep. 22, 1970.

(注) \* 1~6月暫定数字。

第6表 マニラ消費者物価指数 (中央銀行)

(1955=100)

	1957								1969						
	全品目	食品	衣類	家賃	水光	道熱	その他		全品目	食品	衣類	家賃	水光	道熱	その他
1957	104.5	106.8	113.6	99.6	98.6	100.8		1969	160.4	190.2	158.0	137.7	133.5	126.0	
1958	108.6	113.4	116.7	100.4	102.4	100.4		1970.1	170.2	204.0	166.9	148.2	136.5	130.7	
1959	107.0	108.7	121.3	100.9	105.3	102.4		2	167.5	201.7	169.4	148.2	135.5	131.5	
1960	115.5	116.0	128.4	102.0	104.7	103.5		3	175.4	204.7	183.0	148.2	141.5	141.2	
1961	113.2	118.9	128.7	104.3	106.0	104.0		4	181.9	209.2	196.5	148.2	150.8	150.2	
1962	119.8	127.9	138.9	107.0	107.9	107.5		5	184.0	211.3	204.3	148.2	151.7	151.6	
1963	126.5	140.0	140.2	110.2	109.4	108.8		6	185.0	213.5	200.8	148.2	150.5	152.5	
1964	139.9	153.4	140.9	112.3	120.4	111.9		7	191.2	222.7	204.4	151.2	169.3	153.3	
1965	140.4	161.3	144.5	116.0	132.4	114.6		8	193.4	226.4	210.3	151.2	171.1	153.0	
1966	149.1	176.4	146.8	121.0	130.1	118.4		9	194.5	208.6	210.8	151.2	170.3	153.2	
1967	157.6	190.6	153.1	126.4	130.8	121.0		10	200.2	240.0	210.7	151.2	172.5	153.5	
1968	158.1	187.0	156.2	134.8	134.5	124.2		11	206.8	253.2	213.4	151.2	175.5	153.7	



第7表 生産量指数

(1955=100)

	農 業			鉱 業			製 造 業			電 力
	計	食糧作物	輸出作物	計	金	基礎金属	計	非耐久財	耐久財	生 産
1960	120.8	—	—	126.7	—	—	150.5	152.0	143.2	217.6
1961	120.6	117.8	127.6	134.3	101.1	160.3	160.5	156.4	179.8	247.5
1962	129.8	—	—	136.6	101.0	164.7	169.7	165.6	189.3	284.0
1963	134.8	125.8	156.7	138.6	89.7	177.0	180.5	174.9	207.5	317.1
1964	136.5	140.2	140.9	140.4	—	—	195.5	186.8	237.3	356.2
1965	140.4	—	—	151.8	104.4	189.1	200.9	193.3	237.4	390.2
1966	152.1	150.3	156.6	166.2	108.2	211.9	218.6	211.6	251.9	439.8
1967	155.5	154.3	158.4	181.2	117.0	231.1	225.2 <sup>b</sup>	215.7	270.5	489.5
1968	173.9	169.0	185.8	207.7	125.8	272.1	244.7 <sup>b</sup>	234.8	292.1	598.3
1969 <sup>p</sup>	181.4	178.0	189.6	226.2	128.7	302.8	257.3 <sup>b</sup>	246.9	307.4	—
1970 <sup>p</sup>	183.3	179.5	192.6	243.4	144.3	321.4	247.8 <sup>c</sup>	238.1	294.3	—

(出所) 中央銀行各年年報。

(注) 農業は作物年度(7月1日~6月30日), 他は暦年。a 1~6月, b 1~9月, c 1~3月, p 暫定数字。

第8表 主要産品の生産量と収穫面積 (作物年度)

	生 産 量 (1,000トン)					収穫面積 (1,000ヘクタール)			
	1966	1967	1968	1969	1970 <sup>p</sup>	1966	1967	1968	1969 <sup>p</sup>
食 糧 作 物						6,062	6,092	6,128	6,435
籾 米	4,073	4,299	4,789	4,445	4,998	3,109	3,096	3,304	3,411
とうもろこし	1,380	1,490	1,619	1,732	1,787	2,106	2,158	2,047	2,190
豆・野菜	249	253	251	269	247	110	104	102	105
果実・木の実	1,313	1,431	1,449	1,448	1,442	407	412	428	416
根 菜 作 物	1,472	1,368	1,305	1,338	1,337	263	252	250	243
魚 <sup>(1)</sup>	705	746	938	1,036	1,181	—	—	—	—
輸 出 作 物						2,235	2,421	2,443	2,446
ア バ カ	135	118	130	106	112	198	186	171	178
分 蜜 糖	1,402	1,560	1,595	1,596	1,885	315	309	318	341
コ プ ラ	1,485	1,577	1,542	1,643	1,588	1,611 <sup>(2)</sup>	1,820	1,800	1,810
ココナツ油 <sup>(1)</sup>	657	576	634	—	—	—	—	—	—
コプラ・ミール <sup>(1)</sup>	263	204	207	—	—	—	—	—	—
乾燥ココナツ	77	88	56	—	—	—	—	—	—
合 計 <sup>(3)</sup>	—	—	—	—	—	8,297	8,513	8,571	8,881

(出所) 中央銀行年報。

(注) (1)暦年。(2)コプラ以下4項目合わせてココナツを示す。(3)収穫面積はその他の作物も含む。p 暫定数字。

第9表 通貨増減要因分析

(単位 100万ペソ)

	1965	1966	1967	1968	1969	1970*
A. 公 的 部 門						
1. 中央 政府						
a. 中銀保有有価証券	- 71.5	+122.5	+ 90.1	+118.9	+521.1	+139.1
b. 商銀保有有価証券	+ 70.8	+ 91.4	+ 99.7	+134.4	+263.4	-163.5
c. 中 銀 貸 付	+ 20.0	+ 2.3	+ 72.0	+ 19.4	+ 4.2	- 5.4
d. 商 銀 貸 付	- 36.6	—	—	—	—	—
控除 e. 中央 政府 残高	-149.6	- 8.8	-108.1	-130.7	-130.5 <sup>a</sup>	-297.9 <sup>a</sup>
国 庫 金	- 12.4	+ 7.8	- 11.7	+ 6.8	+ 0.6	- 0.6
商銀預け要求払預金	-240.5	+186.4	- 19.5	- 30.4	- 66.2	-101.6
中銀預け要求払預金	+149.1	- 84.8	- 33.0	+ 18.1	- 38.1	-105.8
中銀預け信託基金	+ 11.7	- 40.3	+ 41.7	- 8.4	+ 2.3	- 5.0
f. 貯蓄・定期預金計	- 58.8	- 7.0	-133.6	+ 44.6	+ 49.8	- 75.6
合 計	-225.4	+200.4	+ 20.1	+186.6	+699.6	-403.3
2. 地方 政府 および 政府 機関						
a. 中銀保有有価証券	+ 27.1	+117.5	+180.4	- 16.5	+104.9	- 11.1
b. 商銀保有有価証券	+ 78.7	+ 81.4	+170.6	+ 18.8	+102.0	+ 59.3
c. 中 銀 貸 付	- 13.5	- 0.1	+ 1.7	+ 8.3	- 1.6	+ 31.4
d. 商 銀 貸 付	+276.9	-139.6	+247.5	+ 66.8	+258.1	- 56.1
控除 e. 貯蓄・定期預金	+ 87.8	- 18.2	- 46.9	+ 36.2	- 25.3	+ 25.3
f. 政府銀行のその他勘定純計	-246.7	+ 14.3	-260.3	+173.9	- 53.9	-106.2
合 計	+210.3	+ 55.3	+293.0	+287.5	+384.2	- 59.4
公 的 部 門 計	- 15.1	+255.7	+313.1	+474.1	+1083.8	-460.7
B. 民 間 部 門						
a. 商銀の貸付、割引、当座貸越手形貸付	+211.0	+630.3	+904.7	+718.7	+266.9	+441.9 <sup>a</sup>
b. 商銀保有有価証券	- 0.1	+ 2.6	- 0.1	- 1.2	+ 43.7	- 11.4
控除 c. 貯蓄・定期その他預金	-188.1	-612.8	-751.9	-690.1	-122.6	-131.9 <sup>a</sup>
d. 民間商銀その他勘定純計	- 86.9	-141.0	+ 35.0	-106.8	-107.5	- 16.7
民 間 部 門 計	- 64.1	-120.9	+187.7	- 79.4	+ 80.5	+281.9
C. 国 外 要 因						
a. 外 貨 準 備	+519.1	+217.9	+184.8	- 11.2	-138.1 <sup>a</sup>	+524.5 <sup>a</sup>
控除 b. 外貨準備再評価	- 71.1	+ 10.9	+247.2	+ 1.6	+ 8.4	- 1.6
c. 海外補償借入、IMF 引出し	-175.7	- 59.2	-521.6	-185.7	-262.7	-466.6
国 外 合 計	+272.3	+169.6	- 89.6	-195.3	-392.4	+ 56.3
D. 通貨供給純増 (A+B+C)	+193.1	+304.4	+411.2	+199.4	+771.9	-122.5
E. 通貨供給高	3,066.9	3,371.3	3,782.5	3,981.9	4,753.8	4,631.3

(出所) 中央銀行年報。1970年は *Central Bank News Digest* Sep. 22, '70.

(注) \* 70年は69年12月~70年6月。a. 中央政府海外支出を含む調整。

第10表 中央政府現金勘定 (暦年)

(単位 100万ペソ)

	1965	1966	1967	1968	1969	1970*
期首現金残高	399.1	530.9	490.2	602.4	556.0	457.2
A. 経常勘定純計	-208.2	-86.7	-120.8	-114.3	-805.6	147.4
受取	2,532.7	3,038.4	3,576.4	4,055.9	4,510.9	2,462.6
支払	-2,740.9	-3,125.1	-3,697.2	-4,170.2	-5,316.5	-2,315.2
B. 金融勘定純計	-587.7	-1,020.4	-1,042.8	-1,230.3	-1,298.8	-666.5
利子支払	-63.1	-72.2	-81.9	-101.2	-128.0	-86.8
減債基金支払	-31.3	-27.6	-32.6	-58.0	-61.5	-40.7
債務償還	-493.3	-920.6	-928.3	-1,071.1	-1,108.4	-539.0
うち中銀借入	-225.0	-270.0	-380.0	-237.0	-304.2	-5.4
C. 現金勘定残高 (A+B)	-795.9	-1,101.1	-1,163.6	-1,344.6	-2,103.5	-519.1
D. 公的借入	927.7	1,060.4	1,275.8	1,298.2	2,004.7	830.8
うち中銀借入	245.0	240.0	452.0	270.0	369.9	—
E. C+D	131.8	-40.7	112.2	-46.4	-98.8	311.7
期末現金残高	530.9	490.2	602.4	556.0	457.2	768.9

(出所) 中央銀行年報, *Central Bank News Digest*.

\* 70年1~6月。

第11表 機能別中央政府支出 1965~1969年度<sup>(1)</sup>

(100万ペソ)

	1965		1966		1967		1968		1969		1970* <sup>(2)</sup>	
	額	%	額	%	額	%	額	%	額	%	額	%
合計	2,077.4	100.0	2,227.7	100.0	2,531.0	100.0	2,944.3	100.0	3,611	100.0	3,906	100.0
経済開発	646.3	31.1	556.8	25.0	748.8	29.6	423.5	31.4	1,182	32.7	1,222	31.3
農業・天然資源	177.8	8.6	167.7	7.5	209.8	8.3	219.0	7.4	...	...	284	7.3
運輸・通信	353.0	17.0	272.2	12.2	407.1	16.1	521.3	17.7	...	...	594	15.2
商工業	56.7	2.7	47.2	2.1	59.8	2.4	76.7	2.6	...	...	95	2.4
その他	58.8	2.8	69.7	3.1	71.5	2.8	106.5	3.6	...	...	249	6.4
社会開発	749.2	36.1	872.7	39.2	953.2	37.7	1,046.7	35.5	1,214	33.6	1,367	35.0
教育	604.4	29.1	713.5	32.0	800.4	31.6	872.7	29.6	...	...	1,104	28.3
公衆衛生	117.8	5.7	128.4	5.8	123.4	4.9	142.6	4.8	...	...	211	5.4
健康・福祉	27.0	1.3	30.8	1.4	29.4	1.2	31.4	1.1	...	...	52	1.3
国防	296.0	14.2	323.9	14.5	380.0	15.0	458.8	15.6	525	14.5	579	14.8
国防	224.5	10.8	249.2	11.2	290.4	11.5	345.2	11.7	...	...	420	10.7
治安維持	71.5	3.4	74.7	3.3	89.6	3.5	113.6	3.9	...	...	159	4.1
行政	284.0	13.7	320.0	14.4	319.8	12.6	355.8	12.1	406	11.2	442	11.3
一般行政	186.2	9.0	204.7	9.2	207.7	8.2	231.7	7.9	...	...	308	7.9
法務	55.2	2.7	54.3	2.4	45.1	1.8	51.6	1.8	...	...	37	0.9
司法	40.1	1.9	47.7	2.1	50.7	2.0	54.1	1.8	...	...	67	1.7
年金・賜金	2.5	0.1	13.3	0.6	16.3	0.6	18.4	0.6	...	...	30	0.8
債務返済	101.9	4.9	154.3	6.9	129.2	5.1	159.5	5.4	284	7.9	296	7.6

(出所) Budget Document.

\* (1) 7月1日~6月30日。(2) Budget Commission 70年6月25日現在推計。

第12表 新規登録企業国籍別投資 (払込資本)

(単位 1,000ペソ)

	合 計	フィリピン		中 国		アメリカ		そ の 他	
			%		%		%		%
1950~54	808,598	550,197	68.0	231,214	28.6	10,082	1.3	17,105	2.1
1955~59	703,459	548,281	77.9	133,884	19.0	14,480	2.1	6,814	1.0
1960~64	1,417,872	1,223,709	86.3	164,839	11.6	21,151	1.5	8,173	0.6
1965	327,267	268,835	82.2	36,641	11.2	17,776	5.4	4,015	1.2
1966	387,967	354,292	91.3	27,994	7.2	4,066	1.1	1,615	0.3
1967	419,180	381,802	91.1	28,962	6.9	2,599	0.6	5,817	1.4
1968	470,815	426,691	90.6	29,811	6.3	6,121	1.3	8,192	1.8
1969	410,024	391,272	95.4	13,115	3.2	4,539	1.1	1,098	0.3
1970*	328,422	323,030	98.4	2,796	0.9	1,302	0.4	1,292	0.4

(出所) Statistical Bulletin.

(注) \* 1970年1~6月

第13表 新規登録企業国籍・産業別投資, (1969年)

(単位 1,000ペソ)

業 種	合 計		フィリピン		中 国		アメリカ		そ の 他	
		%		%		%		%		%
	410,024	100	391,272	100	13,115	100	4,539	100	1,098	100
農 業	12,025	2.9	11,872	3.0	46	0.4	107	2.3	—	—
林・漁業・畜産	10,277	2.5	10,221	2.6	6	—	30	0.7	20	1.8
金 属 鉱 業	100	—	110	—	—	—	—	—	—	—
非 金 属 鉱 業	30,434	7.4	29,729	7.6	20	0.2	530	11.7	155	14.1
製 造 業	48,262	11.8	45,384	11.6	2,159	16.5	390	8.6	329	30.0
建 設	16,192	4.0	15,864	4.1	296	2.3	32	0.7	—	—
電 気・ガ 斯・水 道	1,090	0.3	1,090	0.3	—	—	—	—	—	—
卸・小 売 業	132,064	32.2	122,548	31.3	8,874	67.7	56	1.2	585	53.3
金 融 機 関	14,120	3.4	14,116	3.6	—	—	4	0.1	—	—
保 険	622	0.2	612	0.2	—	—	10	0.2	—	—
不 動 産	48,893	11.9	45,629	11.7	164	1.3	3,100	68.3	—	—
運 輸 通 信	41,841	10.2	41,641	10.6	42	0.3	158	3.5	—	—
各 種 サ ー ビ ス	54,095	13.2	52,456	13.4	1,508	11.5	122	2.7	9	0.8

(出所) 同上。

第14表 品目別輸出構成

(f.o.b.: 100万ドル)

	1964		1965		1966		1967		1968		1969	
		%		%		%		%		%		%
合 計	737.4	100.0	768.5	100.0	838.0	100.0	821.5	100.0	857.7*	100.0	854.6	100.0
農 産 品	358.9	48.7	347.3	45.2	324.1	38.7	306.0	37.2	303.4	35.4	277.4	32.1
丸太・材木	143.1	19.4	162.0	21.1	208.4	24.9	212.2	25.9	216.6	25.3	226.0	26.4
鉱 石	57.8	7.8	77.0	10.0	110.8	13.2	103.7	12.6	107.3	12.5	159.6	18.7
製 造 品	167.5	22.7	179.8	23.4	192.9	23.0	178.0	21.7	228.6	26.6	191.1	22.4
そ の 他	10.1	1.4	2.4	0.3	1.7	0.2	21.6	2.6	1.8	0.2	3.5	0.4

(出所) 同上。

(注) \* 製造品中の罐詰パイナップル輸出額が9.4から18.8に改訂されたため、未調整の国際収支総括表より過大。

第15表 最終用途別輸入構成

(f.o.b.: 100万ドル)

	1965		1966		1967		1968		1969		1970*	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	807.6	100.0	852.8	100.0	1,062.2	100.0	1,150.2	100.0	1,131.5	100.0	538.5	100.0
生産財	658.1	81.5	745.6	87.4	908.2	85.5	1,021.8	88.8	1,022.7	90.4	501.8	93.2
機械設備	151.3	18.7	160.1	18.7	216.4	20.4	233.6	20.3	243.1	21.5	116.7	21.7
未加工原材料	110.0	13.7	130.5	15.3	138.6	13.0	163.0	14.2	156.2	13.8	75.9	14.1
半加工原材料	353.1	43.7	398.8	46.8	502.1	47.3	574.0	49.9	574.1	50.7	282.9	52.5
サプライズ	43.7	5.4	56.2	6.6	51.1	4.8	51.2	4.5	49.4	4.4	26.3	4.9
消費財	149.5	18.5	107.2	12.6	154.0	14.5	128.4	11.2	108.7	9.6	36.6	6.8
耐久財	7.7	1.0	13.7	1.6	12.8	1.2	11.6	1.0	10.2	0.9	3.5	0.6
非耐久財	141.8	17.5	93.5	11.0	141.2	13.3	116.8	10.2	98.6	8.7	33.1	6.2

(出所) 中銀年報, 1965~1969年。 \* 1970年1~6月

第16表 10大輸出入品

(f.o.b.: 100万ドル)

	輸 出						輸 入				
	1966	1967	1968	1969	1970**		1966	1967	1968	1969	1970**
丸太・木材	204.7	212.2	216.6	226.0	113.2	非電気機械	151.3	229.0	238.5	258.5	120.3
砂糖	133.0	141.7	144.0	149.0	99.7	輸送機械	109.9	130.3	143.9	124.9	58.5
銅精鉱	74.6	74.9	89.2	132.8	115.3	基礎金属	84.0	105.9	109.7	116.3	66.5
コプラ	157.2	129.4	123.0	87.3	18.5	石油・潤滑油	84.1	93.7	105.8	106.7	58.6
ココナツ油	74.5	59.3	77.3	50.6	40.0	電気機械	36.0	47.1	60.6	60.2	30.9
合板	17.7	18.2	21.5	19.4	8.6	穀類, 同製品	52.8	84.7	40.7	38.0	14.3
乾燥ココナツ	17.7	17.0	24.5	16.0	8.3	爆薬, 化学製品	30.7	36.1	38.5	41.7	24.5
未加工アバカ	18.7	14.7	11.2	14.3	8.1	酪農産品	28.6	29.4	34.9	37.4	16.2
ベニヤ	10.2	8.7	11.5	10.9	3.2	紡績糸, 織物	30.6	31.8	43.6	34.5	17.5
鉄鉱石*	5.1	9.8	18.8	17.2	11.4	織維	34.9	29.1	49.5	41.8	17.0
合計	828.2	821.5	737.6	723.5	426.3	合計	852.8	1,062.2	1,150.2	860.1	424.3

(出所) Statistical Bulletin. \*\*\* 化学原料  
(注) \* 68~70年は罐詰パイナップル。 \*\* 1970年1~6月。

第17表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国				日 本				西ヨーロッパ				ア ジ ア (日本を除く)			
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1949~50年	362.2	78.1	208.3	72.0	15.1	3.3	16.7	5.8	20.0	4.3	40.6	14.0	39.4	8.5	9.4	3.3
1951~54年	331.7	72.0	255.2	64.9	25.2	5.5	41.8	10.6	29.3	6.4	69.2	17.6	40.4	8.8	6.1	2.1
1955~59年	302.6	55.0	255.4	55.4	70.8	12.9	86.5	18.7	72.7	13.2	88.1	19.1	64.2	11.7	11.9	2.6
1960~64年	272.5	42.6	303.5	49.2	127.6	19.9	155.9	25.3	107.2	16.7	121.6	19.7	64.1	10.0	22.6	3.7
1965年	274.1	33.9	348.7	45.4	195.5	24.2	217.6	28.3	134.7	16.7	158.2	20.6	103.4	12.8	29.4	3.8
1966年	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	264.3	31.9	145.1	17.0	157.9	19.1	72.2	8.5	43.9	5.5
1967年	362.2	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9	175.4	16.5	105.9	12.9	91.1	8.6	69.0	8.5
1968年	372.2	32.4	391.7	45.6	326.6	28.4	283.3	33.0	220.9	19.2	95.4	11.3	85.9	7.5	69.9	8.2
1969年	320.2	28.3	360.4	42.2	336.7	29.8	328.7	39.2	237.1	20.6	78.1	9.1	88.0	7.7	64.8	6.8
1970年*	154.3	28.7	203.1	40.1	171.5	31.9	224.1	44.2	97.3	18.0	31.5	6.2	45.0	8.4	38.2	7.6

(出所) 同上。  
(注) \* 1970年1~6月。

第18表 国際収支総括表

(単位 100万ドル)

	1965	1966	1967	1968	1969
1. 経常収支	137	161	-25	-260	-238
(1) 貿易収支	-39	-25	-241	-302	-277
輸出	769	828	821	848	855
輸入	-808	-853	-1,062	-1,150	-1,132
(2) 貿易外収支	77	90	30	-93	-113
非貨幣用金	15	16	17	18	19
投資収益	-31	-37	-76	-97	-78
米政府支出*	60	74	93	10	74
その他用役	33	37	-4	-124	-128
(3) 移転収支	99	96	186	135	152
民間	73	52	114	91	105
政府	26	44	72	44	47
2. 資本収支**	-91	-52	-26	314	164
民間	-140	-29	15	276	150
政府	49	-23	-41	38	14
3. 誤差脱漏	-74	-56	-24	-103	-63
4. 総合収支	-28	53	-75	-49	-137
5. 金融勘定	-28	53	-75	-49	-137
(1) 商銀純資産	13	-82	-56	8	29
資産	-17	-29	-25	-6	17
負債	30	-53	-31	14	12
(2) 通貨当局	15	29	131	41	108
IMF勘定	-14	-23	28	55	-
その他中銀資産	-65	22	36	19	41
その他中銀負債	82	18	106	-33	67
委託資産	12	12	-39	...	...

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, Feb. 1971.

(注) \* 他に含まれない政府支出。 \*\* 他に含まれない資本。

第19表 借入先別対外公的債務残高と満期構成比

(年末現在: 単位 100万ドル)

	合計	金融機関				民間サプライヤー				その他	満期構成比 (%)		
		米政府 機関	米商銀	世銀	IMF	米国	日本	西独	欧州 銀行		長期	中期	短期
1960年	174.7	69.4	-	16.8	41.8	3.1	38.7	-	-	4.9	47.1	12.1	40.8
1961年	275.8	52.0	114.8	17.3	39.0	14.2	34.6	-	-	3.9	16.4	30.4	53.2
1962年	253.5	50.5	96.8	22.6	53.3	2.0	29.1	-	-	-	17.4	33.6	49.0
1963年	248.7	49.5	88.1	31.8	53.3	2.7	23.3	-	-	-	19.7	35.0	45.3
1964年	300.6	51.7	141.1	40.1	47.0	2.4	17.8	0.3	-	0.2	18.6	34.1	47.3
1965年	490.7	71.2	238.3	57.2	80.2	2.2	20.0	2.3	-	19.3	27.3	25.8	46.9
1966年	512.2	59.7	253.2	66.7	90.5	3.3	16.2	2.1	-	20.5	20.0	20.6	59.4
1967年	675.9	59.1	361.4	83.8	118.0	19.1	10.2	5.3	-	19.0	16.1	22.5	61.4
1968年	737.7	65.5	300.3	96.0	173.0	36.4	13.6	11.3	20.1	21.5	16.6	40.4	43.0
1969年	828.3	73.2	330.8	109.3	173.0	39.2	19.7	11.3	37.2	34.6	17.3	30.2	52.4
1970年*	927.7	71.5	409.0	113.8	190.5	34.3	20.2	13.5	28.8	46.1	15.0	19.3	65.7

(出所) *Statistical Bulletin*.

(注) \* 70年3月末。

第20表 米国の対比直接投資

(年末現在: 単位 100万ドル)

	計	製造業	公益事業	商業	その他*	純資本流出	収益再投資	収益	収入
1960 p	414	91	92	50	181	6	21	52	28
1961 p	489	89	104	55	191	-1	27	27	63
1962 p	374	89	28	59	198	-16	16	42	23
1963 r	415	110	21	64	214	21	16	38	20
1964 r	473	131	42	69	230	37	13	46	28
1965 r	530	154	40	78	259	31	23	50	25
1966 r	579	180	48	88	263	19	24	53	26
1967 r	629	216	39	87	296	26	30	61	26
1968 r	673	238	39	91	305	21	12	53	34
1969 p	741	270	43	97	332	41	26	65	38

(出所) U. S. Dept. of Commerce, *Survey of current business*, 1961~1970.

(注) \* その他産業には鉱業、石油業が算入されている。純資本流出~収入欄はすべて暫定数字。

r は改訂数字, p は暫定数字。

収入とは、米国人オーナーが受取りまたはその勘定に記入された、外国の源泉税控除後の配当・利子、および外国の税金控除後の支店利益をいう(米国の税金控除前)。収益とは、外国の税金控除後で米国の税金控除前の外国法人の純収益(損失)の米国人シェアおよび支店純収益をいう。収益再投資とは、外国法人の純収益(損失)の米国人シェアと粗配当(源泉課税前の配当)の米国人シェアとの差として算出される。収益、収入、収益再投資間の関係は、収益+利子=収入+源泉税+収益再投資。

第21表 外国援助総括表

(単位 100万ドル)

	米 国					計	国 連					コ プ ロ ン ラ ボ ン	そ の 二 国 間 他 計 の 画	総 計		
	二 国 間	公法 (PL) 480号					計	技術計 大援 技助画 (EPTA)	通援 常助 技計 術画	特 別 基 金	ユ ニ セ フ				世 糧 界 計 食 画 (WFP)	計
		タ ト イ ル I	タ ト イ ル II	タ ト イ ル III	タ ト イ ル IV											
1952年	38.52	—	—	—	—	38.52	.43	—	—	.96	—	1.39	.05	—	39.96	
1953年	21.26	—	—	—	—	21.26	.32	—	—	.25	—	.57	.04	—	21.87	
1954年	15.12	—	—	.10	—	15.22	.32	—	—	.29	—	.61	.09	—	15.92	
1955年	27.95	—	—	.70	—	28.65	.36	—	—	.39	—	.75	.18	—	29.58	
1956年	31.41	—	—	1.10	—	32.51	.43	—	—	.27	—	.70	.22	—	33.43	
1957年	31.78	10.30	—	2.70	—	44.78	.42	—	—	.58	—	1.00	.17	—	45.95	
1958年	20.10	4.10	—	8.30	—	32.50	.47	.75	—	.28	—	1.50	.19	—	34.19	
1959年	17.76	—	—	7.90	—	25.66	.47	.48	—	.74	—	1.69	.44	.04	27.83	
1960年	20.18	—	—	5.30	—	25.48	.47	.29	—	.30	—	1.06	.72	.05	27.31	
1961年	12.62	—	—	6.80	—	19.42	.38	.18	—	.36	—	.92	1.02	.14	21.50	
1962年	4.53	21.75	—	7.60	—	33.88	.53	.07	.07	.97	—	1.64	.82	.04	36.38	
1963年	2.97	—	—	9.80	—	12.77	.34	.24	.51	.96	—	2.05	.81	.17	15.80	
1964年	3.41	11.40	.23	10.80	—	25.84	.45	.07	1.10	.72	—	2.34	.65	.15	28.98	
1965年	3.12	12.57	—	9.20	—	24.89	.56	.48	2.12	.41	.51	4.08	.45	.18	29.60	
1966年	3.84	—	—	10.30	—	14.14	.44	.50	1.72	.52	.36	3.54	.34	.07	18.09	
1967年	4.97	—	1.20	7.50	20.00	33.67	.64	.50	1.77	.77	1.47	5.15	.70	.45	41.44	
1968年	13.00 <sup>(1)</sup>	—	1.20	4.78	—	18.98	.51	.07 <sup>(2)</sup>	1.35	.88	.62	3.43	.65	.32	24.00	
...	272.54	60.12	2.63	92.88	20.00	448.17	7.54	3.63	8.64	9.65	2.96	32.42	7.54	1.61	489.74	

(出所) National Economic Council. Office of Foreign Aid Coordination. *Annual report on the foreign aid programs in the Philippines FY 1968.*

(1) 贈与6.3, 借款6.7 (内訳: 灌漑修復および設備4.7, 予備調査費2.0)

(2) 1967年3月2日付 NEC 書簡によるフィリピン政府提案にもとづく。

第22表 4カ年開発計画(1971~74年度)の総括目標

## a. 成長率パラメーター、実績(63~69年度)と予測(70~74年度)

	GNP 成長率(%)	投資率	資本係数	平均貯蓄率		限界貯蓄率		消費成長率		
				国民	国内	国民	国内	合計	民間	政府
実績:										
1963年度	4.7	16.6	2.4	16.9	17.3					
1964	4.7	18.3	3.5	19.6	19.9	76.1	76.2	1.4	0.6	7.4
1965	4.1	19.5	4.5	20.1	20.5	33.4	35.5	3.4	3.2	4.6
1966	5.9	19.4	3.3	22.1	22.5	55.4	56.2	3.3	3.1	4.7
1967	6.2	20.5	3.1	21.1	21.8	4.5	9.9	7.6	7.9	5.4
1968	6.3	21.3	3.2	16.5	17.6	-54.8	-43.9	12.4	13.2	6.6
1969	6.5	21.2	3.3	16.7	17.6	19.1	18.0	6.3	6.0	8.6
平均:										
1963-1969年度	5.6	19.6	3.3	19.0	19.6	37.7	39.2	5.7	5.7	6.2
1963-1965	4.4	18.1						2.4	1.9	6.0
1965-1969	6.2	20.4						7.4	7.6	6.3
予測:										
1970年度	5.0	19.5	4.2	17.5	19.0			3.9	3.4	8.0
1971	4.5	19.7	4.2	18.8	20.2			2.8	4.0	-5.4
1972	5.5	19.7	3.5	18.7	20.1			5.6	6.1	2.1
1973	6.0	19.7	3.2	19.2	20.6			5.4	5.5	4.7
1974	6.5	19.7	3.0	19.5	21.0			6.0	6.3	4.1
平均:										
1969-1974年度	5.5	19.7	3.7	18.7	20.2	30.1	32.9	4.7	5.1	3.0

(出所) Four-year development plan FY 1971~1974。

## b. 部門別国内純生産, 1969~74年度

	1969	1970	1971	1972	1973	1974
A. 価額 (100万ペソ, 67年価格)						
国内純生産	23,225	24,526	25,605	27,039	28,688	30,553
農業	7,921	8,466	9,109	9,602	10,161	10,719
鉱業	414	592	714	886	947	1,137
製造業	4,020	4,035	4,113	4,301	4,691	5,127
その他	10,870	11,433	11,669	12,250	12,889	13,570
B. 構成比 (%)						
国内純生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	34.1	34.5	35.6	35.5	35.4	35.1
鉱業	1.8	2.4	2.8	3.3	3.3	3.7
製造業	17.3	16.5	16.0	15.9	16.4	16.8
その他	46.8	46.6	45.6	45.3	44.9	44.4
C. 成長率 (%)	1969-74平均					
国内純生産	5.6	5.6	4.4	5.6	6.1	6.5
農業	6.2	6.9	7.6	5.4	5.8	5.5
鉱業	22.5	43.0	20.6	24.1	6.9	20.1
製造業	5.0	0.4	1.9	4.6	9.1	9.3
その他	4.5	5.2	2.1	5.0	5.2	5.3

(出所) 同上



## c. 部門別支出と資金源, 1969~1974年度 (100万ペソ, 1967年価格)

	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1970-74 平均成長率 (%)	1971-74 平均成長率 (%)
消費	23,146	24,056	24,741	26,135	27,556	29,223	4.8	5.0
政府	2,667	2,880	2,725	2,781	2,912	3,029	3.0	1.6
民間	20,479	21,176	22,016	23,354	24,644	26,194	5.1	5.5
投資	6,322	6,120	6,456	6,815	7,228	7,697	4.1	5.8
粗固定資本形成	5,898	5,682	5,999	6,333	6,717	7,152		
政府	633	857	938	1,020	1,332	1,348		
民間	5,265	4,825	5,061	5,313	5,385	5,804		
在庫増	424	438	457	482	511	545		
経常勘定赤字	-1,685	-1,004	-712	-788	-692	-612		
国民総生産	27,783	29,172	30,485	32,162	34,092	36,308	5.5	5.6
要素所得支払	317	512	504	560	616	668		
国内総生産	28,100	29,684	30,989	32,722	34,798	36,976	5.6	5.7
投資資金源								
投資	6,322	6,120	6,456	6,815	7,228	7,697		
経常勘定赤字	1,685	1,004	712	788	692	612		
国民貯蓄	4,637	5,116	5,744	6,027	6,536	7,085		
加算: 要素所得支払	317	512	504	560	616	668		
国内貯蓄	4,954	5,628	6,248	6,587	7,152	7,753		
パラメーター								
投資率 (対 GNP, %)	22.7	21.0	21.2	21.2	21.2	21.2		
固定資本形成	21.2	19.5	19.7	19.7	19.7	19.7		
在庫増	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5		
資本・産出係数	3.3	4.3	4.3	3.6	3.3	3.0		
貯蓄率								
国民	16.7	17.5	18.8	18.8	19.2	19.5		
国内	17.6	19.0	20.1	20.1	20.6	21.0		

(出所) *Four-year development plan FY 1971~1974.*